

## 第 4 回教育委員会定例会 案件表

### 日 時

令和6年2月16日(金) 午前10時00分から

### 議 題

#### 1 議 案

- (1) 議案第 7 号 令和 5 年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書  
について (資料1)
- (2) 議案第 8 号 「練馬区学校運営協議会規則」の制定について (資料2)
- (3) 議案第 9 号 退学処分に係る審査請求について (資料3)
- (4) 議案第10号 退学処分に係る審査請求について (資料4)

#### 2 陳 情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める  
陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和5年陳情第3号 区立三原台中学校の学校長による女子生徒への猥褻事件、児童ポルノ  
事件等に関する陳情書〔継続審議〕

#### 3 協 議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和 5 年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

#### 4 報 告

- (1) 教育長報告
  - 令和 6 年第一回練馬区議会定例会提出議案について (資料5)
  - 令和 6 年度学校関係工事計画(案)について (資料6)
  - 令和 6 年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について (資料7)
  - 練馬区学校運営協議会制度の導入について (資料8-1~8-3)
  - 令和 4 年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について (資料9)
  - 民設子育てのひろばの開設について (資料10)
  - その他

議案第 7 号

令和 5 年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書  
について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 1 6 日

提出者 教育長 堀 和 夫

令和 5 年度教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告書  
について

このことについて、別紙のとおり決定するものとする。

令和5年度 教育に関する事務の管理  
および執行の状況の点検・評価報告書  
(案)

令和6年(2024年)2月

練馬区教育委員会

練馬区教育委員会 委員名簿

(令和6年2月1日現在)

教	育	長	堀	和	夫	
委		員	仲	山	英	之
委		員	中	田	尚	代
委		員	岡	田	行	雄
委		員	森	山	瑞	江

## 目 次

### 点検および評価制度の概要

1	教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施	・ ・ 1
2	点検・評価の実施方針	・ ・ ・ ・ ・ 1
3	評価対象年度	・ ・ ・ ・ ・ 2
4	教育委員会について	・ ・ ・ ・ ・ 2
5	練馬区教育・子育て大綱	・ ・ ・ ・ ・ 3
	練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）体系図	・ ・ ・ ・ ・ 5
	重点施策評価結果一覧	・ ・ ・ ・ ・ 6
	新型コロナウイルス感染症対策に係る取組に関する評価結果	・ ・ ・ ・ ・ 7
	事業成果	
○	教育分野	
1	教育の質の向上	・ ・ ・ ・ ・ 8
2	家庭や地域と連携した教育の推進	・ ・ ・ ・ ・ 23
3	支援が必要な子どもたちへの取組の充実	・ ・ ・ ・ ・ 29
○	子育て分野	
1	子どもと子育て家庭の支援の充実	・ ・ ・ ・ ・ 41
2	子どもの教育・保育の充実	・ ・ ・ ・ ・ 48
3	子どもの居場所と成長環境の充実	・ ・ ・ ・ ・ 56
○	新型コロナウイルス感染症対策に係る取組	・ ・ ・ ・ ・ 64

点検・評価に関する有識者からの意見および助言	・ ・ ・ ・ ・ 66
令和6年度の主な事業	・ ・ ・ ・ ・ 73

## 点検および評価制度の概要

### 1 教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価の実施

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、すべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理および執行の状況の点検および評価を実施するとともに、その結果を議会に報告し公表することとされています。

この法律の規定に基づき、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」といいます。）は、効果的かつ効率的な教育行政を推進するとともに、区民の皆さまへの説明責任を果たすため、教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価（以下「点検・評価」といいます。）を実施し、報告書にまとめました。

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」（令和3年3月改定）の重点施策および新型コロナウイルス感染症対策に係る取組について点検・評価を行いました。

### 2 点検・評価の実施方針

教育委員会では、つぎの実施方針に基づき、点検・評価を実施しました。

#### 練馬区教育委員会

#### 練馬区教育委員会における教育に関する事務の管理および執行の状況の 点検および評価の実施方針

練馬区教育委員会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づく『教育に関する事務の管理および執行の状況の点検および評価』を、本方針により実施する。

#### 1 目的

主な事務や事業（以下「主な事務等」とする。）の取組状況について点検および評価（以下「点検・評価」とする。）を実施し、様々な課題やその取組みの方向性を明らかにすることにより、効果的かつ効率的な教育行政の一層の推進を図る。

点検・評価に関する報告書を作成し、これを練馬区議会に提出するとともに、公表することにより区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進する。

#### 2 実施方法

教育委員会の事務に関する計画を踏まえ、主な事務等を対象として点検・評価を行う。

点検・評価は、前年度の主な事務等の取組状況を総括するとともに、課題や今後の取組みの方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

教育委員会の事務に関する計画の基本施策ごとに点検・評価を行うとともに、事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う。

学識経験を有する者の知見の活用を図るために「練馬区教育委員会の点検・評価に

関する有識者（以下「点検・評価に関する有識者」とする。）を置く。

「点検・評価に関する有識者」は、公正な意見を述べる者の中から、教育委員会が委嘱する。

「点検・評価に関する有識者」は、評価等について助言を行う。

教育委員会における点検・評価の後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### 3 評価対象年度

令和4年度の事務の管理・執行を評価対象としました。

### 4 教育委員会について

#### 教育委員会の制度と組織

教育委員会は、学校その他の教育機関の管理、学校の組織編成、教育課程、教科書その他の教材の取扱い、および教育関係機関の職員の任免その他人事に関する事務を行い、また、社会教育その他の教育、学術、文化に関する事務を管理、執行するための合議制の執行機関です。この教育委員会の仕組みを定める「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月に施行されたことに伴い、新たな教育委員会制度が始まりました。

練馬区教育委員会は、区長が区議会の同意を得て任命した教育長および4人の委員で組織され、教育長の任期は3年、その他の委員が4年となっています。教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。

なお、教育委員会の所掌事務は広範囲にわたりますので、その職務権限に属する事務を具体的に処理し、執行するための機関として、教育委員会事務局が設置されています。

#### 令和4年度教育委員会の活動状況

教育委員会の会議は、原則として、月2回開催する「定例会」と、必要に応じて開催する「臨時会」があり、令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)は、定例会24回、臨時会11回を開催しました。

この会議では、教育行政に関する事務処理方針が決定され執行されます。令和4年度の会議においては、議案46件、協議事項4件、報告事項99件の審議等を行うとともに、関町北小学校など4か所を視察しました。

また、教育委員は児童・生徒、保護者との意見交換会や学校行事などに参加し、学校や子ども関連施設等の状況把握などに努めています。

#### 【令和4年度の主な審議等の内容】

##### 議案

- ・ 条例の制定または改正の区長への依頼
- ・ 教育委員会規則の制定または改正
- ・ 教育関係予算案に関する事
- ・ 職員の人事に関する事

##### 協議

- ・ 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について(1回)
- ・ 令和4年度教育に関する事務の点検・評価について(4回)
- ・ 南町小学校近隣における旅館業営業許可申請について(1回)
- ・ 令和4年度「お祝いの言葉」について(1回)

( )内は、協議の回数を示しています。

#### 5 練馬区教育・子育て大綱

「練馬区教育・子育て大綱」は、平成27年4月に設置した総合教育会議において、5回にわたり、教育委員会と区長が協議して策定しました。「みどりの風吹くまちビジョン」に掲げた教育と子育てのそれぞれの分野における施策の目標や取組の方向性を体系的に整理し、重点となる施策を示しています。策定から5年が経過し、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により新たな課題が生じたため、教育委員会と区長が協議し令和3年3月に改定しました。

教育分野では、新たな重点施策として、家庭や地域と協働した学校運営の推進、さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援を位置付けました。

児童生徒の充実した学習のためタブレットパソコンの一人一台の配備など一人ひとりに応じたきめ細かな教育、いじめの未然防止・早期対応、不登校児童・生徒や障害のある子どもたちへの学習支援などにも継続して取り組みます。

子育て分野では、新たな重点施策として、新しい児童相談体制の充実、青少年の健全育成・若者の自立支援を位置付けるとともに、乳幼児親子の相談支援、保育サービスのさらなる充実、放課後の居場所の充実などを図っていきます。

また、両分野ともに ICT 機器やオンラインの利活用を通じた、子どもたちへの学習支援や、相談機能と情報発信など、コロナ禍に応じた取組を推進します。

練馬区教育・子育て大綱（令和3年3月改定）体系図

教育分野		子育て分野	
<b>目標</b> 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成		<b>目標</b> 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1 子どもと子育て家庭の支援の充実	相談支援体制の充実
	教員の資質・能力の向上		新しい児童相談体制の充実
	学校の教育環境の整備		支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
2 家庭や地域と連携した教育の推進	家庭教育への支援	2 子どもの教育・保育の充実	家庭での子育て支援サービスの充実
	学校運営や教育活動における家庭や地域との協働		練馬こども園の充実
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	いじめ・不登校などへの対応	3 子どもの居場所と成長環境の充実	安全で充実した放課後の居場所づくり
	さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援		児童館機能の充実
	障害のある子どもたちなどへの支援		青少年の健全育成・若者の自立支援

## 重点施策評価結果一覧

1：施策が、良好に進んでいない。  
 2：施策が、良好に進んでいる。  
 3：施策が、とても良好に進んでいる。

### ○教育分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
1 教育の質の向上	1・ 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	2	8
	1・ 教員の資質・能力の向上	2	15
	1・ 学校の教育環境の整備	2	20
2 家庭や地域と連携した教育の推進	2・ 家庭教育への支援	3	23
	2・ 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	3	26
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	3・ いじめ・不登校などへの対応	2	29
	3・ さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	3	35
	3・ 障害のある子どもたちなどへの支援	2	38

### ○子育て分野

取組の視点	重点施策	総合評価	頁
1 子どもと子育て家庭の支援の充実	1・ 相談支援体制の充実	2	41
	1・ 新しい児童相談体制の充実	3	43
	1・ 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	2	45
2 子どもの教育・保育の充実	2・ 家庭での子育て支援サービスの充実	2	48
	2・ 練馬こども園の充実	3	51
	2・ 保育サービスの充実	3	53
3 子どもの居場所と成長環境の充実	3・ 安全で充実した放課後の居場所づくり	3	56
	3・ 児童館機能の充実	2	58
	3・ 青少年の健全育成・若者の自立支援	2	61

各重点施策の点検・評価表は、上の表の該当ページをご覧ください。

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る取組に関する評価結果

令和4年度に教育委員会事務局が実施した新型コロナウイルス感染症対策に係る取組を時系列で示し、1年間の取組に対して点検・評価を実施しました。

総合評価	頁
3	64

評価基準は「重点施策評価結果一覧」と同じです。

## 事業成果

### ○教育分野

#### 1 教育の質の向上

重点 施策	1- 学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実
	<p>概要</p> <p>小学校就学前の幼児教育を充実します。 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。 子どもたちの心を育む人権教育、道徳教育を推進します。 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を実現します。 学校図書館を活用した探究的学習や読書活動の充実を図ります。</p>

主な 取組	項目1 小学校就学前の幼児教育の充実	
	目標	就園を希望する子どもが、適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努める。
	事業成果	<p>国、都の補助の活用のほか区独自の補助を行い、私立幼稚園の安定した運営を支援した。 区立園、私立園において障害のある子どもの受け入れを実施した。</p> <p>&lt;実績&gt; 【令和2年度】区立幼稚園54人 私立幼稚園89人 【令和3年度】区立幼稚園66人 私立幼稚園101人 【令和4年度】区立幼稚園69人 私立幼稚園121人</p>
	今後の取組	区立園、私立園の意見をもとに、幼児教育に必要な環境整備について引き続き検討する。
	所管課	学務課
	項目2 幼保小連携の推進	
	目標	幼稚園・保育所・小学校との連携を一層充実させ、幼児期から小学校への接続期における様々な課題について取り組んでいく。
	事業成果	<p>【令和2年度】 研修・交流会（管理職対象2回） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回 「もうすぐ1年生」 発行 16,000部</p> <p>【令和3年度】 研修・交流会（管理職対象1回、一般職員対象[地区別]2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年2回 「もうすぐ1年生」 発行 11,000部 「外国籍児童・保護者向け入学ガイドブック」発行 3,100部</p> <p>【令和4年度】 研修・交流会（管理職対象[地区別]2回、一般職員対象[地区別]2回） 懇談会（区内8地区の小学校での授業見学や懇談会等の実施） 「ねりま幼保小連携だより」発行 年4回 「もうすぐ1年生」 発行 11,000部</p>

今後の取組	「ねりま接続期プログラム」の改定に向けて検討を行い、幼保小連携の充実のための取組を引き続き実施していく。
所管課	教育施策課
項目3 小中一貫教育の推進	
目標	義務教育9年間を見通した教育を実践するため、「目指す15歳の姿」を設定し、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行う。
事業成果	<p>全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けた「小中一貫教育の取組プログラム」の作成に取り組んだ。校区别協議会や小中一貫教育研修などの研究・研修を実施するとともに、練馬区教育実践発表会での発表や、リーフレット・報告書による情報発信を行った。</p> <p>【令和2年度】 小中一貫教育・いじめ防止実践事例発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区别協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和3年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区别協議会や小中一貫教育研修の実施</p> <p>【令和4年度】 練馬区教育実践発表会開催 啓発用リーフレット発行 53,000部 校区别協議会や小中一貫教育研修の実施</p>
今後の取組	全小中一貫教育グループにおいて、「目指す15歳の姿」の実現に向けて作成した「小中一貫教育の取組プログラム」を実践し、改善を図る。 令和6年2月に小中一貫教育の啓発リーフレットを全校配布するとともに、同月開催予定の練馬区教育実践発表会にて成果を発表する。
所管課	教育指導課
項目4 人権教育・道徳教育の推進	
目標	人権教育全体計画の策定・活用や道徳授業地区公開講座の実施等に全校で取り組むことにより、児童・生徒の豊かな人間性と社会性を育む人権教育・道徳教育を推進する。
事業成果	<p>(1) 人権教育の推進 全校で人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じた人権教育、生命を大切にする教育、豊かな心を育成する教育を計画的に推進した。 練馬区人権教育推進委員会と連携して、人権教育研修会を年間6回開催し、中堅教諭および初任者をはじめとして、区内教員への人権教育の理解啓発に努めた。</p> <p>(2) 道徳教育の推進 平成30年度までは、道徳授業地区公開講座を全校で実施し、道徳授業の公開および意見交換会等を通じ、家庭・地域と連携した道徳教育の充実を図った。 令和元年度および2年度は、新型コロナウイルス感染症流行のため、各校は可能な限りでの道徳授業の公開等を実施した。 令和3年度および4年度は、全校で道徳授業地区公開講座を実施した。また、「特別の教科 道徳」を全小中学校において学習指導要領に沿って確実に実施するために、教員向けの研修会を年間2回行った。さらに、「特別の教科 道徳」の道徳教育の全体計画・年間指導計画の見直しを行った。</p>

主な取組

今後の取組	引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。人権教育研修会の内容については、練馬区人権教育推進委員会と連携して検討し、区内教員の必要性に応じた内容になるよう取り計らう。 また、「特別の教科 道徳」の効果的な実施に向けて、研修内容の見直し、各校の道徳教育推進教師への啓発を図る。道徳授業地区公開講座の実施については、実施状況を調査し、道徳教育について保護者・地域との連携および啓発を全小中学校が確実にを行うよう努める。
所管課	教育指導課
項目5 英語教育の充実	
目標	ALTを活用した指導体制の充実、英検検定料の補助制度導入等を通して、児童・生徒の英語への関心を高め、外国語教育の充実を目指す。
事業成果	(1) ALTを活用した指導体制の充実 小中学校教員を対象とした外国語・外国語活動研修会の実施 小学校における全時間ALTの配置 ALT連絡協議会の実施 ALT派遣会社担当者との情報共有  (2) 英検検定料補助制度 【令和2年度】実施校33校 志願者数2,956人 【令和3年度】実施校33校 志願者数2,753人 【令和4年度】実施校33校 志願者数2,445人  (3) 英語4技能検定（小学校6年生、中学校2年生対象）の全校実施
今後の取組	令和4年度から、新たに小学校6年生を対象に英語4技能検定を実施した。小学校の意識調査では、英語が好きかの設問に対して、肯定的な回答が6割程度に留まっていることが分かり、特に小学校段階における英語教育の質の向上、中学校への円滑な接続が課題である。小学校・中学校それぞれの4技能検定結果説明会において好事例を共有するとともに、異校種間でも情報共有を行う機会を設けるなど、小中学校間の連携を図る。
所管課	教育指導課
項目6 子どもたちの体力向上の促進	
目標	新体力テストの結果の分析や体力向上に向けた運動プログラムの提案等を通して、児童・生徒の運動への関心を高め、人間活動の源である体力の向上を図る。
事業成果	(1) 練馬区体力向上検討委員会の設置 校長、教員を委員とする委員会において、～の内容について検討し、実践等を行った。 新体力テストのデータ分析 児童・生徒の体力向上に関する実技研修 【会場】小学校 【対象】小中学校教員 児童・生徒および保護者向け啓発資料の作成・配布  (2) 新体力テストのデータ分析に基づいた取組 新体力テストのデータ分析を通して明らかになった課題の改善に向け、体育授業および教育活動全体を通じた取組を推進した。 【具体的取組例】 ・体育授業の指導力の向上のための教員研修 ・朝の時間や休み時間を活用した運動機会の設定 ・体力向上検討委員会提案の運動プログラムを周知(リーフレット作成) ・体育健康教育推進校(2校)でのICTを活用した体育授業の研究

主な取組	今後の取組	指導力向上のための教員研修、児童・生徒および保護者への啓発活動等により、子どもたちが進んで運動に取り組むことができる環境を構築し、継続して児童・生徒の体力向上を図っていく。
	所管課	教育指導課
	項目7 子どもたちの食育の推進	
	目標	食育基本法に基づき策定した「練馬区立小中学校における食育推進計画」（以下「食育推進計画」という。）の基本方針である「学校における食育の充実」等に沿った取組を進める。
	事業成果	校長、副校長、主幹教諭等の教員と、栄養教諭、栄養職員等の食に関する専門性を有する教職員とで構成する食育推進チームを各校に設置した。 【令和2年度】全校 【令和3年度】全校 【令和4年度】全校  地場産物（キャベツ、練馬大根等）を使用した食材を区が提供し、目の前の食材を「生きた教材」として学校に活用、促進するなど、給食を通して食育の推進に取り組んだ。 区内地場産物使用平均日数 【令和2年度】小学校52.4日、中学校44.4日 【令和3年度】小学校49.2日、中学校48.7日 【令和4年度】小学校54.4日、中学校55.8日
	今後の取組	各校において食育推進チームを中心とし、第4次食育推進計画（令和4年度～8年度）や食に関する指導の全体計画に基づき、着実に食育を推進する。
	所管課	保健給食課
	項目8 ICTを活用した教育活動の推進	
	目標	タブレット端末などを活用したICT教育やオンライン学習を通して、子どもたち一人ひとりに届く教育を充実する。
	事業成果	子どもたちに一人一台、タブレット端末の配備を完了し、学習等での活用を推進している。 【令和2年度】 小中学校の全ての児童生徒に、一人一台タブレット端末を配備した。 【令和3年度】 新型コロナウイルス感染症の不安等により登校できない児童・生徒を対象に、オンラインによる授業を実施した。 教育ICT実践校による公開授業を行った。（年1回） 【令和4年度】 授業を受け持つ常勤教員に、タブレット端末を配備した。
今後の取組	児童生徒のタブレット端末を活用した、CBT（Computer Based Testing）による全国学力・学習状況調査および学習者用デジタル教科書の使用に向けて、通信環境の最適化を進める。	
所管課	教育施策課、教育指導課	

項目9 学校図書館を活用した学習・読書活動の充実													
目標	全校一斉読書等の実施により読書時間を確保するとともに、学校図書館の活性化を図り、児童・生徒の読書活動を推進する。												
主な取組	<p>各学校における朝読書などの読書活動を推進し、児童・生徒の豊かな言語能力を育成した。</p> <p>全校一斉読書の実施校数（隔年で調査を実施）</p> <p>【平成30年度】 95校（小64校、中31校）</p> <p>【令和2年度】 89校（小63校、中26校）</p> <p>平成29年度から全ての区立小中学校の図書館に学校図書館職員または学校図書館支援員を配置し、カウンター業務や学習用図書の手配など学校図書館の運営を支援している。令和4年度からは、業務内容統一のため、学校図書館職員に配置を一本化した。</p> <p>学校図書館への人的配置校数</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>【令和2年度】</td> <td>【令和3年度】</td> <td>【令和4年度】</td> </tr> <tr> <td>学校図書館職員</td> <td>小34校、中19校</td> <td>小39校、中21校</td> <td>小65校、中33校</td> </tr> <tr> <td>学校図書館支援員</td> <td>小31校、中14校</td> <td>小26校、中12校</td> <td></td> </tr> </table> <p>学校図書館蔵書管理システム（令和2年度末に全校配備完了）により、すべての蔵書をシステム上で管理している。</p>		【令和2年度】	【令和3年度】	【令和4年度】	学校図書館職員	小34校、中19校	小39校、中21校	小65校、中33校	学校図書館支援員	小31校、中14校	小26校、中12校	
		【令和2年度】	【令和3年度】	【令和4年度】									
学校図書館職員	小34校、中19校	小39校、中21校	小65校、中33校										
学校図書館支援員	小31校、中14校	小26校、中12校											
今後の取組	<p>全区立小中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより貸出冊数等の利用状況を把握することで適切な蔵書管理を行い、引き続き学校図書館の利活用を推進する。</p> <p>「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」に基づき、学校において読書活動推進のための指導計画の作成を進め、その中で全校一斉読書週間や週1回以上の全校朝読書等の取組を各校一取組として実施する。また、各学校の指導計画を区立図書館に情報提供し連携強化を図る。</p> <p>学習指導要領に基づく、各教科等での「調べ学習」、総合的な学習の時間等における「探究的な学習」などでの学校図書の利用について、学校図書館職員等による学習指導支援を活用し、一層充実させていく。また、学校現場の状況に鑑み、現状の一律時間数の配置のみでなく、大規模校に対しては、時間数を加算するなど、実質的な支援の均一化に向けた検討を進める。</p>												
所管課	教育指導課、光が丘図書館												

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 幼児教育に必要な環境整備について、乳幼児が積極的に外遊びができる体験の機会を設けるよう検討してほしい。</li> <li>○ 区立園・私立園における障害のある子どもの受け入れと、外国籍児童・保護者向けガイドブックの発行を引き続き推進してほしい。</li> <li>○ 人権教育・道徳教育の推進について、児童・生徒の教育内容の充実だけでなく、教員へ研修等を活用し引き続き理解啓発に努めてほしい。</li> <li>○ 小中一貫教育の推進については、目標達成までの過程を明確にしながら、具体的な連携活動が行えるように進めてほしい。特に、連携教室の設置や時間割の中で連携活動ができるような、小中共同時間割などの工夫を検討してほしい。</li> <li>○ イングリッシュキャンプの視察ができて良かった。この体験が子どもたちの英語の「話す」分野での成果に結びつくことを期待する。</li> <li>○ 行動制限に伴う運動能力の低下が懸念される。日常の運動能力向上への対策を検討してほしい。また、体育という教科に対して苦手意識をもたないように、ゲーム感覚で楽しく体を動かせるような工夫を検討してほしい。</li> <li>○ ICTを活用した教育の推進について、様々な取組がなされたと思う。一方で、生じた課題に対しては、学校や子どもたちの様子を見ながら、きめ細やかに対応してほしい。</li> <li>○ デジタル教材の利用により、活字に触れる機会の減少が懸念される。学校図書館蔵書管理システムを用いた、図書利用件数の推移に係る調査の実施を検討してほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 今後も成果と課題を整理しながら、学校や子供たちの実態に合った環境整備および授業内容の充実に努めていく。</li> <li>○ 園庭開放は実施しているが、引き続き乳幼児が外遊びをできる環境を作れるよう検討していく。</li> <li>○ 障害児の受け入れについて、引き続き推進していく。外国籍児童・保護者向けガイドブックについて、引き続き周知を行う。</li> <li>○ 引き続き人権教育研修会等を通じて、区内教員への人権教育の理解啓発に努める。同研修会においては、令和4年度から練馬区における同和問題に係る研修を行い、実際にフィールドワークを行いながら区の歴史を学ぶなど、研修内容の充実に図っている。</li> <li>○ 全小中一貫教育グループにて、「目指す15歳の姿」を設定し、その実現に向けた「小中一貫教育の取組プログラム」を作成し、例えば「学力向上」や「体力向上」を柱とした9年間を通した系統的な教育活動の推進を図っていく。また、各グループでは児童生徒会の交流や部活動体験等の連携した取組を実践しており、引き続き充実させていく。</li> <li>○ 行動制限の解除に伴い、児童生徒の運動意欲を高め、日常的に運動に親しむ機会の創出を図っているところである。具体的には、体力向上検討委員会において、豊かなスポーツライフの実現に向けて、運動意欲の向上を目的とした、休み時間等を活用した遊びを自然とやりたくなる簡単な仕掛けの実践や、誰もが楽しめる保健体育授業のウォーミングアップの提案を行った。今後も児童生徒の運動意欲の向上に向けた取組を実践していく。</li> <li>○ 学習における児童生徒のタブレット端末の使用頻度は、昨年度と比べて増加している。一方で、不適切なタブレット端末の利用も確認された。タブレット端末の活用を促進するとともに、情報モラル教育の充実に図っていく。</li> <li>○ 学校図書館蔵書管理システムを用いて、委託事業者の月次報告において、学校別の図書利用件数の報告を受け、推移を把握している。引き続き、適切な蔵書管理を行い、図書利用件数の推移にも着目しながら学校図書館の利活用を推進していく。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<p>障害児の受け入れのみならず、障害特性の理解などの職員への研修を実施してほしい。</p> <p>幼保小連携の必要性は保護者からの要望が高いと受け止めている。管理職や教員・保育士だけの連携ではなく、子どもや保護者も交えた連携の在り方を工夫して、子どもたちが新しい環境に慣れ、生活できる体制を作してほしい。一方で、一つの小学校に關係する幼稚園・保育園数は20～30園あると聞くので、工夫しながら進めてほしい。</p> <p>小中一貫教育の取組として、児童生徒会の交流としてのあいさつ運動、部活動体験の実施を継続してほしい。</p> <p>子どもの性被害、盗撮などの事案が発生した。児童生徒への人権教育だけではなく、教員が子どもの人権を守ることをもっと強調し続けることが大切だと考えられる。</p> <p>小学校の4技能検定の実施により、英語教育が中学校で楽しく学べるきっかけとなることを期待する。</p> <p>地場産物の食材を使用した給食を着実に継続していることは、食育の充実として評価できる。さらに効果を上げるために、生産者の話が聞ける機会を作してほしい。</p> <p>練馬の畑が多い地域の特性を活かして、実際に収穫体験や見学をして、教科書では学べない授業展開を増やしてほしい。</p> <p>一人一人の効率的な学びと教員負担の軽減のために、AIドリルの活用を検討してほしい。</p> <p>タブレット端末や電子黒板の普及と共に授業の質もかなり改善されてきたと思う。児童が日常的に使っている様子や、タブレット端末で調べ学習をして、それを基にグループで話し合ってる様子が授業で見られるようになった。今後も課題を乗り越えながら、活用の促進に期待する。一方で、間違った情報に触れる機会も多くなる。情報の扱い方や自身を守る方法もしっかり教えていくことが重要であると考えられる。</p> <p>「調べ学習」・「探究的な学習」での学習図書利用推進と言語能力の育成および環境教育をかねて、環境作文コンクールの復活を、教員の負担がなるべくかからない形式で、検討してもらいたい。</p>

重点 施策	1- 教員の資質・能力の向上
	<p>子どもたちの良さや伸びようとする力を引き出す教員を育成します。授業力や生活指導の力はもちろん、いじめ・不登校をはじめ、様々な問題に対応する力を身に付けるため、研修等により教員の資質・能力の向上を図ります。</p> <p>ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図ります。</p> <p>教員が子どもたちと向き合う時間を増やします。</p>

主 な 取 組	項目1 教員研修の充実	
	目標	職層や教育課題に応じた各種研修等を実施するとともに、意欲と能力ある若手教員の養成を進め、教員の資質と指導力の向上に努める。
	事業 成果	<p>職層や教育課題に応じた研修を実施し、教員の資質および学習指導力の向上を図る。</p> <p>【令和4年度】</p> <p>職層研修 校長・副校長研修、昇任・転任研修、主幹教諭任用時研修、主任教諭任用時研修、指導教諭連絡協議会 年次研修 中堅教諭等資質向上研修、初任者新規採用者等研修、2年次研修、3年次研修 担当者・リーダー養成研修 教務園務担当者連絡会、生活指導担当者連絡会、研究担当者研修、進路指導担当者連絡会、司書教諭等研修、道徳教育研修、食育推進研修、特別支援教育コーディネーター研修、小中一貫教育研修、いじめ対応研修、不登校対応研修、学校マネジメント講座、異文化理解・多文化共生に関する研修、ICT活用推進リーダー育成研修、英語専科教員連絡会、英語4技能検定活用研修 教育課題研修 人権教育研修、外国語研修、特別支援教育研修、特別支援教室巡回指導教員研修、応急救護研修、体育実技（水泳指導・ダンス）研修、体力向上に関する研修、小動物飼育研修、幼児教育研修、幼保小連携研修、学校教育相談研修、ねりまスキルアップ講座、指導教諭による模範授業</p>
	今後の 取組	引き続き教育アドバイザーの増員等により、若手教員の指導機会を拡充する。また、特別支援教育、いじめや不登校の対応、教員のサービスの徹底など、喫緊の課題となる研修の充実を図る。研修の種類や内容によっては、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を実施し、教育現場のニーズに合わせた実践的な研修を充実させる。
所管課	教育指導課、学校教育支援センター	

項目2 教員のICT活用能力の向上	
目標	ICT機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するために、教員の機器の活用能力の向上を図る。
事業成果	<p>区内小中学校教員を対象に、タブレット端末を含むICT機器に関する定期的な研修を実施し、教員のICT活用能力の向上に努めた。</p> <p>【令和2年度】 ICT支援員の配置 タブレット端末を含むICT機器の学習における効果的な活用に向けた研修の実施（2回）</p> <p>【令和3年度】 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（5回） ICT支援員の増員配置（令和2年度：14人 令和3年度：28人） 教育ICT実践事例集の作成（令和4年3月完成）</p> <p>【令和4年度】 教育ICT実践事例集の印刷・配布 ICT活用推進リーダー育成研修会の開催（5回） ICT支援員の継続配置</p>
今後の取組	ICT活用推進リーダー育成研修会では、ICT教育を推進している学識経験者による講演、先進校の実践の共有などを行うことで、最新の情報を基にしたリーダーによる各校での還元研修を行えるようにする。また、学校の課題・ニーズを把握し、実態に応じたICT支援員による校内研修の実施を行い、教員のICT機器の活用能力の向上を図る。
所管課	教育施策課、教育指導課

項目3 子どもたちと向き合う時間の創出（教員の働き方改革の促進）	
目標	小中学校への会計年度任用職員の配置や出退勤システムの導入により、教職員の業務負担軽減を図ることで子どもと向き合うことができる環境を整備する。
主な取組	<p>事業成果</p> <p>(1) 人的配置  学校（園）教員の長時間労働の改善を目的とした、「練馬区立学校（園）における働き方改革推進プラン」を平成31年3月に策定した。  教員が児童・生徒への指導・教材研究等を行う時間を確保し、副校長が学校経営等の業務に注力できる環境を整備するため、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置した。  印は、1校につき1人配置</p> <p>【令和2年度】  学校経営補佐：中学校1校  副校長補佐：小学校18校、中学校6校  スクール・サポート・スタッフ：小学校28校、中学校14校  部活動指導員：中学校3校</p> <p>【令和3年度】  学校経営補佐：中学校1校  副校長補佐：小学校19校、中学校11校  スクール・サポート・スタッフ：小学校65校、中学校33校  部活動指導員：中学校3校</p> <p>【令和4年度】  学校経営補佐：中学校1校  副校長補佐：小学校38校、中学校20校  スクール・サポート・スタッフ：小学校65校(73人)、中学校33校(37人)  部活動指導員：中学校7校(8人)</p> <p>(2) 教職員出退勤管理システム  【令和元年度】  ・教職員出退勤管理システムの導入に向けた検討を開始  【令和2年度】  ・教職員出退勤管理システムのプロポーザルを実施  ・教職員出退勤管理システムの業務委託契約を締結、システム構築  【令和3年度】  ・教職員出退勤管理システム本稼働、令和3年9月から運用開始</p>
	今後の取組
所管課	教育指導課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 環境教育をはじめ、様々な研修を実施したことは評価できる。一方で、各種の研修が教員の過剰な負担になっていないか教員の意見を聞いてほしい。新たな取組も検討し、教員研修の充実に努めてほしい。</li> <li>○ ICT支援員が1年で2倍に増員、スクール・サポート・スタッフが全区立小中学校に配置されたことを評価する。実践事例集を大いに活用し研修等を行い、教員の質の向上を図る取組を引き続き行ってほしい。</li> <li>○ 教育のICTスキルの格差を解消するため、初期研修の場へ参加しやすい環境作りを設けてほしい。</li> <li>○ 副校長補佐の配置、教職員タブレットの活用による、働き方改革が有効に進んでいるか、状況の確認に努めてほしい。中学校の部活動顧問の負担軽減に取り組むとともに、子どもたちに向き合い、学ぶ楽しさ、喜びを伝える教員の意欲の向上、さらにメンタル面の安定にも注目してほしい。</li> <li>○ 理科の観察や実験準備への支援について、特に小学校の理科における観察や実験準備を専門に行う支援員を、必要とする学校に配置して、教員の働き方改革と理科教育の充実に努めてほしい。</li> <li>○ ICTや働き方改革は、新しい課題なので、手探りで対応することが多いと思う。引き続き、学校や保護者の意見を踏まえながら、支援を実施してほしい。</li> </ul>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教員が研修に参加する際の負担軽減のために、従来の集合型研修だけでなく、Web会議システムを活用したオンラインによる双方向型研修を取り入れた。また、一年次（初任者）研修実施協議会等の場において、学校管理職から研修の内容や取組についての意見を聴取し、教員研修の充実に努めている。</li> <li>○ 現在、各校の実態に合わせた校内研修について、ICT支援員がICT活用推進リーダーと連携しながら、基礎から応用まで段階的に分けた研修を実施している。</li> <li>○ 教職員出退勤管理システムにより、時間外在校時間を集計できるようになったため、引き続き事業効果を検証していく。副校長補佐については令和5年度に全校配置する。部活動顧問の負担軽減のため部活動指導員の配置を拡大し、外部指導員についても引き続き事業を継続する。これらの取組や現場の声を聴きながら、教員の負担軽減を図っていく。</li> <li>○ 地域連携事業を活用し、希望する学校は理科の授業に対し有償ボランティアを配置し、理科教育の充実に努めている。また、働き方改革と理科教育の充実に目指し、小学校教科担任制の部分的導入を推進していく。引き続き、学校現場の状況把握に努め、効果的な事業を実施していく。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<p>管理職が生徒への性的暴行容疑で逮捕されるという事件は、身を粉にして働いている学校管理職にも大きなダメージを与えた。まずは、再発防止策が重要であり、防止策等を検討すべきだと考える。一方で、一生懸命子どものために働いている教員に対し学校訪問等で励ましてほしい。勤務中に個人のスマートフォンを携帯して、不用意な写真撮影等を未然に防ぐためにも私物の学校内での使用、持ち歩きは厳禁としてほしい。教員がいつでも不安や悩みを相談できるオンライン相談室の設置を検討してもらいたい。また、若手教員が相談しやすいように教育アドバイザーを増やしてほしい。</p> <p>タブレットの活用時間と授業の質が一致しないのは当然のことと思うが、ICT教育の推進の本質は先生方の授業力向上にあると考える。ICT機器を活用した質の高い授業ができるかどうかは、機器の活用能力だけではなく本来の授業力が基盤にあると思う。これからも授業力の向上に努めてほしい。</p> <p>教員の業務負担軽減につながる様々な取組は評価できる。教員が子どもたちと向き合う時間を増やすための工夫を今後も続けてほしい。</p> <p>スクールサポートスタッフが全校区立小中学校に配置されたことを評価する。一方で、まだまだ働き方改革について様々な観点から検討してほしい。また、研修などやるべきことはしっかりやるという姿勢も大切にしていかなければと思う。担任の先生が気持ちにゆとりをもつことで、子どもたちの悩みを見過ごさないことを期待する。</p>

重点 施策	1- 学校の教育環境の整備	
	概要	<p>学校の建物や設備の改築・改修を計画的に進め、子どもたちの学ぶ環境を整えます。</p> <p>区立学校の適正配置に努め、学校規模によって教育内容に差が生じないようにします。</p> <p>教育活動に支障がない範囲で学校施設を有効に活用します。</p> <p>一人ひとりに応じたきめ細かな教育を実現するため、学級編制等のあり方について、国等の動向を注視しながら検討を進めます。</p>

主な 取組	項目1 学校施設の整備（改築・改修）	
	目標	改築・改修により児童・生徒の安全で快適な教育環境を確保する。
	事業 成果	<p>築50年以上の学校施設が半数以上を占めており、計画的な改築・改修が必要である。</p> <p>令和4年度は、関町北小学校および上石神井北小学校の改築工事、旭丘小・中学校（小中一貫教育校）の実施設設計を進めるとともに、向山小学校と田柄中学校の基本設計に着手した。</p> <p>【令和2年度】 工事4校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校）</p> <p>【令和3年度】 工事5校（石神井小学校、下石神井小学校、関町北小学校、大泉西中学校、上石神井北小学校） 設計2校（上石神井北小学校、旭丘小・中学校）</p> <p>【令和4年度】 工事2校（関町北小学校、上石神井北小学校） 設計3校（旭丘小・中学校、向山小学校、田柄中学校）</p>
	今後の 取組	区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き改築を進めるとともに、校舎の長寿命化改修に取り組む。
	所管課	学校施設課
	項目2 区立学校の適正規模・適正配置	
目標	<p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方について検討を進める。</p> <p>また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して準備を進める。</p>	

	事業成果	<p>令和元年度から保護者や地域の代表および学校長等で構成する小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、小中一貫教育校の開校に向けた検討を進めた。</p> <p>【令和元年度】  推進委員会 4回  地域説明会 1回</p> <p>【令和2年度】  推進委員会 2回  地域説明会 練馬区公式ホームページで報告資料を掲載</p> <p>【令和3年度】  推進委員会 2回  地域説明会 1回</p> <p>【令和4年度】  推進委員会 4回  地域説明会 1回</p>
	今後の取組	<p>今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方について検討を継続する。</p> <p>また、旭丘・小竹地域における施設一体型小中一貫教育校の開校に向けて、引き続き小中一貫教育校推進委員会を開催するなど、保護者や地域の意見を聞きながら準備を進める。</p>
	所管課	教育施策課
主な取組	項目3 学級編制等のあり方の検討	
	目標	令和3年の法改正により、小学校35人学級の対象年齢が令和7年度に小学6年生まで段階的に拡大していく。国および都の規程に基づいた学級編制を確実に実施する。
	事業成果	令和5年度は小学4年生が35人学級となった。児童・生徒数の推計を関係各課に提供し、普通教室の確保に努めた。
	今後の取組	引き続き法改正を踏まえて、今後の児童・生徒数について推計を行う。その結果を関係各課に適時提供することにより、普通教室を計画的に確保していく。また、推計の精度を高めるため、推計方法を随時見直す。
所管課	学務課	

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>学校施設の耐震化を、引き続き迅速に進めてほしい。また、災害対応マニュアルの定期的な見直しと、設備・備品の確認に取り組んでほしい。校舎等の耐震化や改築・改修の実績については、区の財政状況が大変厳しい中で計画的に進めたことを評価する。  様々な取り組むべき課題を抱えた中で、予算を尽くしできるだけ公平な教育環境を整える努力は続けられている。体育館の空調装置の設置についても、速やかに実施してほしい。校内のオンライン化の推進についても、引き続き取り組んでほしい。  施設一体型小中一貫教育校の開校により、幼児、児童、生徒、高齢者、障害者のすべての方が交流できる場となるよう期待する。  他部署と連携し、35人学級編制の検討を行っていることを評価する。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区の財政状況を踏まえながら「練馬区学校施設管理実施計画」に基づき、引き続き校舎等の改築を進めていく。また、校舎を築80年まで使用するため、長寿命化に適する建物は、原則として築60年を目途に長寿命化改修を行い、児童・生徒の安全で快適な教育環境を保持していく。</li> <li>○ 災害時の避難場所としても良好な環境となるよう、令和7年度までに全区立小中学校の体育館に空調設備を設置する。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<p>学校設備の整備および適正規模・適正配置が着実に進んでいることは評価できる。  近年は異常な暑さであることから、早急に体育館の空調設備を設置してほしい。  子どもたちの感性を育むために、建物や設備だけでなく、自然の良さを感じる校内環境の整備にも注力してほしい。  学校施設の有効活用も推進してほしい。  門の施錠をしている学校としていない学校が見受けられる。これは区内だけではなく、区外の学校も同様で、防犯意識が次第に低下してきているのかと気になる。学校によっては門の施錠と玄関扉の施錠の二箇所を通過して校内に入れる学校もある。防犯意識とともに学校の安全にも継続して努めてほしい。  旭丘・小竹地域の小中一貫教育校が共生型の練馬区を代表する施設となることを期待する。</p>

## 2 家庭や地域と連携した教育の推進

重点施策	2 - 家庭教育への支援	
	概要	学校や教育委員会がオンラインの活用を通じて様々な情報を家庭に提供するなど、多様な家庭教育支援を行います。 家庭と、学校・教育委員会が協力しながら、問題を解決できる体制を強化します。

主な取組	項目1 家庭教育への支援	
	目標	児童・生徒および保護者等を対象に、家庭教育や子どもの健全育成、安全等に関する学習や話し合いの場や機会を充実する。
	事業成果	<p>多種多様な学びの場や相談窓口等を紹介するため、家庭教育支援リーフレット「ネリまなび」を発行した。家庭教育支援に関するホームページを作成し、情報発信を行った。また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供している。</p> <p>子育てに関する保護者対象の講演会を開催した。</p> <p>【令和4年度 テーマ・開催日・参加人数】</p> <p>(1) 子育て講習会（4回制オンライン開催） 令和4年5月7日、21日、6月4日、18日 延36名</p> <p>(2) 不登校・勉強が苦手な子どもたちの進路選択 ～学校生活が苦手な生徒の高校進学とその後を考える～ 令和4年6月25日 37名</p> <p>(3) 子育て講習会（4回制オンライン開催） 令和4年9月3日、10月1日、11月5日、12月3日 延43名</p> <p>(4) 悩まないで、子どもの『不登校』（オンライン開催） 令和4年9月10日 15名</p> <p>(5) 不登校経験のある子どもの進路選択～高校進学のそれから～ 令和4年10月22日 25名</p> <p>(6) 発達に特性のある子の学習をどうサポートするか 令和4年11月26日 21名</p> <p>(7) 子育て講習会（3回制オンライン開催） 令和5年1月28日、2月25日、3月25日 延39名</p> <p>(8) 高校で不登校になったら 令和5年3月11日 24名</p> <p>令和4年度 合計8講座 16回 延240名 (令和3年度 合計8講座 16回 延232名)</p>
	今後の取組	LINEやタブレット等を用いて家庭教育支援に関する情報発信を行う予定。 今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。
	所管課	教育施策課、学校教育支援センター

項目2 関係機関との連携強化	
目標	子どもに対する総合的かつ切れ目のない成長支援の施策を、効果的・効率的に展開するため、教育、福祉、保育、保健等を所管する関係機関の連携を強化する。
事業成果	スクールソーシャルワーク事業では、スクールソーシャルワーカーが全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携し行っている。また、学校の校内委員会、子ども家庭支援センターの地域ネットワーク会議、主任児童委員連絡会に定期的に参加し、連携を深めている。学校教育支援センターの教育相談室・適応指導教室、総合福祉事務所、保健相談所等とも必要に応じて連携し、児童・生徒の支援を行っている。
今後の取組	今後もスクールソーシャルワーク事業にて全小中学校の定期訪問を行い、不登校児童・生徒の早期発見、不登校の未然防止、初期対応を学校と連携して行っていく。また、今後もより一層の各関係機関との連携を図っていく。
所管課	学校教育支援センター、子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<p>保護者対象の子育てに関する講演会は、有用であると考えられるので、引き続き推進してほしい。同じテーマでも講師が変われば視点の異なる新しい情報に触れられるので、好評なテーマは、続けて実施してほしい。</p> <p>学校と家庭とのオンライン化が効率的に実行されている。今後はオンライン保護者会、YouTubeでつなぐ授業参観で保護者に発信することも考えられる。</p> <p>学校と関係機関との連携の橋渡し役を、スクールソーシャルワーカーは十分に担っていると思う。多種多様な課題を抱えながら活動していると思うので、一人で抱え込まずに連携して対応できるよう、今後も継続して取り組んでほしい。</p> <p>スクールソーシャルワーカーの増員により、児童・生徒の小さな悩みを聞き逃さない相談体制と関係性を築き、関係機関との更なる円滑な連携を期待する。</p> <p>保護者や児童・生徒が関心を持てる様、タブレット端末を活用するなど周知するための更なる工夫をしてほしい。</p>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 好評なテーマをはじめ、今後もさまざまなテーマで保護者向け講演会を充実させていく。</li> <li>○ スクールソーシャルワーカーの増員により、児童・生徒に寄り添った支援を継続するとともに、学校や関係機関との更なる連携を図っていく。</li> <li>○ 保護者が家庭教育支援に関する情報を得られるよう、区ホームページ内にサイトを作成し周知を行っている。また情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、タブレット等を用いて保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供している。</li> </ul>

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	<p>不登校・子育て支援に関する講演会が数多く開催されていることは評価できる。一方、LINEやタブレットなどを使った開催周知の強化にも注力してほしい。</p> <p>子育て世代が孤立しないようオンライン講習を受ける取組は、小さい子どもを連れて行く負担も軽減されるため、継続してほしい。</p> <p>安心して子どもを育てることができるよう学習や話し合いの場の機会を充実させてほしい。</p> <p>スクールソーシャルワーカーは他機関と連携をするための重要な役割を果たしている。子どもだけでなく教員の悩みも相談できるよう更なる増員に努めてほしい。</p> <p>今後、児童館と学校の連携も含め、横のつながりを今まで以上に望む。その情報が共有されるともっと効果的な支援に結び付くと思う。</p>

重点 施策	2 - 学校運営や教育活動における家庭や地域との協働	
	概要	<p>子どもたちの安全を守るため、学校・保護者・地域の連携をさらに強化します。</p> <p>家庭・地域の学校教育への参画を促進し、地域社会との協働による学校運営を目指します。</p> <p>子どもたちが身近な地域社会で様々な体験学習ができる環境を整えます。</p>

項目1 学校安全対策の推進		
目標	<p>区内3警察署と連携しながら警察官OBの学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員派遣等の学校安全対策に取り組む。さらに、不審者が校内に侵入した場合を想定した訓練を実施するなど、安全対策の充実に努める。</p>	
事業 成果	<p>子どもに関する不審者情報を把握した際、学校防犯指導員が不審者の態様、行為、危険性を判断し、各小中学校等への防犯指導や学校防犯指導員による臨場警戒、民間警備員の派遣等を実施した。さらに重大な事態に至りそうなケースについては所管警察に繋げた。</p> <p>さらに、不審者が校内に侵入した場合を想定して、実際に刺股等の防犯用具を使用した訓練を実施するなど、安全対策の充実に努めた。</p> <p>民間警備員の派遣</p> <p>【令和2年度】派遣日数 282日 派遣校数 49校</p> <p>【令和3年度】派遣日数 275日 派遣校数 48校</p> <p>【令和4年度】派遣日数 307日 派遣校数 52校</p> <p>子どもの見守り・安全講習会の実施</p> <p>【令和2年度】参加者 20名（1校） 【令和3年度】参加者 103名（6校） 【令和4年度】参加者 4457名（25校）</p> <p>通学区域防犯カメラの設置</p> <p>【平成26年度】65台 【平成27年度】128台 累計 193台 【平成28年度】132台 累計 325台 【令和元年度】66台 累計 391台</p> <p>通学路等安全点検の実施 (全小学校65校を3年間で一巡。学校が希望すれば2年連続実施も可)</p> <p>【令和2年度】実施校 22校 【令和3年度】実施校 24校（21校+希望校3校） 【令和4年度】実施校 23校（22校+希望校1校）</p>	
主な 取組	<p>通学区域防犯カメラを安定的に運用するとともに、引き続き学校防犯指導員による防犯指導や民間警備員の配置を行う。また、学校・保護者・地域・警察と合同で通学路等安全点検を実施し、通学区域内の危険箇所を把握のうえ、対策を立案・実施する。安全講習会については、不審者が校内に侵入した場合に、教職員が組織としての的確に行動し、児童生徒を迅速かつ安全に避難誘導させられる方法を学べるメニューを検討、実施する。</p>	
所管課	教育総務課	

項目2 地域を活用した教育活動の推進	
目標	各学校において、多様な教育活動を展開するため、様々な知識・経験・技能を有する地域の人材の活用を進める。
事業成果	<p>地域人材の活用を進めるため、平成28年度から「学校・地域連携事業」を開始し、平成30年度以降全校・園で実施している。各校に地域の人材と学校のニーズを調整するコーディネーターを配置し、地域と学校の連携体制の強化を進めた。</p> <p>また、多くの学校で「地域未来塾」を実施し、学習習慣が十分身に付いていない児童・生徒等を対象に、放課後等を活用した学習支援を行った。地域未来塾の実施に当たり、大学生や教員OB等の地域人材を活用した。</p> <p>さらに、教育活動への協力を希望する人材を登録して、学校に紹介する「学校サポーター登録制度」を運用した。</p> <p>【令和2年度】  学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 75校）  学校サポーター登録数 352名・10団体（令和2年度末時点）</p> <p>【令和3年度】  学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 79校）  学校サポーター登録数 366名・15団体（令和3年度末時点）</p> <p>【令和4年度】  学校・地域連携推進校 101校・園（うち地域未来塾実施校 81校）  学校サポーター登録数 528名・15団体（令和4年度末時点）</p> <p>地域未来塾の実施校について、大泉桜学園は2校としてカウントした。</p>
今後の取組	<p>引き続き、全小中学校・幼稚園を学校・地域連携推進校に指定し、地域人材の活用を進め、地域未来塾をはじめとする地域連携事業の充実に取り組む。</p> <p>また、学校サポーター登録制度の周知や登録者情報へアクセスしやすい環境整備に取り組むことで、学校での更なる地域人材活用につながるよう、支援していく。</p>
所管課	教育指導課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>学校安全対策について、学校防災の観点から、地域との連携は欠かせないと思う。新しい教職員が赴任した4月には、練馬区の方針を的確に伝えてほしい。</p> <p>学校のホームページを見たが、どの学校も新しい情報が更新されており、意識の高さを感じた。中には現在行われている授業や行事の様子をアップしている学校もあった。</p> <p>通学路等安全点検は、学校、保護者、地域、警察署、区と合同で危険箇所を歩いて確認するという非常に重要な取組だと思う。建築現場の近くなど、状況が変わりやすい場所については、適宜、安全を確認してほしい。</p> <p>「地域未来塾」の実施は評価できる。推進してほしい。</p> <p>地域社会で体験学習ができる環境の整備を進めてほしい。また、コミュニティ・スクールの導入を進めてほしい。</p> <p>コミュニティ・スクール構想は練馬区では始まったばかりだが、学校と地域との連携により、その一歩が進められると思う。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>「地域未来塾」については、副校長会等を通じて事業未実施校に対する周知を図るとともに、学校サポーターの活用促進を図り、実施済み校についても活動内容の充実に努める。</p> <p>地域社会での体験学習については、例えば農業体験では都市農業課との連携や、コーディネーターの活用による機会創出を進めているところである。引き続き、内容の拡充を進める。コミュニティ・スクールについては、令和5年度に区立小中学校3校においてコミュニティ・スクールを導入した学校運営の研究・実証を行い、令和6年度以降、段階的な導入を進めていくことで、地域社会の環境を整備していく。</p>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<p>警察官OBによる安全講習会は学校単位でこそできる大切な取組だと考える。不審者対策の訓練で「ひまわり110番」などの地域と連携して行える体制を作ってほしい。</p> <p>通学路等安全点検は全小学校を3年で一巡しているが、登下校の様子なども確認するなど更に定期的、継続的に実施してほしい。</p> <p>安全講習会の開催、防犯カメラの設置、通学路安全点検の実施、さらに地域未来塾の実施が着実に進んでいることは評価できる。地域未来塾に関しては、できる限り開催日を増やしてほしい。</p> <p>東京都の地域未来塾に関するホームページを見ると、練馬区の学習支援員の人数が他区市に比べて突出して多く、積極的に取り組んでいると評価する。また、この学習機会に参加できる子どもだけではなく、参加できない子どもがいることも踏まえ、多種多様な学習等の機会を提供してほしい。</p>

### 3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

重点 施策	3- いじめ・不登校などへの対応	
	概要	<p>いじめ・不登校などに対して、未然防止・早期対応につながる効果的な取組を学校、教育委員会、関係機関が一体となって進めます。 早い段階から専門的知識をもつ人材を活用して、いじめ問題の解決にあたります。 不登校児童・生徒の学習機会を保障するため、適応指導教室を充実するとともにICT機器の活用を図ります。 不登校児童・生徒の実態を詳細に調査し、より効果的な不登校対策に取り組めます。</p>

項目1 いじめ・不登校等に対する効果的な取組の推進		
目標	<p>いじめ・不登校等に対して各校での組織的な体制の充実を図っていく。 スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等の校内相談体制と、教育相談室、スクールソーシャルワーク事業などの校外相談体制を一層充実させるとともに、学校、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、こども発達支援センター、総合福祉事務所、保健相談所など関係機関の連携を一層深めていく。</p>	
事業 成果	<p>(1) 教育相談の実施 教育相談室4室に心理教育相談員を配置し、子どもと保護者の相談を受けている。 教育相談来室件数 【令和2年度】2,624件 【令和3年度】2,808件 【令和4年度】2,653件</p> <p>(2) 関係機関の連携 スクールカウンセラー、心のふれあい相談員を全小中学校に配置し、きめ細かい心のケアを行い、悩みを抱える児童・生徒の学校生活を支えている。小・中学校の依頼に基づき、スクールソーシャルワーカーが関係機関と連携して支援を行っている。 スクールソーシャルワーカーの個別支援対象者数 【令和2年度】小学生286人 中学生294人 【令和3年度】小学生267人 中学生269人 【令和4年度】小学生225人 中学生253人</p> <p>(3) 研修会等の実施 若手教員研修会において、いじめ防止をテーマにした内容を実施し、いじめの未然防止に向けた教員の役割について理解を深めた。 全校のいじめ対策推進教員を対象にしたいじめ防止に関する研修会を実施し、各校における組織的にいじめに取り組む体制の充実を図った。 各校でのいじめに関する校内研修の充実を図るために「いじめ防止研修資料」を作成し、学校に周知した。 不登校対応に関しては、不登校児童・生徒への支援方針を明確にし、対応のポイントを明示した不登校パンフレットを作成し、学校に周知した。</p>	

主な取組	今後の取組	<p>引き続き、校内相談体制と校外相談体制を強化し、関連機関の連携を深め、早期対応・早期解決を進めていく。</p> <p>スクールソーシャルワーカーによる定期的な学校訪問により、学校関係者と緊密に連携を取り、不登校などで困っている児童・生徒を把握し、早期発見・早期対応につなげている。今後も適切な支援を行えるよう各関係機関とより一層連携を図っていく。</p> <p>「いじめ防止研修資料」を確実に校内研修で取り扱うよう周知し、いじめの確実な認知など、各校における組織的ないじめ問題への対応を充実させていく。</p> <p>不登校対応研修において、各校の不登校対応の好事例を収集し、協議会等を通して、区内学校への還元を図る。また、中学校の不登校加配教員設置校を中心に、別室対応を推進している学校の取組を取りまとめて区内学校に伝達し、校内別室対応の強化を図る。</p>
	所管課	教育指導課、学校教育支援センター
項目2 専門的人材を活用したいじめ問題の解決		
	目標	生徒・児童および園児の健やかな成長および発達と、これらに寄与する学校運営の安定に資するため、スクールロイヤーによる相談・支援システムを運用することによって、学校におけるトラブルを防止するとともに法的な知見に基づいて適切かつ迅速に問題の解決を図る。
	事業成果	<p>令和3年6月からスクールロイヤー制度を導入した。</p> <p>1 委託先 第二東京弁護士会</p> <p>2 令和3年度の実績</p> <p>(1) 相談件数 38案件（延べ62件）</p> <p>(2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（2回）</p> <p>(3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（1回）</p> <p>3 令和4年度の実績</p> <p>(1) 相談件数 46案件（延べ113件）</p> <p>(2) 学校(園)管理職を対象とした研修の実施（1回）</p> <p>(3) 学校(園)向け事例紹介「スクールロイヤーだより」の発行（3回）</p>
	今後の取組	令和4年度に引き続き、学校(園)への研修や事例紹介等により、一層の制度活用や情報共有を促進し、教員の意識啓発と対応力向上を図る。
	所管課	教育指導課

項目3 不登校児童・生徒への学習機会の充実	
目標	不登校の子ども一人ひとりの状況に応じた対応の更なる充実を図る。
事業 成果	<p>1 適応指導教室  適応指導教室（フリーマインド・トライ）  不登校児童・生徒の社会的自立と学校復帰を支援するため、適応指導教室（小学生対象：フリーマインド・中学生対象：トライ）を運営している。在籍する児童・生徒への、学習面の支援と学校への復帰の支援および将来的な自立に向けた支援を継続して行っている。</p> <p>登録者数  【令和2年度】フリーマインド119人 トライ262人  【令和3年度】フリーマインド153人(うち上石神井31人)  トライ278人(うち上石神井48人)  【令和4年度】フリーマインド163人(うち上石神井41人)  トライ290人(うち上石神井71人)</p> <p>令和3年3月より上石神井において、適応指導教室を委託により開始した。</p> <p>特別な支援を要する不登校児童・生徒に対する個別支援  平成30年度から、光が丘第一分室で集団での学習支援が困難な不登校児童・生徒の個別学習支援等を委託実施している。また、令和元年度から対象を18歳まで拡大した。</p> <p>登録者数  【令和2年度】17人(小学生9人 中学生8人)  23人(15歳～18歳)  【令和3年度】23人(小学生12人 中学生11人)  18人(15歳～18歳)  【令和4年度】15人(小学生10人 中学生5人)  14人(15歳～18歳)</p>
	<p>2 居場所支援事業  平成27年度から、不登校の児童・生徒に対して、生活習慣、学習習慣の形成や社会性を育成し、自立した生活を送れるようにするため、居場所支援事業を実施している。</p> <p>登録者数  【令和2年度】20人(小学生9人 中学生11人)  【令和3年度】14人(小学生8人 中学生6人)  【令和4年度】17人(小学生10人 中学生7人)</p> <p>平成28年度より光が丘第二分室、令和3年3月より上石神井において、居場所事業を委託により開始した。</p>
	<p>3 ICTを活用した学習・相談支援  オンライン相談支援  令和3年度から、適応指導教室に登録している児童・生徒に対して、心理教育相談員によるオンライン会議システムを活用した相談支援を実施している。</p> <p>【令和3年度】1人(小学生0人 中学生1人)  【令和4年度】3人(小学生0人 中学生3人)</p> <p>オンライン個別学習支援  令和4年度から、トライ登録生徒を対象に、学習指導協力員によるオンライン会議システムを活用した個別学習支援を実施している。</p> <p>利用者数  【令和4年度】3人</p>
主な取組	

今後の取組	令和3年3月に上石神井に開設した適応指導教室の継続的・安定的な事業運営のため、区立施設跡地に（仮称）学校教育支援センター上石神井北を設置し、令和6年4月に上石神井で実施している適応指導教室を移転する。 フリーマインド登録児童を対象に、オンライン個別学習支援を実施する。
所管課	学校教育支援センター
項目4 不登校実態調査の実施	
目標	令和3年度および4年度にかけて不登校の実態を把握する調査を実施し、これまでの取組の検証と今後取り組むべき施策を明らかにする。
事業成果	令和3年度実施 ・不登校生徒追跡調査（一次調査）の実施（アンケート調査） ・不登校生徒追跡調査（二次調査）の実施（追加アンケート調査およびインタビュー調査） 令和4年度実施 ・民間（フリースクール等）の不登校児童生徒支援事業の供給量調査の実施 ・令和3年度、4年度に実施した当該調査の分析 ・当該調査の報告書の作成
今後の取組	不登校実態調査の結果を踏まえ、「練馬区教育委員会不登校対策方針」を改定する。
所管課	教育指導課、学校教育支援センター

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>不登校やいじめに対して、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員を配置したことを評価する。  不登校児童・生徒に対するICT機器の活用を推進してほしい。一方で、好事例を参考に、登校しやすい環境づくりにも、引き続き取り組んでほしい。  子どもたちの自尊感情、他者への思いやり、人権感覚が成長していくような社会的学習を引き続き実施してほしい。不登校問題については、一律的な対策ではなく個別に向き合う、あるいはグループ的な学習による居場所づくりを目指してほしい。家族と向き合い、支援する方向も考えてほしい。  スクールロイヤー制度の導入により、教員が専門的な分野を任せたり、聞いたりすることで負担も減り、問題解決の糸口ができた。スクールロイヤーだよりでの事例集も教員にとって心強いものになると思う。  民間のフリースクールの導入や連携も含め、不登校の子どもが、学校復帰を目指さなくても、どこかで学習できる多様な学習機会の創設を検討してほしい。  不登校の実態把握の調査とその活用に期待する。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いじめ防止対応研修」や生活指導担当者連絡会において、「生徒指導提要」の理解や活用を促進し、各学校において、児童生徒の自尊感情や人権感覚の向上を図る生活指導が行われるようにする。</li> <li>○ 不登校児童生徒に対しては、一人ひとりに寄り添った支援を実施する。児童生徒が学校や家庭以外の身近な場所で安心して過ごすことができるよう、居場所支援のあり方について検討する。児童生徒を支える保護者の不安に寄り添った相談・支援体制の充実について検討する。</li> <li>○ 適応指導教室への通室や自宅から外出することが困難な児童生徒、別室登校している児童生徒の学びの機会を保障するため、引き続きICTを活用した学習支援の方策について検討する。</li> <li>○ 児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習機会を充実するため、適応指導教室事業の充実やICTを活用した学習支援を検討するとともに、民間団体（NPOやフリースクール）との連携に向けた検討等に取り組む。</li> <li>○ 不登校実態調査の結果や社会状況の変化等を反映した「練馬区教育委員会不登校対策方針」とし、不登校児童・生徒一人ひとりの将来的な社会的自立に向けた取組を推進していく。</li> </ul>

	評価	特記事項
点 検 ・ 評 価 欄	2	<p>いじめや不登校は学校で起こることを前提として、その対応策を検討する必要があるのではないか。子ども同士、教師と子ども、保護者と子どもなど、個人や集団内の人間関係に疲れている子どもが多くなってきており、いじめや不登校の背景になっているように思う。とりわけ不登校対策では、多様な学習の機会や居場所を設けてほしい。</p> <p>いじめ問題は、初期対応の仕方により解決を困難にしてしまうこともあるので、いじめのケースごとの対応マニュアルを作成し、迅速・適切に対応できるようにしてほしい。</p> <p>スクールカウンセラー等、子どもからの気軽な相談に応じる体制を更に充実してほしい。</p> <p>不登校児童・生徒の学習機会確保のための様々な施策を実施していることは高く評価できる。それらの施策に加え、不登校の子どもを持つ保護者が交流できる場の提供と経済的支援も検討してもらいたい。</p> <p>令和3年度の不登校生徒数は707名、その内、トライに来た生徒は278名であった。残り半数の生徒への対応も必要かと思うが、学校でもこのような生徒の指導に苦慮していると思う。ぜひ学校等と連携しトライなどに来られない生徒への対応も工夫してほしい。</p> <p>適応指導教室の登録者、特に小学生の多さが気になる。一人一人に寄り添った取組を進めてほしい。</p> <p>不登校に関する実態調査、調査報告書の作成を高く評価する。この貴重な資料が今後の支援に活かせることを期待する。</p>

重点施策	3 - さまざまな家庭環境で育つ子どもたちへの支援	
	概要	家庭環境などにより、様々な問題を抱える子どもたちや家庭に対し、福祉や保健などの関係機関が相互に協力して、一人ひとりにあった生活支援や学習支援を行います。 外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実します。

項目1 一人ひとりに応じた生活支援・学習支援の実施		
目標	支援が必要な子どもの個に応じた学習支援・生活支援を行い、教育の機会均等を図る。	
事業成果	<p>(1) 学習支援 経済的な支援を必要とする家庭の中学3年生を対象に、基礎的学力および学習習慣の定着を図るための学習支援事業「中3勉強会」を、福祉部と連携して行っている。 【令和2年度】 実施会場7か所、利用者221人、修了者212人、うち進路決定者212人 【令和3年度】 実施会場7か所、利用者265人、修了者245人、うち進路決定者245人 【令和4年度】 実施会場7か所、利用者193人、修了者183人、うち進路決定者183人</p> <p>(2) 経済的支援 就学援助制度として、経済的に困窮している区立、国公立小中学生の児童・生徒の保護者に対して、学校でかかる費用の一部を支給している。 【令和2年度】 小学校 要保護者 379人(1.13%) 準要保護者 4,096人(12.24%) 中学校 要保護者 281人(2.13%) 準要保護者 2,398人(18.17%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 323人 【令和3年度】 小学校 要保護者 334人(0.99%) 準要保護者 3,862人(11.50%) 中学校 要保護者 257人(1.90%) 準要保護者 2,311人(17.06%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 324人 【令和4年度】 小学校 要保護者 287人(0.85%) 準要保護者 3,613人(10.73%) 中学校 要保護者 235人(1.75%) 準要保護者 2,099人(15.61%) 小学校入学予定者に対する入学準備費の入学前支給 241人 ( )内は全児童・生徒数に対する割合</p>	
今後の取組	令和元年度から週2回の学習支援を行っている。引き続き利用者の要望に応じた対応を行う。より効果的な事業となるよう、利用者の意見を踏まえ充実を図る。	
主な取組	所管課 学務課、学校教育支援センター	

項目2 外国人児童・生徒とその家庭への支援	
目標	外国人児童・生徒が教育を適切に受けられるよう、児童・生徒およびその家庭への支援を充実する。
事業成果	<p>(1)入学意思等の確認 新小学1年生と新中学1年生に対し、区立学校への入学意思を確認する通知を送付した。在学年の学齢で就学先不明の場合は就学先を確認する通知を送付した(延べ人数)。また、各通知は多言語化し送付した。</p> <p>【令和2年度】入学確認通知 新小学1年生124名 新中学1年生67名 就学先確認通知 40名</p> <p>【令和3年度】入学確認通知 新小学1年生138名 新中学1年生105名 就学先確認通知 118名</p> <p>【令和4年度】入学確認通知 新小学1年生161名 新中学1年生117名 就学先確認通知 148名</p> <p>(2)日本語指導の実施 日本語の習得が不十分で学習に支障がある外国人児童・生徒を対象に、日本語への不安を取り除き、学校生活への適応を図るために、小・中学校に日本語等指導講師を派遣し、日本語指導を行った。</p> <p>【日本語指導を受けた児童・生徒】 令和2年度 小学校43校 95名 中学校18校 26名 計61校 121名 令和3年度 小学校38校 75名 中学校15校 21名 計53校 96名 令和4年度 小学校41校 83名 中学校20校 31名 計61校 114名 関連事業 こども日本語教室(地域文化部地域振興課事業推進係)</p>
今後の取組	令和4年度から通知の回数を増やし、外国人児童・生徒の就学先を確認した。引き続き区立学校への入学意思の確認、就学先の把握に努める。日本語等指導講師と児童・生徒とのマッチングの精度向上を図る。日本語指導終了後の支援について検討する。
所管課	学務課、教育指導課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>「中3勉強会」の修了者が毎年全員進路決定をしている実績は、評価できる。中1、中2生への拡大を検討するとともに、子どもたちの教育が平等に支援できる体制づくりを引き続き行ってほしい。</p> <p>ヤングケアラーの調査結果に基づき、適切な支援を進めてほしい。</p> <p>外国籍、母国語が異なる子どもたちの増加について、専任の人材を配置し、福祉、教育、保健など多岐に渡る分野の横断的な検討のもと、対策に取り組んでほしい。</p> <p>外国人も含め、様々な家庭環境で育つ子どもたちに、多種多様な支援を行い、成果を上げていることは評価できる。支援活動の中で、スクールソーシャルワーカーの存在も大きいと感じる。様々な役割の大人が一人一人の子どもと関わっていく体制を、今後も継続して行ってほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して取り組んでいること、今後の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「中3勉強会」利用者および保護者に実施したアンケートでは、「勉強する習慣が身についた」、「相談できる人や一緒に考えてくれる人がいた」、「自分の将来について考えるきっかけになった」などの感想、意見をいただいた。引き続き、個々の利用者に適した丁寧な学習支援を行い、全員が目標とする進路に進めるよう、福祉部と連携しながら勉強会を実施する。</li> <li>○ ヤングケアラーを発見し、必要な支援につなげるためには、周囲の大人が早期に子どもの変化に気づくことが重要である。社会的認知度をあげるために、教職員向けの研修や啓発のためのリーフレットを作成した。ヤングケアラーチェックシートを活用し、福祉・教育・子育て等の関係機関と円滑に連携できるようにし、個々の状況に合わせたヤングケアラーの支援を進めていく。</li> <li>○ スクールソーシャルワーク事業においては、スクールソーシャルワーカーはもちろん、ネリマフレンドも活用しながら、様々な役割の大人が関わる体制を継続していく。</li> <li>○ 関連部署（学務課、地域振興課、教育指導課）による情報交換会を実施した。入学相談段階（学務課 教育指導課）や指導開始後（教育指導課 地域振興課）の各段階において該当児童・生徒に関する情報提供を密に行い、例えば、使用教材や進捗の連続性を持たせるなど、引き続き連携を図り支援の充実を目指す。</li> </ul>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>3</p>	<p>学習支援・生活支援は、大変重要で評価できる。支援を必要とする子どもたちや家庭に支援が確実に届くように、周知の強化にも努めてほしい。</p> <p>外国人児童生徒を対象とした日本語指導は大事な支援なので、成果を検証し、効果を上げてほしい。</p> <p>「中3勉強会」の学習支援、就学援助制度、外国人児童、生徒への支援が福祉や保健等の関係機関と連携していることを評価する。今後子どもたちの学びが平等に支援できるよう努めてほしい。</p> <p>「中3勉強会」は、全員の進路決定など大きな成果を上げており、参加している生徒からも高い評価を得ている。また、不登校生徒の居場所的な存在にもなっている。ぜひ、他学年にも学習支援を検討してほしい。</p> <p>日本語等の講師派遣など対応を評価する。その一方で、中学校3年生の子どもをもつ保護者の日常的な不安解消にまでは効果が及んでいないことが見受けられる。例えば、入学試験制度に対する質問や高校の学校説明会への対応など不十分な面もある。スクールソーシャルワーカーや主任児童委員など情報連携をさらに進めてほしい。</p> <p>ヤングケアラーなど、本人の自覚が薄い場合が多い。家庭の状況により、福祉部署との連携が必要であると考えます。</p>

重点施策	3 - 障害のある子どもたちなどへの支援	
	概要	<p>子どもたちや教員が障害に対する理解をより深めるよう、取り組みを充実します。</p> <p>ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を進めます。</p> <p>医療的ケアをはじめ特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、保育・教育・福祉・保健などの関係機関が一体となって、切れ目のない支援を行います。</p>

主な取組	項目1 障害理解への取組の充実	
	目標	知的障害学級と通常の学級間で行われる学習だけでなく、都立特別支援学校と区立小中学校間の副籍交流の充実を図る。また、教員の専門性の向上と保護者に対する障害理解の啓発に努める。
	事業成果	<p>(1)副籍交流の実施</p> <p>令和2年度から令和4年度にかけて、知的障害学級と通常の学級間での交流や副籍交流においては、新型コロナウイルス感染症対策のために、交流内容に制約が生じた。しかしながら、知的障害学級と通常の学級間においては、学校行事や休み時間等での交流を行った。</p> <p>令和4年度の副籍交流においては、令和3年度から引き続きオンラインでの交流やお便り交換などの間接的な交流が行われた。また、年度後半にはコロナ禍で減少していた直接交流の再開が進み、レクリエーションや行事、授業への参加などが行われた。</p> <p>(2)研修会の実施</p> <p>【令和2年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間1回実施 新型コロナウイルス感染症の影響で年間2回の実施を予定していたが第1回を中止とした。 特別支援教育研修会を年間1回実施。</p> <p>【令和3年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。</p> <p>【令和4年度】 特別支援教育コーディネーター研修会を年間2回実施 特別支援教育研修会を年間1回実施。</p>
	今後の取組	引き続き、直接的な交流およびICT機器を活用した交流を各校に働きかけるとともに、特別支援教育に関する研修を充実させ、障害理解のための教育を推進していく。
	所管課	学務課、教育指導課

項目2 ICTを活用した学習支援の推進	
目標	ICT機器を活用して、障害のある子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援や子どもたち同士の交流を推進する。
事業成果	<p>【令和2年度】 区立小中学校の特別支援教室等に教室ICT機器を配備した。 区立小中学校の全ての児童生徒に、一人一台タブレット端末を配備した。</p> <p>【令和3年度】 障害の特性に応じた学習支援を実施した。 AIドリルを活用した学習を実施した。</p> <p>【令和4年度】 マルチメディアデジ教科書を全校で使用できるようにした。</p>
今後の取組	ICTを活用した指導方法について、教員の専門性向上を図る。また、特別支援教育に効果的なデジタル教材等の導入を引き続き検討する。
所管課	教育施策課、教育指導課
項目3 医療的ケア児支援体制の充実	
目標	「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」に基づき、児童・生徒等の状況に合わせた医療的ケア支援を実施する。
事業成果	<p>平成29年度に「練馬区立小中学校・保育園・幼稚園などにおける障害児等支援方針」を策定し、たんの吸引や経管栄養、導尿の医療的ケアを必要とする子どもが安心して学校等に通えるよう、区では国に先行して医療的ケア児への支援充実を図った。</p> <p>令和元年度からは血糖値測定やインスリン注射を必要とする医療的ケア児への処置をモデル事業として実施している。</p> <p>区立保育園で安全に医療的ケア児を支援するために、医療的ケアについて学ぶ保育士向けの座学研修と、実習モデル人形を用いた実習研修を行った。</p> <p>【医療的ケアが必要な児童の受入実績】 令和2年度 小中学校9校、学童クラブ4施設、保育園3園 合計12名 令和3年度 小中学校7校、学童クラブ5施設、幼稚園2園、保育園3園 合計13名 令和4年度 小中学校8校、学童クラブ6施設、幼稚園2園、保育園4園 合計16名</p>
今後の取組	<p>令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立したことを踏まえ、令和5年度末に医療的ケア児への新たな支援方針を策定し、令和6年度からその方針に基づき支援を実施する。</p> <p>学校では、保護者が同行できない場合の宿泊を伴う校外学習での看護師派遣や、処置のための環境整備を行う。</p> <p>保育園では、指定園に限らず受入れが行えるよう簡易ベッド配備等環境の整備を行い、体制を整える。学童クラブでは、入会児童の医療の内容に応じて必要物品を配備するなど、体制を整える。</p> <p>また、外部および内部研修を充実させ職員の理解促進や技術の向上を図る。（たん吸引等の研修等）</p>
所管課	学務課、子育て支援課、保育課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>小中学校・幼稚園等における施設のバリアフリー化や多機能トイレの拡充や施設面、また医療的ケア児支援体制の面で更なる充実をしてほしい。</p> <p>障害のある子どもが将来、少しでも自立して生活できるような環境の整備に尽力してほしい。具体的には、中3で行われる進路指導で、教員が保護者や生徒に、就職に関する情報を積極的に提示して、障害のある子どもでも、自分が何をできるのかを検討する機会を与えてほしい。</p> <p>副籍制度で、通学区域学校へ登校が実現できた子どもたちの体験、事例を可能な限り報告して、ほかの子どもたち、保護者たちに知らせてほしい。</p> <p>ICT機器を活用した副籍交流の更なる拡充を期待する。</p> <p>医療的ケア児への支援は高く評価できる。医療的ケア児に限られた施設でなく近隣の地域の施設に通えるように、引き続き保護者のニーズを踏まえた拡充を期待する。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>障害のある子どもが自立する視点から、特別支援教育研修で都立特別支援学校の教員を講師として招聘し、進路の状況や卒業後の生活の理解を深める研修を計画していく。今後も、特別支援学校との研修や交流の在り方を考え、連携を深めていく。</p> <p>各学校が充実した副籍交流を行えるよう、副籍交流の実績をまとめ、広く周知を図る。また、コロナ禍で増えてきたICT機器を活用したオンラインでの交流についても併せて周知していく。</p> <p>医療的ケア児の受入れについては、安全で安心して学び、過ごせる環境を整備できるよう今後も取り組んでいく。</p> <p>学校では、校外学習での看護師派遣や、物品等の配備などに引き続き取り組む。</p> <p>保育園では、（福）心身障害児総合医療療育センターの協力を仰ぎ、医療的ケア児の理解を深める等研修の充実を図る。令和5年度は3講座実施した。</p> <p>訪問看護ステーションと連携し、土曜日の保育・ケアの実施を行い、保護者のニーズに応えた。</p> <p>学童クラブでは、看護師による研修を実施し、医療的ケアの具体例や保育上の注意点などを学んだ。</p> <p>○ 保育園および学童クラブにおいて、受入れ園の拡充や新たな医療的ケア児受入れのため、物品等を配備し環境整備を行う。</p>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<p>障害のある子どもたちに対する全教員の理解を深める取組を強化してもらいたい。障害理解への取組の中にピアサポートを取り入れることを検討してほしい。</p> <p>副籍交流は障害について知ることや地域での友達、顔見知りを作る大切な機会だと考える。オンライン交流と併用しながら行事やイベントを利用して子どもたちだけでなく、教員や保護者に伝えていく場面も作ってほしい。また、迎え入れる教員の障害理解、専門性の向上をしてほしい。</p> <p>教育と医療との連携を進め、教員が医学的な視点、特別支援教育的な視点を持ち、一人一人の児童生徒に応じた関わりを持てるような研修が必要ではないかと考える。</p> <p>医療的ケア児の支援を着実に充実させていることは高く評価できる。さらに推進してもらいたい。</p>

○子育て分野

1 子どもと子育て家庭の支援の充実

重点 施策	1- 相談支援体制の充実	
	概要	子育てのひろばに加え、外遊びの場「おひさまぴよぴよ」などに相談員を配置し、乳幼児親子の身近な相談場所を拡充します。 自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能と情報発信の取組を充実します。

主な 取組	項目1 乳幼児親子の身近な相談場所の拡充	
	目標	乳幼児を抱える保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができる環境を整備する。
	事業 成果	公園で自然と触れ合いながら楽しめる外遊び型子育てのひろば「おひさまぴよぴよ」に育児の孤立化や虐待の防止を目的として令和元年度から相談員を配置している。 おひさまぴよぴよ利用実績 相談員配置か所 【令和2年度】 延べ21,670人 7か所 【令和3年度】 延べ23,592人 7か所 【令和4年度】 延べ22,096人 7か所 児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば（にこにこ）に相談員を配置した。 【令和2年度】 2か所配置 【令和3年度】 2か所配置（新規配置なし） 【令和4年度】 4か所配置（新規2か所配置）
	今後の 取組	令和5年度におひさまぴよぴよを1か所新規開設し、相談員を配置する。引き続き、「おひさまぴよぴよ」および「にこにこ」に相談員を配置するなど、相談場所の拡充を図っていく。
	所管課	子育て支援課、子ども家庭支援センター
	項目2 オンラインによる相談と情報発信の充実	
	目標	自宅に居ながら相談や保護者同士の交流が行えるよう、オンラインを活用した相談機能や情報発信を充実させ、育児の孤立化を防ぐ。
	事業 成果	令和2年5月から、地域子ども家庭支援センターにおいてweb会議システムを活用したオンラインひろばを開始した。 【令和2年度】109回実施 親子延べ1,096人参加 【令和3年度】191回実施 親子延べ2,284人参加 【令和4年度】128回実施 親子延べ 884人参加 令和2年9月から、web会議システムを活用した練馬こどもカフェのオンライン開催を開始した。 【令和2年度】全8回開催 親子延べ20組参加 【令和3年度】全8回開催 親子延べ29組参加 【令和4年度】全1回開催 親子延べ4組参加

今後の 取組	引き続き、オンラインひろばおよび練馬こどもカフェのオンライン開催を実施していく。
所管課	こども施策企画課、子ども家庭支援センター

昨年度の点検・ 評価における 主な意見（教育 委員・有識者）	<p>子育てのひろばは、育児への不安や悩みを気軽に話すことができる場所だと思ふ。悩みが深くなり、他人に話すことができなくなる前に相談員がいることで、すぐに解決したり安心できると考えられる。</p> <p>子育て家庭との相談支援は、学校教育支援センター、子育てのひろばなどの施設で「待つ」体制だけでなく、支援を必要としている家庭に手を差し伸べていく姿勢を大切にしてほしい。</p> <p>オンラインひろばも定着していて、実施回数を増やしたことによって着実に参加者が増えていることを評価する。</p> <p>対面やオンラインなど、相談方法の多様化も大切な視点だと思ふので、引き続き相談を求める保護者への支援を実施してほしい。</p>
昨年度の主な 意見に対して 現在取り組ん でいること、 今後の方向性	<p>乳幼児親子の身近な居場所であり、気軽に相談できる子育てのひろばの拡充に取り組み、安心して子育てできる環境を整備する。</p> <p>要保護児童対策地域協議会の地域子ども家庭支援ネットワーク会議や主任児童委員連絡会などを通して、支援を必要とする保護者や家庭の発見などに取り組んでいる。また、子ども家庭支援センターや地域子ども家庭支援センターの職員が保育所等を訪問し、気になる家庭等の情報を把握した場合には、施設と連携を図り必要な支援につなぐ取組を実施している。</p> <p>遠方に居住し参加するのが難しい親子などが、自宅に居ながら気軽に参加できるよう、引き続きオンラインひろばを実施していく。</p> <p>対面やオンラインなど多様な手法で子育て支援講習や交流会等を実施し、相談や保護者同士が交流できる場を提供していく。</p>

	評価	特記事項
点検・ 評価欄	2	<p>外遊びの場「おひさまぴよぴよ」、子育てのひろば「にこにこ」は、子どもを遊ばせながら気軽に会話をして子育ての悩みなどが相談できる。着実に実施されていることは評価できる。一方で、相談員の配置場所をさらに増やしてほしい。</p> <p>孤独な子育てをすることなく、育児の不安や悩みを気軽に相談できる場は貴重である。親同士の友達が欲しいという声もある。何気ないおしゃべりができる場でもあるようにしてほしい。</p> <p>コロナ禍の対応として実施されたオンラインによる相談や保護者同士の交流の場の提供は、今後も推進してほしい。また、対面での相談が必要な方も考慮して、多様な相談体制を構築してほしい。</p>

重点施策	1 - 新しい児童相談体制の充実
	<p>「練馬区虐待対応拠点」を活用して、区の地域に根差したきめ細かい支援と、都の広域的・専門的な支援を適切に組み合わせ、迅速かつ一貫した児童虐待への対応を実現します。</p> <p>地域のきめ細かな支援として、親子支援や継続的な関わりが必要な子どもへのサポートを進めるとともに、妊娠期からの切れ目のないサポートとして、保健相談所との一体的支援を強化します。</p>

主な取組	項目1 都との連携強化													
	目標	区子ども家庭支援センターによるきめ細やかな支援と、都児童相談センターによる広域的・専門的な支援との連携を強化することで、迅速かつ一貫した児童相談体制をさらに充実させる。												
	事業成果	<p>令和元年10月から都との協議を踏まえて、都児童相談センターから送致された事案の対応を行っている。</p> <p>都児童相談センターからの事案送致数の推移</p> <p>【令和2年度】232件 【令和3年度】341件 【令和4年度】451件</p> <p>令和2年7月、区子ども家庭支援センター内に都と共同で「練馬区虐待対応拠点」を設置した。これにより都区の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな対応や支援につなげている。</p> <p>令和3年8月から、迅速に適切な支援につなげるため、都区共通のチェックリストを用いて虐待通告の初期対応の振り分けを行う取組を開始した。</p> <p>【令和3年度】43件（令和3年8月から令和4年3月まで） 【令和4年度】45件</p>												
	今後の取組	東京都が、令和6年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置する。児童相談所の設置により、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、都区の緊密な連携を更に深め、支援の必要な家庭に対し、迅速かつ的確な対応を図っていく。												
	所管課	子ども家庭支援センター												
	項目2 子ども家庭支援センターによる支援体制の充実													
	目標	職員の増員や係の新設、事業の充実など、区子ども家庭支援センターによる支援体制を充実させることで、増加する相談に対してきめ細やかな対応をする。												
	事業成果	<p>前年度に引き続き、令和4年度も職員を4名増員し、体制強化を図った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>児童相談件数</th> <th>職員数（うち専門員）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>7,518件</td> <td>61人（45人）</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>9,532件</td> <td>65人（50人）</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td>10,798件</td> <td>68人（53人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>スーパーバイザーとして、医師や学識経験者に加えて、令和元年度から弁護士と児童相談所OB（児童福祉司・児童心理司）による助言・指導を実施している。</p> <p>令和3年度から、初期対応の振り分けや児童相談所からの事案送致等への初期対応を担当する係を設置した。</p>		児童相談件数	職員数（うち専門員）	【令和2年度】	7,518件	61人（45人）	【令和3年度】	9,532件	65人（50人）	【令和4年度】	10,798件	68人（53人）
		児童相談件数	職員数（うち専門員）											
	【令和2年度】	7,518件	61人（45人）											
【令和3年度】	9,532件	65人（50人）												
【令和4年度】	10,798件	68人（53人）												

今後の取組	増加する児童相談や虐待通告への丁寧な対応を図るため、福祉や保健師等の専門職員の充実を図る。親権等法的判断を含む相談や児童相談所からの事案送致への対応にあたっては、弁護士・医師等からの助言・指導が有効であるため、引き続きスーパーバイザーの活用を図っていく。
所管課	子ども家庭支援センター

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	都と共同で設置した「練馬区虐待対応拠点」により、都区の連携が強まり、成果をあげていることを評価する。東京都練馬児童相談所(仮称)を区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置することで、児童虐待への対応の充実・強化につながることを大いに期待する。今後は、相談に来ない保護者の発見などにも力を入れ、子どもたちが安心して生活できる仕組みづくりを検討してほしい。児童相談の事例においては、当事者の子どもとその保護者へのアプローチを常に視野に入れて、親たちの生育環境、子どもへの向き合い方などその背景への配慮が大切である。都区職員の直接的な相互連携を期待する。また、引き続き、区の専門職員の充実を進めるとともに、継続的なかわりを必要とする事例への支援体制の充実も望む。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	要保護児童対策地域協議会の地域子ども家庭支援ネットワーク会議や主任児童委員連絡会などを通して、支援を必要とする保護者や家庭の発見などに取り組んでいる。また、子ども家庭支援センターや地域子ども家庭支援センターの職員が保育所等を訪問し、気になる家庭等の情報を把握した場合には、施設と連携を図り必要な支援につなぐ取組を実施している。 令和5年度から、区の心理職が都児童相談センター心理職と連携して保護者支援の手法のひとつである「CAREプログラム」を活用し、児童虐待の再発防止等の取組を強化している。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	<p>(仮称)東京都練馬児童相談所が、子ども家庭支援センターと同一施設内に設置されることに大きな期待を寄せている。相談者の観点に立てば、最初から児童相談所へ行くにはハードルが高いこともあり、まずは身近な区の方へ相談に行くと思う。その方向に進んでいることを評価する。</p> <p>「虐待防止研修」を福祉施設、学校を対象に実施してほしい。現場での発見、通告が早期発見につながると考える。今後も他機関との連携による早期発見に期待する。</p> <p>東京都と共同して子ども家庭支援センター内に「練馬区虐待対応拠点」を設置、スーパーバイザーの活用や専門職員の増員、虐待通告初期対応の振り分けやその担当決め、毎年新しい取組をしていることを高く評価する。</p> <p>新しい支援体制の強化が進んでいることは高く評価できる。また、大変難しい問題に取り組んでいる職員の方々に敬意を表する。再発防止の取組を強化していくことを継続してほしい。</p>

重点施策	1 - 支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
	<p>概要</p> <p>発達に不安のある親子対象の「のびのびひろば」を区内5か所の子ども家庭支援センターで実施し、身近なところで相談できるようにします。障害のある子どもが安心して保育サービスを利用できるよう、障害などの特性に合わせたきめ細かな支援を充実します。ひとり親家庭などに対して、子育てに必要な支援に努めます。</p>

主な取組	項目1 発達の不安や障害のある親子支援の充実	
	目標	子どもの発達に不安のある親子が自由に遊べる場「のびのびひろば」を提供し、親同士の情報交換や交流を図り、児童虐待の予防につなげる。
	事業成果	<p>平成30年4月から5か所の子ども家庭支援センターで、発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を開始した。</p> <p>【令和2年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施  【令和3年度】4施設月2回実施、1施設月1～2回実施  【令和4年度】5施設月2回実施</p> <p>令和2年度からファミリーサポート事業の軽度障害児受入を開始した。</p> <p>【令和2年度】利用児童数 延べ 873人  【令和3年度】利用児童数 延べ1,095人  【令和4年度】利用児童数 延べ1,242人</p>
	今後の取組	<p>「のびのびひろば」は実施回数を増やし、5施設全てで月2回実施している。引き続き、こども発達支援センターと連携のうえ、発達に不安のある親子が自由に遊べて相談できる場を提供していく。</p> <p>引き続き、障害児を養育する家庭を支援するため、ファミリーサポート事業における軽度障害児の受入れを実施する。</p>
	所管課	子ども家庭支援センター
	項目2 障害児保育の充実	
	目標	障害児に対する専門的知識・技術・具体的支援方法等について、保育所の職員が学ぶ機会を設け障害児保育のサービス向上を図る。
	事業成果	<p>認可保育所に対して、専門の指導員による巡回指導を実施した。</p> <p>なお、私立保育所への巡回指導は令和3年度から開始している。</p> <p>【令和2年度】区立保育所巡回指導回数 118回（コロナ禍のため縮小）  【令和3年度】区立保育所巡回指導回数 171回  私立保育所巡回指導回数 179回  【令和4年度】区立保育所巡回指導回数 179回  私立保育所巡回指導回数 194回</p> <p>区内保育施設職員向けに障害児保育研修を実施した。</p> <p>【令和2年度】3件 受講者数 191名  【令和3年度】7件 受講者数 588名  【令和4年度】7件 受講者数 620名</p>
	今後の取組	<p>引き続き、巡回指導を実施するとともに、区内全ての保育施設職員向けに研修を実施していく。</p> <p>私立保育所等（地域型保育事業含む）に対して巡回指導および施設訪問を行い、障害児の受入れに関する相談の場を設け、受入れ拡大に繋げる。</p>
	所管課	保育課

項目3 ひとり親家庭等への支援	
目標	ひとり親家庭に児童扶養手当、児童育成手当を支給し、また医療費の一部を助成することで、児童の福祉の増進を図る。
主な取組	<p>【令和2年度末現在】</p> <p>支給対象児童数  児童扶養手当 5,055人  児童育成手当 7,275人  対象世帯・受給者数  ひとり親家庭等医療費助成 3,087世帯 4,408人</p> <p>【令和3年度末現在】</p> <p>支給対象児童数  児童扶養手当 4,720人  児童育成手当 7,019人  対象世帯・受給者数  ひとり親家庭等医療費助成 2,911世帯 4,111人</p> <p>【令和4年度末現在】</p> <p>支給対象児童数  児童扶養手当 4,503人  児童育成手当 6,846人  対象世帯・受給者数  ひとり親家庭等医療費助成 2,785世帯 3,946人</p>
	今後の取組
所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>親子が自由に遊べる「のびのびひろば」に加えて、親と離れて過ごせる通所施設の開所を検討してほしい。親がレスパイトできる時間の確保により、虐待の防止につながると考えられる。</p> <p>ヤングケアラーの実態調査から、支援のニーズがみえてきたのは評価できる。当事者が困難なことに受け止めずに家族間で努力していることもみえてきたが、本来は学業の遅れを取り戻し、進路への支援を受けるべきであり、専任の支援者を配置して丁寧に対応していく必要がある。</p> <p>障害児保育のサービス向上のために、私立保育所への巡回指導を開始したことは評価できる。障害も多種多様になってきている。区内すべての保育職員向けの研修を進めるなど、引き続き障害について学ぶ機会を作るよう努めてほしい。</p> <p>ひとり親家庭が求める支援は多様であると思われるが、引き続き児童扶養手当の支給等経済的な支援を行うとともに、情報の支援、子育て上の支援などは、福祉部などと引き続き連携し、対応してほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して、現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>こども発達支援センターでは、令和4年11月から障害児および発達に心配のある児童をもつ保護者の育児の不安や負担を軽減するため、障害児一時預かり事業を実施している。引き続き、のびのびひろばや障害児一時預かり事業など、発達に不安のある親子支援に取り組んでいく。</p> <p>学習の遅れが見える児童生徒に対しては、休み時間や放課後等を利用した補習を行っており、進路相談についても個別に対応している。</p> <p>また、専任の支援者配置については、現在、ヤングケアラーの相談に対応している関係各課で協議し、設置の必要性も含め、検討していく。</p> <p>保育施設に対する巡回指導や説明会、施設訪問を実施し、障害のある子どもたちが安心して園生活を送れるよう支援するとともに、障害児のさらなる受入れ拡大を図っていく。</p> <p>児童扶養手当の支給等、経済的な支援を実施しつつ、生活福祉課ひとり親家庭支援係と連携を図り、引き続きひとり親家庭への支援に取り組んでいく。</p>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<p>支援の取組が進んでいることは評価できる。支援を必要としている家庭が確実に支援につながるように、周知の強化にも努めてほしい。</p> <p>障害の克服や将来計画について専門的アドバイスが受けられる機会を提供してほしい。</p> <p>障害の種類は多様なため、研修だけで理解することは難しい。巡回指導回数が着実に増えてきている点を評価する。障害児を受け入れた園の見学や実践報告を通して、教員がさらに進んだ研修ができるよう努めてほしい。</p> <p>ひとり親家庭の保護者が夜遅くまで仕事をしている場合、親や子どもの精神的な負担はかなり大きい。主任児童委員などの力を借りながら子育てをしている家庭もあるようだが、手当の支給以外に何か支援方法がないかと考える。ぜひ福祉部との連携を進めて対応してほしい。</p>

## 2 子どもの教育・保育の充実

重点 施策	2- 家庭での子育て支援サービスの充実	
	概要	<p>民間のカフェと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックス出来る場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者等の協力を得て、子育て講座等を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大します。</p> <p>親子で遊んだり保護者同士が交流できる、民設子育てのひろばと外遊びの場「おひさまびよびよ」を増設します。</p> <p>子育て支援団体と協働し、子どもの心身の発達や社会性を育む外遊び事業を実施します。</p>

主な 取組	項目1 練馬こどもカフェの拡充																	
	目標	在宅子育て世帯への支援の充実を図るとともに、地域全体で子育てを支え合う環境づくりを推進する。																
	事業成果	<p>令和元年度に事業を開始。民間のカフェなどと協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、私立幼稚園や保育事業者などの協力を得て、子育て講座を実施する「練馬こどもカフェ」を拡大する。</p> <p>【令和2年度】5か所 全33回開催 親子延べ113組参加          【令和3年度】6か所 全68回開催 親子延べ217組参加          【令和4年度】7か所 全81回開催 親子延べ229組参加</p> <p>令和2年度から開始したオンライン開催を含む。</p>																
	今後の取組	令和5年度は新たに1か所開始するとともに、自主運営型練馬こどもカフェを本格実施する。																
	所管課	こども施策企画課																
	項目2 子育てのひろばの増設																	
	目標	親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充等に取り組み、安心して子育てのできる環境を整備する。																
	事業成果	<p>0～3歳の乳幼児親子が自由に来室する子育てのひろばや、公園で自然と触れ合う「おひさまびよびよ」を整備している。</p> <p>子育てのひろばおよび「おひさまびよびよ」の設置状況（各年度末時点）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">子育てのひろば</th> <th>おひさまびよびよ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【令和2年度】</td> <td>公設 11か所</td> <td>民設 16か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和3年度】</td> <td>公設 11か所</td> <td>民設 15か所</td> <td>7か所</td> </tr> <tr> <td>【令和4年度】</td> <td>公設 11か所</td> <td>民設 15か所</td> <td>7か所</td> </tr> </tbody> </table>		子育てのひろば		おひさまびよびよ	【令和2年度】	公設 11か所	民設 16か所	7か所	【令和3年度】	公設 11か所	民設 15か所	7か所	【令和4年度】	公設 11か所	民設 15か所	7か所
		子育てのひろば		おひさまびよびよ														
	【令和2年度】	公設 11か所	民設 16か所	7か所														
【令和3年度】	公設 11か所	民設 15か所	7か所															
【令和4年度】	公設 11か所	民設 15か所	7か所															
今後の取組	民設子育てのひろばは、新たに1か所開設したが、1か所閉室したため、令和4年度末時点の施設数は15か所となった。おひさまびよびよについても令和5年度に新たに1か所開設する。引き続き、親子が気軽に交流できる子育てのひろばの拡充に取り組んでいく。																	
所管課	子ども家庭支援センター																	

項目3 公園等を活用した外遊びの取組	
目標	屋外での活動を通じて、子どもの心身の発達や社会性を育む環境を整備する。
事業成果	区内の民間子育て支援団体と協働し、区内の自然を活用した外遊び体験の場を提供している。 【令和2年度】参加者数 延べ12,895人 【令和3年度】参加者数 延べ14,602人 【令和4年度】参加者数 延べ11,818人
今後の取組	引き続き、外遊びの場の提供事業を実施し、外遊びを通じた子どもの成長を支援する。
所管課	子育て支援課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<p>練馬こどもカフェの取組は、若い保護者の子育て支援にとっても役立っていると思う。ぜひ、検証し効果が認められれば、いろいろな個所に設置してほしい。</p> <p>未就園児を育てている家庭に向けて、区内各地の子育てのひろば、おひさまぴよぴよ、練馬こどもカフェ、さらにオンラインによる個別相談など、様々な事業が充実している。</p> <p>練馬こどもカフェの開催数が増えたことにより、参加者数もコロナ前に戻りつつある。講師を依頼すると回数に制限がかかる。子育て講座がなくても、保護者同士の交流を図る場として、月1回のペースでなく、週1回の開催となるよう進めてほしい。</p> <p>外遊び体験では、子どもたちが外遊びをしたいときにいつでもできる環境作りに取り組むとともに、子どもだけでも参加できる場の提供を引き続き検討してほしい。</p>
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	<p>区内商店会の協力を仰ぐなど、幅広く店舗の情報を収集し、練馬こどもカフェの拡大を図る。また、参加者アンケートなどを踏まえ、開催方法の多様化について検討する。</p> <p>令和5年度におひさまぴよぴよを1か所新規開設するなど、身近な場所で相談できる事業を充実する。遠方に居住し参加するのが難しい親子などが、自宅に居ながら気軽に参加できるオンラインひろばや練馬こどもカフェについても引き続き実施していく。</p> <p>引き続き、子どもたちが外遊び体験に参加しやすい環境作りに取り組んでいく。なお、大きな公園等を移動しながら実施する移動型の外遊びについては、対象となる未就学児の安全確保のため保護者とともに参加することとしているが、定例的に公園で実施する拠点型等については、子どもだけで参加できることとしている。</p>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<p>大人はオンラインで相談や交流ができるが、子どもがオンラインで交流できるのはゲームくらいである。砂遊びや鬼ごっこ等の外遊びの体験を多くすることが就学してからの運動不足の改善につながると考える。保護者もまた、練馬こどもカフェ、おひさまびよびよを利用した対面の交流も必要である。子育ての悩みや相談ができる開設場所が増えていることを評価する。</p> <p>全体としてこれらの取組を高く評価したい。練馬こどもカフェや子育てのひろばの増設は積極的に進めてほしい。また、公園等を活用した外遊びについては、練馬区の自然環境を生かして外遊びができる「子どもの森」のような場所をもう少し増やすよう取り組んでほしい。</p> <p>子どもが自然の中で過ごすことは感性を育むうえで大切なことなので、安全な外遊びの場を数多く提供してほしい。</p> <p>様々な子育て支援サービスが充実している。参加者も多いので引き続き実施してほしい。</p>

重点施策	2 - 練馬こども園の充実	
	概要	幼稚園において、通年で9時間から11時間の預かり保育や0～2歳児の預かり保育を行う区独自の幼保一元化施設「練馬こども園」を拡大します。

主な取組	項目1 練馬こども園の拡大	
	目標	「練馬こども園」を拡大し、保護者のニーズに応じて子どもの教育や保育サービスが選択できる。
	事業成果	平成27年度に制度創設。令和元年度には、新たな仕組みとして短時間型（9時間以上）および低年齢型（0～2歳）を創設した。 【令和2年度】認定園数 22園（定員1,569名） 新規認定 2園（標準型1園、短時間型1園） 【令和3年度】認定園数 25園（定員1,689名） 新規認定 3園（短時間型2園、低年齢型1園（標準型として既に認定している園と重複）） 【令和4年度】認定園数 26園（定員1,869名） 新規認定 1園（短時間型1園）
	今後の取組	引き続き、認定園と定員の拡大に取り組んでいく。また、2歳児までの保育施設との連携を充実し、卒園後の受入先としての役割を強化する。
	所管課	こども施策企画課

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	認定園と定員の拡充が進んでいることは評価できる。それに伴い保育士が増加する中で、保護者や子どもたちに寄り添えるよう、保育の質の向上にさらに力を注ぐとともに、安全対策の強化にも努めてほしい。働く保護者たちのニーズにあわせて、長時間の預かり保育が可能となる練馬こども園をさらに充実させることが望まれる。男女平等に働くことが求められている中で、練馬こども園の充実は今後ますます必要になると思う。練馬区の保護者や子どもたちのためにもぜひ事業の充実を目指してほしい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	幼稚園教諭と保育士の相互交流事業や、保育園の看護師・栄養士を幼稚園に派遣して講座を実施するなど、練馬こども園の職員の資質・能力の向上に努めている。 引き続き、保護者の就労形態やニーズの多様化に応えるため、練馬こども園の拡大を図り、子どもの教育・保育サービスが選択できるようにする。

	評価	特記事項
点検・評価欄	3	<p>練馬こども園の拡大を積極的に進めていることを評価する。今後も継続してこの充実に努めてほしい。</p> <p>安全で質の高い保育が提供できるように、引き続き職員の資質・能力の向上に努めてほしい。また、利用者の要望を取り入れた改善も進めてほしい。</p> <p>長時間預かり保育の充実により保護者が働ける環境が整ってきている。保育士同士の研修や交流の場面設定をしていることを評価する。保護者とのやりとり、虐待防止など課題が多い保育現場にも保育士アドバイザーのような人材も今後検討してほしい。</p>

重点施策	2 - 保育サービスの充実	
	概要	<p>保育所の待機児童解消を目指して、私立認可保育所の誘致などにより、定員を拡大します。</p> <p>保護者の利便性の向上等を図るため、窓口や保育施設におけるICT化を推進します。</p> <p>東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図ります。</p>

主な取組	項目1 保育施設の定員拡大	
	目標	認可保育所206所（定員17,341名）
	事業成果	<p>保育施設の新規整備による定員拡大等を行った結果、3年連続で待機児童ゼロを達成した。</p> <p>【令和3年4月1日現在】 認可保育所 190所（定員16,218名） 待機児童数 0名</p> <p>【令和4年4月1日現在】 認可保育所 197所（定員16,780名） 待機児童数 0名</p> <p>【令和5年4月1日現在】 認可保育所 206所（定員17,447名） 待機児童数 0名</p>
	今後の取組	待機児童数ゼロが継続できるよう、保育需要の状況に対応した整備を図る。
	所管課	保育課、保育計画調整課
	項目2 窓口や保育施設のICT化の推進	
	目標	ICTを活用した「来庁不要型窓口」の推進 保育所におけるICTの導入推進
	事業成果	<p>令和2年度から、LINEを活用して条件に合った保育園の検索やチャットボットによる問合せ、子育て分野の情報配信といった保活支援サービスを開始した。令和3年度から、LINE保活支援サービスに「保育指数シミュレーション」機能を追加した。</p> <p>連絡帳機能のあるICTを区立直営園全32園、区立委託園24園に導入した。</p> <p>私立認可保育所等では既存のICT未導入の保育施設に対して、補助事業の周知徹底を図るために小冊子を作成し導入勧奨を進めた。結果として、約9割の保育施設で導入が完了した。</p>
	今後の取組	<p>令和5年10月からオンライン入園申請の受付を開始し、時間や場所を問わず、スマートフォンやパソコンで申請が可能になる。</p> <p>引き続き、“保活”の入口から出口、そして入園後まで全ての手続を区役所に行かずにスマートフォン等で完結する仕組みの構築を進める。また、活用を促すための周知啓発を行う。</p> <p>区立直営園でICTの習熟度の向上のため、操作研修を実施しスキルの底上げを図る。</p> <p>私立認可保育所等で新設園への導入費用の補助を引き続き実施する。</p>
	所管課	保育課、保育計画調整課

項目3 保育サービス水準の向上	
目標	東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進するなど、保育サービス水準の向上を図る。
事業成果	<p>区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助を行った。</p> <p>【令和2年度】区立保育園 20件 私立保育所等 48件  【令和3年度】区立保育園 22件 私立保育所等 50件  【令和4年度】区立保育園 23件 私立保育所等 48件</p> <p>区内保育施設に区立保育所園長経験者等による巡回支援を行った。</p> <p>【令和2年度】私立保育所等 272施設 272回  区立委託園等 24園 536回  【令和3年度】私立保育所等 284施設 327回  区立委託園等 26園 549回  【令和4年度】私立保育所等 282施設 282回  区立委託園等 28園 622回</p> <p>全ての区内保育施設職員向けに研修を実施した。</p> <p>【令和3年度】36回 受講者数 2,590名  【令和4年度】38回 受講者数 2,815名</p> <p>東京都指定キャリアアップ研修を実施した。</p> <p>【令和4年度】3回 受講者数 166名</p>
今後の取組	<p>引き続き、区内保育施設に東京都福祉サービス第三者評価の受審補助や巡回支援を行う。</p> <p>区内全ての保育施設職員向けに、引き続き研修を実施していくとともに、職員の処遇改善につながる東京都指定キャリアアップ研修を練馬区で実施する。</p>
所管課	保育課、保育計画調整課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>待機児童数ゼロが続いていることは大変評価できる。一方で、入園希望者が減少に転じた時の対応も検討しておいてほしい。      今後は保育環境、多様な子どもたちの受け入れ、充実が期待される。空き教室があれば、地域のために活用してほしい。      「保育指数シミュレーション」機能の追加は、子育て世代の保護者にとって、手続きの不便さを解消したよい取り組みである。      ICTの導入により保育士の事務作業が減ったことで、子どもと向き合える時間のさらなる確保が可能となり、保育の質の向上が期待される。      保活の入り口から入園後までの全ての手続きを、区役所に行かずに済む仕組みづくりを進めるなど、意欲的な取り組みを評価する。一方で、実際に保育園に見学に行ったり説明を直接聞きたい保護者もいるので、引き続き対面での相談もできるよう配慮してほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>現時点で入園希望者数は減少に転じてはいないが、保育需要に応じて適切な定員管理を行い、空き定員の減少に努めていく。      引き続き、ICT未導入委託園に対し導入の働きかけを実施し、保育の質の向上に努める。また、新設する私立認可保育所に導入費用の補助制度を活用することでICT導入を推進し、保育士の業務負担軽減を図る。      保育園検索、保育指数シミュレーション、オンライン入園申請など、来庁せずに手続きが行える利便性を向上する。対面を希望する保護者へのご案内も継続して行う。</p>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>3</p>	<p>待機児童ゼロの継続とICTの積極的活用、さらに職員研修の推進も評価できる。引き続き職員の資質・能力の向上にも努めてほしい。      保育所のオンライン申請、連絡帳機能のICTの導入で、保護者と保育士の双方が時間短縮できることで保育現場や家庭で子どもと向き合う時間が増える。全施設導入に向けての取組を引き続き努めてほしい。      若い親世代ではICTの活用は日常なことなので、保育サービスでもこれらの拡充が行われていることはとても評価できる。今後も充実させてほしい。</p>

### 3 子どもの居場所と成長環境の充実

重点 施策	3- 安全で充実した放課後の居場所づくり	
	概要	学童クラブの校内化を進めるとともに、「学童クラブ」と「学校応援団ひろば事業」それぞれの機能や特色を生かしながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施を目指します。

主な 取組	項目1 ねりっこクラブの拡大	
	目標	すべての小学生が安全で充実した放課後や長期休業を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの早期全校実施を目指す。
	事業 成果	<p>&lt;ねりっこクラブ&gt;            【令和3年4月1日現在】            実施校数 37校（新規実施10校：開進第一小、開進第二小、開進第四小、練馬第二小、練馬東小、旭町小、下石神井小、大泉第一小、大泉第六小、大泉南小）</p> <p>【令和4年4月1日現在】            実施校数 45校（新規実施8校：豊玉第二小、中村小、北町小、光が丘夏の雲小、石神井西小、大泉小、大泉東小、大泉北小）</p> <p>【令和5年4月1日現在】            実施校数 52校（新規実施7校：南町小、練馬第三小、石神井小、上石神井北小、関町北小、大泉第二小、泉新小）</p> <p>&lt;ねりっこプラス&gt;            ねりっこ学童クラブを入会待機となった児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる安全な居場所を提供する「ねりっこプラス」を待機児童がいるすべてのねりっこクラブにおいて実施した。</p>
	今後の 取組	引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて取り組んでいく。
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>子どもの多様な居場所づくりの必要性が高まっている現在、この事業はとても大切なものだと思う。様々な大人の目を見た子どもに関する情報をどのように共有し、子どもの育成に活用できるかについても大切な視点となるので、意見交換会を今後も実施してほしい。</p> <p>ねりっこクラブが着実に拡大できていることは評価できる。引き続き推進してほしい。</p> <p>「ねりっこクラブ」や「ねりっこプラス」という取り組みで、学童クラブにおける待機児童ゼロに向けての努力が伺える。小学校との連絡会議、情報交換会、運営協議会を定期的に行い、児童一人ひとりの情報共有を行っていることを評価する。</p> <p>各学校の応援団やねりっこクラブ事業者等においては、近隣町会や地域等からの幅広い募集の働きかけをしてほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>令和6年4月に向けて、新たに7校（豊玉南小、早宮小、光が丘四季の香小、大泉第四小、大泉西小、南田中小、南が丘小）でねりっこクラブ実施の準備を進めている。</p> <p>各ねりっこクラブにおいては、毎月小学校と連絡会議を実施しており、区職員のコーディネーターも参加し事業運営に関する情報共有や意見交換を行っている。一人ひとりの児童についての教員と職員の情報交換は、学期に一回程度会議を設定、課題のある児童については日常的に様子を話す機会を設けている。</p> <p>また、学校応援団やPTA、主任児童委員や青少年委員等地域の方々にも参加いただき、ねりっこクラブの運営や地域の児童の様子などに関する意見交換を行う運営協議会を、年二回実施している。</p> <p>ねりっこクラブや学校応援団ひろば事業・各開放事業では、地域内の児童と住民の方々とのつながりを大切にしている。事業実施にあたっては、多くの地域住民の方に向けてスタッフの募集を行うように、事業者や学校応援団に対し、区から働きかけを行っている。</p>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>3</p>	<p>居場所づくりが充実していることを評価する。</p> <p>ねりっこクラブの全校実施が着実に進んでいること、またねりっこプラスによるフォロー体制も充実していることは高く評価できる。</p> <p>さらに、地域の人たちを含む関係者との意見交換会の開催も評価でき、継続して実施してほしい。</p> <p>ねりっこクラブに入れなかった児童へのねりっこプラスによる待機児童ゼロ対策や、小学校との連絡会議の実施により教員と職員が情報共有していることを評価する。就学後も保護者が安心して子どもを預けて働ける環境を提供できるよう引き続き努めてほしい。</p>

重点施策	3 - 児童館機能の充実	
	概要	乳幼児親子の身近な相談場所として「にこにこ」の相談員を拡大するとともに、子育て関連施設への出前児童館を充実します。 中高生同士が気軽に話す場、職員が個々の成長に寄り添い悩みや相談を受け止める場として、中高生居場所づくり事業を充実します。

主な取組	項目1 乳幼児親子向けの児童館機能の充実	
	目標	乳幼児保護者が気軽に相談できたり、子育てに関する情報が収集できるなど地域の子育て支援の拠点として区民や地域団体との連携を強化する。
	事業成果	児童館学童クラブ室を活用した子育てのひろば「にこにこ」に相談員を配置し、子育て応援パンフレットのリニューアルを行った。 【令和2年度】相談員2か所配置 【令和3年度】相談員2か所配置（新規配置なし） 【令和4年度】相談員4か所配置（新規2か所配置） 児童館の出前事業の実施 【令和2年度】保健相談所と児童館とでペアをつくり連携を開始 【令和3年度】4か所の保健相談所で、計22回の出前児童館を実施 子育て応援パンフレットをリニューアルし、各児童館や各子ども家庭支援センター、各保健相談所等で配布 【令和4年度】子育て関連施設（保育園、幼稚園、保健相談所、公園）への出前事業を拡大 子育て応援パンフレットを年度更新し、配布を継続
	今後の取組	児童館と地域の子育て関連施設の連携を強化し、児童館が身近な子育て支援施設であることをPRしていく。
	所管課	子育て支援課
	項目2 中高生居場所づくり事業の充実	
	目標	中高生の相談機能を強化し、必要に応じて関係機関へつなぐ。
	事業成果	中高生の居場所・自己実現の場として、全児童館で交流や音楽活動を実施している。 【令和2年度】6館で実施 飲食しながら皆で話す事業であることから、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため回数や実施館を縮小 【令和3年度】全17館で実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、飲食は個包装の菓子や水分補給に限定して実施 【令和4年度】全17館で実施 「中高生カフェ」を含め、各館でスポーツ、クッキングなどの内容も含めた中高生事業を週に2回程度実施
	今後の取組	中高生対象の出前事業も積極的に行っていく。
	所管課	子育て支援課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>児童館が、中高生が気兼ねなく過ごせる楽しい居場所になることを望む。</p> <p>子育てのひろば「にこにこ」はとても良い趣旨で行われていると思う。仕事等で参加できない保護者への対応をどうするか、例えば相談だけでもオンラインで行うなど、可能であれば実施していただきたい。</p> <p>児童館は、子育て中の家族から中高生までの、年齢を超えた交流が期待できる。今後は対人関係を学ぶ、世代間の自由な交流の場として多くの可能性を期待したい。また、職員の専門性スキルアップの機会も増やしてほしい。</p> <p>ネット環境が充実している中で、対面で他人と交流する必要性を感じる。未就学の親子ひろばや、小中学生のイベント、中高生居場所づくり事業を周知して、地域の児童館に利用者が拡充していくことを期待する。</p> <p>職員の資質向上、相談員の拡充、効果的なPRを通して、引き続き機能強化を図ってほしい。</p> <p>中高生の居場所づくりについては、様々な課題があると思うが、中高生の意見を取り入れながら改善していくことも検討してほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>令和5年度から、中高生タイムの日数・曜日を中高生が参加しやすい時間帯・曜日に変更できるよう、運営を見直した。</p> <p>「にこにこ」は、乳幼児親子が足を運べる身近な居場所を提供するため、児童館に加え、小学校別棟のねりっこ学童クラブ等も含め、学童クラブ室に児童がいない午前中を活用した事業である。「にこにこ」は学校の長期休業中や、放課後の時間帯には実施していないことから、仕事等で時間が取れない保護者のオンライン相談については、現在も子育て支援課の相談員である「すくすくアドバイザー」がメールで受け付けており、今後も運用を継続する。</p> <p>0歳から18歳までの利用対象の施設であることから、児童館が異年齢の交流の場となるよう多様なイベントを計画している。</p> <p>区内の中高生に対し、ホームページ、リーフレット配布、ポスター掲示や校内放送の活用で中高生事業のPRを行っている。</p> <p>相談支援研修やヤングケアラー研修等を実施し、様々な児童や中高生に対応できるよう、引き続き職員のスキルアップを図っていく。</p> <p>小学生、中高生の意見を取り入れたイベントを行う他、中高生カフェにも中高生自身の声を反映させるなど、子どもたちが主体的に活動できる場の提供に積極的に取り組んでいく。</p>

	評価	特記事項
点検・評価欄	2	<p>0歳から18歳までが対象となる施設であることから、相談内容もかなり質が異なると予想する。このような状況では、他機関等との横の連携が大切になるので、様々な機関との情報連携ができるようにしてほしい。</p> <p>児童館は地域で子どもを育てる大切な場の一つなので、不登校の子どもたちや様々な障害を持つ子どもたちも居心地よく過ごせる場になるよう工夫してほしい。また、中高生も利用しやすいように、「児童館」の名称変更が可能ならば、検討してほしい。</p> <p>保健相談所と児童館とが連携した出前児童館は、児童館を知り、利用するきっかけを作るいい試みだと考え。中高生事業の実施も強化し、公共の施設である児童館と敬老館、障害児施設等と一緒に交流できるイベントなども計画してほしい。</p> <p>中高生の居場所づくりが全児童館で実施されていることを周知してほしい。</p> <p>児童館機能をこれからも充実させてほしい。一方で、低学年から引き続き利用している子どもには利用しやすいものの、利用したい気持ちがあっても利用に至らない子どももいると思われる。そうした子どもが来館したくまた来館しやすくなるような取組も検討してほしい。</p>

重点施策	3 - 青少年の健全育成・若者の自立支援	
	概要	<p>区民との協働により、青少年の野外活動や地域交流の活動を進めるとともに、青年リーダーの養成などを通じて、若者が企画・運営に携わる事業を増やします。</p> <p>若年無業者（ニート）やひきこもり、高校中退等により、自立への支援が必要な若者に対し、関係機関や協力事業者等と連携して、相談・支援を行います。</p>

主な取組	項目1 青少年の野外活動・地域交流事業等の推進	
	目標	区民との協働により、地域団体とともに青少年の野外活動や地域交流の活動を進める。
	事業成果	<p>青少年育成地区委員会（17地区）では、青少年の健全育成のため、野外活動（キャンプ、いも堀り等）、文化事業（カルタ大会、折り紙教室等）や地区祭、清掃活動などの事業を実施している。</p> <p>【令和2年度】実施事業数 59事業 参加人数 延べ 4,121人  【令和3年度】実施事業数 121事業 参加人数 延べ23,010人  【令和4年度】実施事業数 218事業 参加人数 延べ30,296人</p>
	今後の取組	青少年が様々な年齢の人と交流し、実際の体験を通して自立心や社会性を養えるよう、引き続き地域の特色を生かした事業を進めていく。
	所管課	青少年課
	項目2 青年リーダーの養成、若者の企画運営事業の推進	
	目標	青年リーダーの養成内容を充実するとともに、青年リーダーなどの若者が企画・運営に携わる事業の機会を増やす。
	事業成果	<p>小学5年生から中学3年生までを対象に、キャンプやレクリエーション活動などの講習を実施し、地域における様々な活動で中心的役割を担うジュニアリーダーを養成している。</p> <p>【令和2年度】初級受講生 162人 中級受講生 88人  【令和3年度】初級受講生 153人 中級受講生 90人  【令和4年度】初級受講生 194人 中級受講生 92人</p> <p>ジュニアリーダー養成講習会の中級を修了した15～23歳で青年リーダーとして登録した人を対象に、講習会を実施している。</p> <p>【令和2年度】中止（登録者：84人）  【令和3年度】計3回（登録者：86人）  【令和4年度】計3回（登録者：69人）</p> <p>青少年館において、若者が企画・運営に携わる取組を行っている。</p> <p>【令和2年度】4講座 参加人数 延べ134人  【令和3年度】2講座 参加人数 延べ151人  【令和4年度】4講座 参加人数 延べ 64人</p>
	今後の取組	青少年育成地区委員会等の子ども向け事業に、青年リーダーが企画段階から携わる事業の試行に取り組む。
	所管課	青少年課

項目3 若者の自立に向けた相談・支援	
目標	若年無業者（ニート）やひきこもり状態の若者に対して、相談・支援の受け皿や就労支援に向けた技能講習等の充実と関係団体などとの連携を進める。
主な取組	<p>ねりま若者サポートステーションでは、就労が困難な若者等（15歳～49歳）に対する相談や就労に必要な技能講座、就労体験、保護者に対するセミナー等を引き続き実施した。コロナ禍の状況もあり、オンラインを取り入れた相談やオンラインの使い方を学ぶプログラム等を取り入れた。就労や短期アルバイトの受入先企業の拡充も引き続き行った。</p> <p>令和元年度から対象年齢の上限を39歳から49歳に変更。</p> <p>【令和2年度】 相談・支援 延べ3,578人 進路決定者数 35人</p> <p>【令和3年度】 相談・支援 延べ3,552人 進路決定者数 62人</p> <p>【令和4年度】 相談・支援 延べ3,355人 進路決定者数 64人</p> <p>居場所では、不登校やひきこもり状態などで孤立し、社会とのつながりを失っている方（15歳～49歳）を対象に、自立支援スタッフが悩みや相談に応じ、個々の状況に合わせた社会とのつながりを支援している。利用者が参加しやすいプログラム(少人数制)を取り入れ、自信をつける、居場所職員だけでなく他の利用者に話しかける、会話をする等と段階を経て成長できるようなステップアップを図り、社会とのつながりを築いていく。(令和2年6月開設)</p> <p>【令和2年度】 開所日 193日 利用者数 延べ1,428人（実人数123人）</p> <p>【令和3年度】 開所日 244日 利用者数 延べ1,573人（実人数149人）</p> <p>【令和4年度】 開所日 243日 利用者数 延べ2,155人（実人数115人）</p>
	今後の取組
所管課	青少年課

<p>昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）</p>	<p>地域という概念が薄れていく時代の流れの中で、少しでも子どもたちが「地域」を大切にしようとする取り組みは評価できる。特に、限られた地域の方々の献身的な取り組みや、活動に参加しているリーダーの子どもたちへの褒賞も積極的に行うなど、地域の活動を盛り上げる必要性を感じる。</p> <p>17地域の青少年育成地区委員会に所属する委員は、コロナ禍においても、可能な限り活動計画を実行している。</p> <p>就労に向けた講座、体験、セミナー等の実施により、進路決定者がいることが喜ばしい。若者が社会から孤立することないように、家族だけの負担にならないような支援体制を引き続き築いてほしい。</p> <p>若年無業者やひきこもり状態の若者に対する自立支援が成果につながっていることは評価できる。職員のスキルアップを図りつつ、引き続き推進してほしい。</p>
<p>昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性</p>	<p>練馬区教育・子育て大綱に基づき、青年リーダー等が地域での活躍の場を広げる取組を強化している。今後は青少年育成地区委員会等の子ども向け事業に、企画段階から携わる事業の試行に取り組んでいく。</p> <p>相談者の状況に応じた講座の実施や、メンタルヘルス相談等のオンライン活用は引き続き取り組んでいく。今後は相談員（支援スタッフ）を増員し就労支援等の自立支援の充実にも取り組んでいく。</p>

	評価	特記事項
<p>点検・評価欄</p>	<p>2</p>	<p>社会とのつながりを失っている方への支援を様々な面から行っていることは高く評価できる。今後このような支援が必要な方が増えると考えられるので、支援体制の強化をしてほしい。</p> <p>不登校の子どもたちやコミュニケーションが苦手な子どもたちの成長のために、野外活動や地域交流活動に積極的に誘い入れる工夫を検討してほしい。</p> <p>「ねりま若者サポートステーション」の相談・支援、「居場所」を開設したことで延べ利用者数が増加している。ひきこもり状態の方やニートを抱える家族の負担を減らすためにも、外出する機会が増やせる取組に努めてほしい。</p> <p>居場所づくりについて、ねりま若者サポートステーションの機能の充実や他地区への設置、対象年齢を中学1年生まで引き下げるなども検討し、不登校の児童生徒から大人でひきこもり状態になっている方たちの居場所の充実にも努めてほしい。</p>

## ○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組

新型コロナウイルス感染症の影響により、教育や子育ての分野において、区立小・中学校の短縮授業や、各種行事の中止・縮小などの対応を余儀なくされました。教育委員会として、こうしたコロナ禍を乗り越えるため、様々な取組を実施してきました。

### 主な取組

#### 令和4年4月

- ・宿泊を伴う校外学習（小学校移動教室）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施（4～7月）
- ・宿泊を伴う校外学習（中学校修学旅行）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施（4～10月）

#### 令和4年5月

- ・区内保育施設へ二酸化炭素濃度測定器を配付
- ・区内幼稚園へ二酸化炭素濃度測定器を配付

#### 令和4年6月

- ・宿泊を伴う校外学習（中学校特別支援学級宿泊学習）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施
- ・小中学校特別支援学級見学会を、感染症対策（受付時の検温消毒実施や参加対象者の限定）をおこなった上で実施（一部）（6～7月）
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給  
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき支給しました（子供1人につき5万円）。

#### 令和4年7月

- ・宿泊を伴う校外学習（中学校イングリッシュキャンプ）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施（7～8月）
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給  
新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、厚生労働省が実施した事業に基づき支給しました（子供1人につき5万円）。

#### 令和4年9月

- ・宿泊を伴う校外学習（小学校移動教室）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施（9～12月）
- ・小中学校特別支援学級見学会を、感染症対策（受付時の検温消毒実施や参加対象者の限定）をおこなった上で実施（一部）
- ・教員用タブレットを配備（常勤教員1人につき1台）
- ・学校ネットワーク通信環境の整備（全校でのオンライン授業配信に対応）

#### 令和4年10月

- ・宿泊を伴う校外学習（小学校特別支援学級宿泊学習）を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施
- ・区内保育施設に対する感染症対策工事支援および感染症対策物品の購入支援

**令和4年12月**

- ・家事支援用品の購入支援を実施  
コロナ禍における育児負担軽減対策として、東京都補助事業を活用し、保育サービスを利用してない、1歳または2歳の在宅子育て家庭を対象に、令和4年度限定で、食洗器やロボット掃除機等の家事支援用品の購入支援を実施。  
(子供1人につき、5万円相当のポイント)
- ・区立幼稚園へ感染症対策物品の購入

**令和5年1月**

- ・区内子育てのひろばへ除菌シート等を配付
- ・宿泊を伴う校外学習(中学校スキー移動教室)を実施するにあたって出発前に抗原定性検査を実施(1~3月)

**令和5年2月**

- ・区内児童館、学童クラブ、子育てのひろばへ消毒用アルコール等を配付

**令和5年3月**

- ・区立直営保育園へ、熱湯洗浄やアルコール等による消毒が可能な昼寝用マットレスを配付
- ・区内私立幼稚園へ感染症対策工事支援および感染症対策物品購入への補助金支給

○新型コロナウイルス感染症対策に係る取組 点検・評価表

特記事項

限られた財源と時間の中で、子どもたちの健康と教育のバランスを考慮した適切な対応が行われたと考える。  
宿泊を伴う校外学習の出発前に抗原定性検査を必ず実施できるように援助してきたことで、安心して校外学習を楽しめていたと思う。新型コロナウイルス感染症が落ち着く様子が見られない中でも行事を中止することなく、実施できる方向で配慮していたことを評価する。  
未知のウイルスとの戦いの中で、常に緊張状態を強いられながら様々な対応を行っていたと受け止めている。今後も何が起こるか分からない中、子どもたちの健康と安全を守るよう努めてほしい。  
感染症への脅威にさらされて数年を過ごしてきた教育現場の緊張感は大きいものであったと思われるが、適宜の取組は適正であったと思う。ただ、家事支援用品の購入支援の効果については多少疑問が生じる。

評価

3

## 点検・評価に関する有識者からの意見および助言

漆澤 その子

(武蔵大学人文学部教授)

令和5年度の点検・評価報告書を拝見いたしました。いずれの項目においても取組事業やその成果、進行中の取組や今後の方向性について明確に記されており、また適正に評価されていたと言えます。概観したところ、昨年度より総合評価が高い項目が多いように見受けました。教育分野・子育て分野とも施策が良好に進んだことがうかがえます。以下、教育分野を中心に評価の高かった項目について意見を述べていくこととします。

教育分野において、まず注目したのは1- 「学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実」の項目5「英語教育の充実」です。グローバル社会で活躍できる人材の育成が求められるなか、英語は世界共通の言語としてその習得と運用が必須と見なされています。練馬区内の小中学校においても、ALTを活用したり小学校5年生に英語4技能検定を実施するなど、英語の習得と運用に向けた実践的な取組がなされている点は評価できます。今後一層の成果をあげるためには、小学校段階で英語が「勉強」にならないことが肝要でしょう。本来英語は言語であり、あくまでもコミュニケーションの手段にすぎません。ですから、小学校段階ではまずは英語を用いたコミュニケーションの楽しさや豊かさに注力した指導体制が求められるのではないのでしょうか。それが結果的に、中学校での英語学習に対するモチベーションの向上につながるものと考えます。

上記の英語教育における指導体制とも関わることですが、1- の項目1「教員研修の充実」は、教育現場の現状を鑑みると看過できない課題と言えます。昨今、小中学校における教員、とりわけ若年世代の教員による離職傾向について耳にします。その取組として若手教員への指導機会が拡充されたり、負担軽減を考慮したオンラインによる研修の実施など、多忙な現場における教員への配慮がなされている点は高く評価できるところです。しかしながら、若手教員が離職する理由は教育現場そのものにとどまらず、教員同士の人間関係による場合も少なからずあるのではないのでしょうか。こうした理由による離職をなくし、世代間による認識の差異をなくすためにも中堅以上の教員も交えた研修会がより積極的に実施されることを期待します。

同様に、保育士もまた若手従事者の離職や苦悩が伝えられています。子育て分野の取組は全体的に良好で評価できると思いますが、今後より安全で質の高い保育を提供するためにも、ぜひ保育士や幼稚園教諭を対象とした研修なども強化していただきたいところです。

小櫃 智子

(東京家政大学子ども支援学部教授)

令和5年度の「教育に関する事務の管理および執行の状況の点検・評価報告」を拝見いたしました。全体にわたり、適切かつ丁寧な点検・評価がなされていると思います。点検・評価の報告を受け、以下気づいた点等について意見を述べさせていただきます。

#### 【教育分野】

##### ○幼児教育の充実と幼保小連携の重要性

幼児教育の質が小学校での学習や、その後の人生にまで大きく影響することが、研究ベースで明らかにされています。幼児教育の充実については、就園を希望する子どもが適切に幼児教育を受けることができる環境整備に努めることを目標に掲げ、その取組は順調に進められています。区立園、私立園における障害のある子どもの受け入れ実施は、適切に幼児教育を受けることができる環境整備として評価できるだけでなく、多様性の理解や受容を育むインクルーシブ教育の実践を可能にするものであり、教育内容の充実を図る上でも高く評価できるものと思います。今後も引き続き、希望する子どもが適切に幼児教育を受けることができる環境整備とともに、幼児教育の質の向上に向けた取組にも期待します。

また、幼児教育と小学校教育が円滑に接続するために、幼保小の連携は今後ますます重要な課題であると思います。練馬区の幼保小連携の推進においては、教員の研修や交流会、授業見学や懇談会等、積極的な取組がなされており評価できます。今後もさらなる連携の取組を推進し、接続期の教育の充実を図ることが必要と考えます。「ねりま接続期プログラム」については、改定によりさらなる内容の充実が図られること、またその活用の推進に期待します。プログラムの内容の充実および活用においては、幼稚園、保育所等と小学校が協働して接続期のカリキュラム編成や指導計画の作成に取り組んでいくことが重要であると考えます。

##### ○小中一貫教育の重要性

義務教育9年間を見通した教育実践のこれまでの取組を整理し、「小中一貫教育の取組プログラム」を作成したことは高く評価できるものと考えます。今後はプログラムの実践に期待するとともに、実践の評価、改善の取組が重要であると考えます。また、小中一貫教育の区の取組について、保護者をはじめ、地域住民等、広く理解を図り協力体制を構築していくことも、教育の充実を推進していくうえで必要であると思います。

##### ○教員のやりがいと資質向上

教育の質は、教育を担う教員の資質が大きく影響します。教員の資質・能力向上の取組として、多様な研修の機会が用意されたことは評価に値することと思います。一方、研修の受講状況や受講の効果についても客観的に確認できるとよりよいと感じました。また、専門職である教員

においては、そのやりがいや資質向上に繋がるものであり、やりがいをもって教育にあたることができるよう支援していくことも重要であると考えます。そのような意味で、子どもたちと向き合う時間の創出の取組は重要で高く評価できるものです。今後も研修の充実とともに、教員の負担軽減への支援の継続に期待を寄せるものです。

#### ○不登校児童等、支援を要する子どもへの対応

不登校に対する対応については、実態調査を実施しその実態把握に取り組まれたことは、今後の支援の充実を図っていくうえでたいへん評価できるものです。適応指導教室、居場所支援、ICTを活用した学習・相談支援等の取組を引き続き充実させると共に、実態に即した支援内容の更なる検討や取組が期待されます。

#### 【子育て分野】

#### ○安心して子育てできる保育サービスの充実

保育所の定員拡大による待機児童ゼロの実現や、練馬こども園の拡大により、働く保護者が安心して子育てできる環境が用意されています。また、量的な取組だけでなく、保育サービスの水準の向上のため、第三者評価受審の促進、巡回支援、研修の実施にも力を入れている点を高く評価したいと思います。

今後、保活の入り口から出口までをスマートフォン等で完結する仕組みの構築がすすめていかれることは、忙しい保護者がサービスへアプローチしやすく便利になるものと考えます。一方、対面での相談や支援を必要とする方も一定数いることを踏まえて、従来の窓口による対応も引き続き柔軟に応じていくことが必要と思います。

#### ○子育ての楽しさ・喜びに繋がる支援

子育てには楽しさや喜びがある一方で、不安も生じやすいものです。不安の大きさにより楽しさや喜びを感じにくくなっている保護者の姿も少なくありません。子育てひろば「おひさまびよびよ」や「にこにこ」への相談員の配置は、子どもが楽しく遊ぶ場で気軽に相談しやすく、重要な取組と考えます。また、練馬こどもカフェのように保護者同士が交流したり、子どもとリラックスできる場も子育て不安の解消に繋がる重要な取組です。このような場は、子育ての不安が大きくなる手前において大きな効果を発揮するものと考えます。今後も引き続き、子育てが楽しく・喜びと感じられるような支援の取組と、利用者が利用しやすい運営を期待します。

#### ○子どもの居場所の必要性

学童期においては、ねりっこクラブの全校実施に向けての着実な実行、加えてねりっこプラスにおけるフォロー体制を図り放課後の居場所環境を整備しています。中高生においては、児童館を活用した取組の工夫がみられます。地域に子どもの居場所があることは健全な成長のために極めて重要であると考えます。今後もますますの取組の必要性を感じます。

以上、ここにすべてを記載しきれませんでした。いずれの取組も重要なものと考えています。今後も検討を重ね、さらなる取組の充実が図られていくことを願っています。これらの取組に関わられた全ての皆様に敬意を表するとともに、今後の取組にも期待したいと思います。

富士田 浩之

(練馬区立中学校 P T A 連合協議会顧問)

令和5年度の点検及び評価報告書を拝見させていただきました。令和4年度中は、コロナ感染症が少し落ち着き始め徐々にいろいろなことが元に戻ってきました。ただ、すべてが今までと同じとはならず、新しいやり方を模索しながらだと思えます。

練馬区は、小学校、中学校が非常に多く、子供たちの数も多い中、教育分野、子育て分野ともに、教育委員会をはじめとして、関係する皆様のご尽力によって、主な取り組み事業に関して成果が上げられ、子供たちや保護者にいい環境となってきたと思えます。

私の子供は、支援学級に通っていました。そちらの目線からの意見、感想がいままであまりないと思えますので、その視点からも書きたいと思えます。

教育分野におきましては、教科書などを学校に置いていくことが出来るようになりましたが、子供たちがあまりにも重い鞆をもっているのが、電子教科書の導入、電子資料の導入などをもう少し進めていってほしいと思えます。図書室の利用に関して、検索をタブレットから出来るようにできるようにするとより効果的かと思えます。学校での ICT の活用や ALT の導入などもこれからどんどん進めていってほしいと思えます。

教員の資質の向上につきましては、ICT が導入されたため、その機械の使用法や授業のやり方など、たくさんの研修を行って向上させていると思えます。ただ、故障なども含めたいろいろな管理、サポート、セキュリティーについても大変であり、専門家をもっと入れて対応していくのがよいと思えます。

支援学級のほとんどの先生が、特別支援学校教諭免許状を持っていないと聞きます。他の資料ですと、保持者が30%と聞いています。障害者の数や種類も増えてきているので、専門の教員免許を持った先生が半分以上いた方がいいと思えます。もちろん、専門の教員だけでなく、他の先生も障害者の子供に対しての講習や研修をこれからも続けて欲しいです。さらには、実際に体験をした方がいいと感じます。

支援学級の人数が学校によってあまりにも偏りすぎていると思えます。50人以上いる学校もあれば、10人ぐらいの学校もある。これでは、教育や支援の質に差が出てきてしまうので、是正できればよいと考えます。

先生の働き方改革において、進んで来ていますが、もっと人を増やせたらと考えます。授業2人体制、学級担任も完全副担任制を目指してほしいです。

部活動に関しては外部の人が出来るようになってきたと思えます。ただ、他の区では、教員以外の方が試合などに引率できる場所がありますので、それを目指してほしいと思えます。また、教員が学校外や自宅でもどのぐらいの仕事をしているかも調査が必要かと思えます。

学校環境、学校施設の整備につきましては、計画を順調に行っていると思います。体育館のクーラーにつきましても設置されてきて、感謝いたします。ただ、校舎が古くなってきているところなどもあり、計画はあると思いますが、トイレやプール、その他、修繕などをより早く行ってほしいところです。また、タブレットをはじめとする ICT の機械を使用しているので、学校でのネット環境をもっとよくして欲しいと思います。

障害者や支援級に対する設備、教材については、デージー教材などの導入など非常にありがたいと思います。しかしまだまだ不十分だと感じています。教材や道具、設備に関しては、先生方の努力によって、作られている物が多いと思います。いろいろなものを購入や作成して、あらゆることに対応出来る環境にしてほしいです。

学校の安全対策としては、カメラなどを導入していることは非常によいと思います。しかし、まだ足りないと思います。先生方に緊急時の対応、危機管理や、防犯の研修、訓練を定期的に行っていると思いますが、障害者の安全に対する対応が不明です。また、学校評議員に警察や消防の関係の方も入れてはどうかと思います。目標を挙げて成果などを公表して欲しいと思います。

家庭環境への支援や学校と家庭の繋がりについて、たくさんのことを行っていると思います。共働きの保護者が増えていますので、なかなか情報を見る時間などもないと思われます。たとえば、学校からのプリントやお知らせなどは紙での配布もよいと思いますが、せっかく子供にグーグルのアカウントを渡しているのに、保護者のアカウントを作成してメールやドライブを使用するの配布、回答をもらう、または学校からメールを保護者に一斉に送れるので、それを使用してプリントなどを配信することも検討してほしいと思います。紙を無くし印刷の時間なども減ってよいと思います。

いじめや不登校、支援が必要な子供に対してよく対応いただいて非常に助かっていると思います。ただ、なかなか相談しづらいことがありますし、保護者が障害を認めたくないところもありますので、そのような人たちへの対応も考えていただけるまたはどのようにやっているのか公表をしたらよいと思います。

障害がある子供と通常級の子たちとの交流や協働学習は、これからも増やして欲しいと思います。インクルーシブな社会となっていくなかで、社会に出たときに前もって理解や知ることが大切だと思います。また、保護者に対しても障害のある子供やその保護者と交流、理解の機会が作ればよいと思います。

医療的ケアの必要な子についての情報が少ないと思います。確かに、対応などはかなり進んでいると思いますが、まだまだ、広報も足りないですし、知らない方が多すぎると思います。

子供の居場所については、カフェやこども園が充実してきてよいと思います。保育園が、待機児童ゼロとなっているのは、非常に努力されていて、保護者としては助かっています。感謝いた

します。さらには、第1希望に全員が入園出来ることを目指して行ってください。学童クラブなど居場所については、どのくらいの希望者に対して、どのくらいの割合の子供が入れているか分からないですが、共働きの保護者も増えてきていますので、一カ所の人数を増やすだけでなく、学童クラブを増やせていけるといいかと思います。特に、障害のある子供も入れる学童クラブなどが、どのくらいあり、どのくらいの子供が通っているか、資料がないので詳しいことは分かりませんが、できるだけ多くの子供が入れるようにして欲しいと思います。児童館は、イベントなどをたくさん行って、子供たちの居場所として役立っていると思います。さらにICTなどを活用し、中高生の居場所としてもっと活用出来るようにこれからもお願いします。

若者に向けた自立支援も成果を上げていると思いますが、障害者の人たちには、まだまだ足りないと感じます。障害者の人たちの支援、就職、生きるための場所、生活の安定などさらに充実させていくことを願います。

## 令和6年度の主な事業

今年度は、「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策に係る主な取組と今後の方向性を総合的に点検・評価しました。

大綱において、教育分野では「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」、子育て分野では「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」を目標として掲げています。教育委員会では、今回の評価を踏まえ、目標の実現に向け取り組んでいきます。令和6年度の主な事業は下記のとおりです。

### ○教育分野

#### ICTを活用した教育内容の充実

更なるデジタル教科書の導入に備えて、令和6年度から中学校、7年度には小学校の校内ネットワークを順次Wi-fi化し、通信環境を強化する。

ICT支援員による実践的な授業支援と「教育ICT実践事例集」の活用、ヘルプデスクの運営等により、教員全体の活用能力の向上を高める。

#### 教員の働き方改革の推進

指導要録・保健帳票等の諸表簿を電子化するため、校務支援システムを改修し、学校業務の効率化を図る。

教員の業務をサポートする会計年度任用職員（学校生活支援員、副校長補佐）の配置を345人から360人へ拡大する。

教員に代わって部活動の顧問を担うことができる部活動指導員（会計年度任用職員の配置を13人から23人へ拡大する。また、顧問である教員をサポートする部活動外部指導員（有償ボランティア）を、各校の活動回数に合わせて配置する。

#### 学校給食費等の無償化

都は、国に先行して公立小中学校の学校給食費の無償化に取り組む方針を示した。区は、都の補助制度を活用し、学校給食費の全面無償化を実施する。また、私立幼稚園副食費補助事業の対象者も、第1子以降の園児に拡大する。

#### 小中学校校舎等の改築

区立小中学校の改築を概ね年2校ずつ計画的に進め、令和6年度は新たに立野小学校、上石神井小学校、上石神井中学校の設計に着手する。

#### 校舎の長寿命化改修を実施

校舎を築80年まで使用するため、築60年を目途に長寿命化改修を行う。令和6年

度は開進第一小学校、開進第二小学校の設計に着手し、今後は年1～2校ずつ改修を進める。

#### 体育館の空調整備

令和7年度までに全区立小中学校体育館への空調設備を完了する。令和6年度は小学校14校、中学校4校に設置し、98校中93校で整備が完了する。残る学校も設置までの間、熱中症対策を講じる。

#### 不登校児童・生徒およびヤングケアラーへの支援の充実

区立施設の跡施設を改修し、令和6年4月に学校教育支援センター石神井台を開設する。

令和6年度から、メタバースを活用した学習・相談支援を試行実施し、ICTを活用した支援の更なる充実に向け、具体的な検討を進める。

区立小中学校の児童・生徒へ動画等を活用したヤングケアラーに関する周知啓発を行う。また、教員向けの研修機会を増やす。

子ども家庭支援センターにヤングケアラーコーディネーターを4地域ごとに1名配置し、関係機関との調整を行い、個々の状況に応じた支援につなげる。

ヘルパー派遣事業を拡充し、ヤングケアラー等、支援が必要な家庭の負担を軽減する。

#### 特別支援教育に係る新たな方針の策定

障害児の支援を充実するため、特別支援教育に係る新たな方針を策定する。方針に基づき、特別支援学級の増設や教員の質の向上、支援員の確保策について検討する。

#### 医療的ケア児への支援の拡充

令和5年度に策定する医療的ケア児に対する新たな支援方針に基づき、福祉、医療と連携して医療行為の拡大等について検討する。また、簡易ベッドや医療機器用蓄電池等を配備するとともに、教員・保育士・看護師等への研修を実施し、受入体制を充実する。

### ○子育て分野

#### ねりっこクラブ実施校の拡大

すべての小学生が安心かつ充実した放課後を過ごすことができる環境を整備するため、ねりっこクラブの実施校を拡大する。

#### 区独自の待機児童対策「ねりっこプラス」の継続

学童クラブの待機児童を対象に、ひろば事業終了後のひろば室を活用して、学童クラブに準ずる保育機能を持った安全な居場所を確保する。

#### 学童クラブの障害児等受入れ枠の拡大

特別支援学級（固定級）のある小学校（11校）のねりっこ学童クラブの障害児受入れ枠を48名から75名に拡大する。

#### 学童クラブのICT化

令和6年秋に開始する7年度入会申請から、スマートフォンやパソコン等で申請をできるようにする。

令和6年度の夏休みまでに電子連絡帳を導入する。欠席・早退などの保護者と学童クラブとの連絡を、スマートフォンやパソコン等でできるようにし、保護者の利便性を高める。

#### 就労支援プログラムの充実

ひきこもり状態等にある方を対象に、就労支援プログラムを受け就職された方を招いたセミナーを新たに行うなど、支援プログラムを充実する。

就労にあたっては、マッチング支援や職場体験等の支援を行うとともに、職場への定着もサポートする。

#### 保育サービスの充実

区独自の職員加配や処遇改善を継続して行うとともに、令和6年度から、保育補助者雇上強化補助の対象に保育ママや認証保育所を加え、人的体制を更に強化する。

区立保育園の障害児受入れ枠（3名）のうち、乳児枠（1名）を撤廃し、乳児がより入園しやすくする。

臨床心理士や社会福祉士等の派遣対象を地域型保育施設に広げ、障害児保育のスキルアップを図る。

#### 登園時の保護者負担軽減の推進

保護者の登園準備の負担を更に減らし、家庭で親子が触れ合う時間を増やすため、民間企業と連携し、「おむつのサブスク」に続き、新たに「エプロンのサブスク」を区立直営園から開始し、区内保育施設に広める。

#### 練馬こども園の拡充

令和6年度に練馬こども園2園を新たに開始する。

更なる拡大のため、区独自で開設準備経費と職員への家賃手当の補助を実施する。  
また、2歳児までの保育施設の園児が練馬こども園の園庭で遊ぶなど、連携を充実することにより、3歳児以降、円滑に練馬こども園へ入園できるようにする。

#### 一時預かり事業の拡充

未就学児の保護者を対象に、自宅で子どもを預かるベビーシッターの利用料助成制度を導入する。

令和7年度に地域子ども家庭支援センター関の分室を開設する。地域子ども家庭支援センター関で実施している子育てのひろば事業を分室に移転し、乳幼児一時預かり事業を充実する。

#### (仮称)東京都練馬児童相談所の設置

令和6年度、東京都により、子ども家庭支援センターと同一施設内に(仮称)東京都練馬児童相談所が設置される。都区の緊密な連携を更に深めることにより、虐待の未然防止・重篤化の防止を強化する。

#### 子ども家庭支援センターの強化・充実

令和6年4月から子ども家庭支援センターの職員を14名増員し、相談体制を強化する。更に、母子保健と児童福祉の一体的な支援を担う係を新設し、妊娠期からの切れ目ない支援の充実を図る。

子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子が一緒に入所できる親子入所型ショートステイの開始や子どもショートステイの実施場所の増により、事業を充実する。



**【担当】**

練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育総務課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電 話 5984・5609（直通）

ファックス 3993・1196

電子メールアドレス GAKKOSHOMU01@city.nerima.tokyo.jp

議案第8号

「練馬区学校運営協議会規則」の制定について

上記の議案を提出する。

令和6年2月16日

提出者 教育長 堀 和 夫

「練馬区学校運営協議会規則」の制定について

このことについて、別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月16日  
教育振興部教育指導課

## 「練馬区学校運営協議会規則」の制定について

### 1 制定の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づき、学校と保護者および地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善および児童、生徒等の健全育成に取り組むことを目的として、学校運営および必要な支援に関して協議する機関として学校運営協議会を令和6年4月1日から各校に順次設置することとしたので、規則を制定する。

### 2 制定の内容

別紙のとおり

### 3 施行期日

令和6年4月1日



## 練馬区学校運営協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定める。

### (協議会の役割)

第2条 協議会は、練馬区立の小学校、中学校および幼稚園（以下「学校」という。）の運営への必要な支援に関して協議する機関として、練馬区教育委員会（以下「教育委員会」という。）および校長（園長を含む。以下同じ。）の権限と責任の下、保護者および地域住民等の学校運営への参画や支援および協力を促進することにより、学校と保護者および地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善および児童、生徒等の健全な育成に取り組むものとする。

### (設置)

第3条 教育委員会は、学校ごとに協議会を置くことができる。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置こうとするときは、その対象となる学校の校長、当該学校に在籍する生徒、児童または園児の保護者および当該学校の所在する地域住民の意見を聴くものとする。

### (所掌事項)

第4条 前条第1項の規定により協議会が設置された学校（以下「対象校」という。）の校長は、つぎに掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

教育課程の編成に関すること。

学校経営計画に関すること。

組織編成に関すること。

学校予算の編成および執行に関すること。

施設管理および施設設備等の整備に関すること。

2 協議会は前項各号に掲げるもののほか、対象校の校長から求められた事項について審議することができる。

3 対象校の校長は、第1項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、対象校の運営全般について、教育委員会または当該対象校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の規定を踏まえ、対象校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会を經由し、東京都教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、対象校に関して個人を特定しての意見を述べることはできない。

(委員の任命)

第6条 協議会の委員は15名以内(2以上の学校については20名以内)とし、つぎに掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

対象校の保護者

対象校の地域住民

学校関係者

前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該対象校の校長から意見を聞くものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

5 委員は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第49条および練馬区立学校評議員設置要綱(平成12年9月12日練教学指発第306号)に定める学校評議員を兼ねることができる。ただし、当該対象校の学校評議員を除く。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、つぎに掲げる行為をしてはならない。

委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

前2号に掲げるもののほか、協議会および対象校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第8条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、原則として連続して8年を超えることができない。

2 委員が前条に規定する要件を欠くに至った場合においては、当該委員の任期は当該要件を欠くに至った日までとする。

3 第6条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第9条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 対象校の校長は、会長および副会長になることができない。

(会議)

第10条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 議決事項について利害関係を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 協議会は、会議録を作成し、保管しなければならない。

( 会議の公開 )

第11条 協議会の会議は、つぎに掲げる場合を除き公開とする。

対象校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議するとき。

その他特別の事情により、協議会が必要と認めたとき。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

( 研修および情報提供 )

第12条 教育委員会は、委員に対して、協議会および委員の役割および責任について正しい理解を得るため、必要な研修、情報提供等を行うものとする。

( 指導および助言 )

第13条 教育委員会は、協議会の適正な運営を確保するため、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導および助言を行うものとする。

- 2 教育委員会および対象校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。
- 3 教育委員会は、第1項の指導および助言をしたにもかかわらず、協議会において適切な運営が実施されない場合には、協議会の設置を取り消すことができる。

( 委員の解任 )

第14条 教育委員会は、本人から辞任の申出があった場合のほか、つぎの各号のいずれかに該当すると認められる場合は、委員を解任することができる。

第7条の義務に違反したとき。

委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

- 2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、直ちに教育委員会に報告しなければならない。
- 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

( 運営に関する評価と情報提供 )

第15条 協議会は、練馬区立学校における学校評価実施要綱（平成22年2月19日  
練教学指発第3575号）第5条第1項各号の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に評価および活動状況を  
公開するなど、情報提供に努めなければならない。

( 部会の設置等 )

第16条 協議会は、必要があると認める場合は、部会等の必要な組織を置くこ  
とができる。

( 意見聴取等 )

第17条 協議会は、必要があると認めた場合は、専門的事項に関し学識経験の  
ある者その他関係人の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、またはこれら  
の者から必要な資料の提出を求めることができる。

2 協議会は、必要があると認めた場合は、当該対象校の児童または生徒およ  
び委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

( 運営等 )

第18条 協議会は、法令およびこの規則ならびにその設置目的に反しない範囲  
において、運営に必要な事項を定めることができる。

( 委任 )

第19条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教  
育委員会教育長が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年 2 月 16 日  
教育委員会事務局

令和 6 年第一回練馬区議会定例会提出議案について

令和 6 年 1 月 26 日第 2 回教育委員会定例会で議決した令和 6 年第一回練馬区議会定例会への議案提出について、以下のとおり区長より提出されたので、報告する。

No.	所管課	件名および内容説明	施行日
1	保健給食課	練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例  (内容) 別紙 1 のとおり	公布の日 令和 6 年 4 月 1 日
2	学校教育支援センター	練馬区立学校教育支援センター条例の一部を改正する条例  (内容) 別紙 2 のとおり	令和 6 年 4 月 1 日





議案第14号

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月8日

提出者 練馬区長 前川 耀 男

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の  
公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務  
災害補償に関する条例（平成14年3月練馬区条例第43号）の一部をつぎのように  
改正する。

第7条ただし書中「つぎに掲げる」を「刑事施設、労役場その他これらに準ず  
る施設に拘禁されている」に、「拘禁され、または収容されている」を「拘禁さ  
れている」に改め、同条各号を削る。

別表中「7,194円」を「7,494円」に、「8,820円」を「9,090円」に、「11,481  
円」を「11,703円」に、「12,990円」を「13,152円」に、「15,534円」を「  
15,573円」に、「16,563円」を「16,602円」に、「6,240円」を「6,459円」に、  
「7,260円」を「7,422円」に、「8,943円」を「9,081円」に、「10,443円」を「  
10,539円」に、「11,451円」を「11,505円」に、「11,844円」を「11,865円」に  
改め、同表備考4中「公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災  
害補償の基準を定める政令」を「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  
の公務災害補償の基準を定める政令」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和6  
年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

令和6年2月15日

教育振興部保健給食課

議案第14号 練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師  
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

- (1) 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の一部改正に伴い、休業補償等に係る補償基礎額について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。
- (2) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の制定による売春防止法（昭和31年法律第118号）の一部改正に伴い、婦人補導院が廃止されるため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定する。（別表関係）

ア 経験年数5年未満の場合

(ア) 学校医および学校歯科医	7,194円	→	7,494円
(イ) 学校薬剤師	6,240円	→	6,459円

イ 経験年数5年以上10年未満の場合

(ア) 学校医および学校歯科医	8,820円	→	9,090円
(イ) 学校薬剤師	7,260円	→	7,422円

ウ 経験年数10年以上15年未満の場合

(ア) 学校医および学校歯科医	11,481円	→	11,703円
(イ) 学校薬剤師	8,943円	→	9,081円

エ 経験年数15年以上20年未満の場合

(ア) 学校医および学校歯科医	12,990円	→	13,152円
(イ) 学校薬剤師	10,443円	→	10,539円

オ 経験年数20年以上25年未満の場合

(ア) 学校医および学校歯科医 15,534円 → 15,573円

(イ) 学校薬剤師 11,451円 → 11,505円

カ 経験年数25年以上の場合

(ア) 学校医および学校歯科医 16,563円 → 16,602円

(イ) 学校薬剤師 11,844円 → 11,865円

(2) 休業補償を行わない場合の条件から、婦人補導院等に収容されている場合を条件とする規定を削る。(第7条関係)

(3) その他文言の修正を行う。

### 3 施行期日

公布の日。ただし、2(2)については、令和6年4月1日

### 4 新旧対照表

別紙のとおり

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>(休業補償)</p> <p>第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>つぎに掲げる場合</u>(練馬区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める場合に限る。)には、<u>その拘禁され、または収容されている期間</u>については、休業補償は、行わない。</p> <p>(1) <u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u></p> <p>(2) <u>婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合</u></p> <p>付 則 [略]</p>	<p>(休業補償)</p> <p>第7条 休業補償は、学校医等が公務上負傷し、または疾病にかかり、療養のため勤務その他の業務に従事することができない場合において、給与その他の業務上の収入を得ることができないとき、当該学校医等に対して、その収入を得ることができない期間、1日につき、補償基礎額の100分の60に相当する金額を支給して行う。ただし、<u>刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている場合</u>(練馬区教育委員会規則(以下「規則」という。)で定める場合に限る。)には、<u>その拘禁されている期間</u>については、休業補償は、行わない。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>付 則 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p>(施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p>2 <u>この条例による改正後の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(以下「新条例」という。)別表の規定は、令和5年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償ならびに適用日前に支給す</u></p>

べき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金および遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）ならびに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金および葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

別表 補償基礎額表（第3条関係）

医師、 歯科 医師 また は薬 剤師 とし ての 経験 年数	5年 未満	5年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上
学校 医お よび 学校	7,194 円	8,820 円	11,481 円	12,990 円	15,534 円	16,563 円

別表 補償基礎額表（第3条関係）

医師、 歯科 医師 また は薬 剤師 とし ての 経験 年数	5年 未満	5年 以上	10年 以上	15年 以上	20年 以上	25年 以上
学校 医お よび 学校	7,494 円	9,090 円	11,703 円	13,152 円	15,573 円	16,602 円

歯科 医の 補償 基礎 額							歯科 医の 補償 基礎 額						
学校 薬剤 師の 補償 基礎 額	6,240 円	7,260 円	8,943 円	10,443 円	11,451 円	11,844 円	学校 薬剤 師の 補償 基礎 額	6,459 円	7,422 円	9,081 円	10,539 円	11,505 円	11,865 円
備考 1～3 [略] 4 2および3に該当しない者については、 <u>公立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令</u> （昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）別表備考第4号の規定に基づき文部科学大臣の定めるところにより、2および3に準じて医師等としての経験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者および政令別表備考第4号の規定に基づくこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。							備考 1～3 [略] 4 2および3に該当しない者については、 <u>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令</u> （昭和32年政令第283号。以下「政令」という。）別表備考第4号の規定に基づき文部科学大臣の定めるところにより、2および3に準じて医師等としての経験年数を加減する。ただし、旧大学令による大学を卒業した後実地修練を経なかった者および政令別表備考第4号の規定に基づくこれと同程度の者として文部科学大臣が指定する者については、この限りでない。						





議案第15号

練馬区立学校教育支援センター条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年2月8日

提出者 練馬区長 前川 燿 男

練馬区立学校教育支援センター条例の一部を改正する条例

練馬区立学校教育支援センター条例（平成25年12月練馬区条例第72号）の一部  
をつぎのように改正する。

第2条第2項の表につぎのように加える。

練馬区立学校教育支援センター 石神井台	東京都練馬区石神井台六丁目2番10号
------------------------	--------------------

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



令和 6 年 2 月 15 日

教育振興部学校教育支援センター

議案第 15 号 練馬区立学校教育支援センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

不登校児童・生徒への支援を充実するため、練馬区立学校教育支援センターの事業のうち、適応指導教室事業を実施する分室を設置することに伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

第 2 条第 2 項の表につきの分室を加える。

練馬区立学校教育支援センター石神井台 東京都練馬区石神井台六丁目 2 番 10 号

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

別紙 1 のとおり

5 案内図および平面図

別紙 2 のとおり

6 その他

民間施設を借り上げ、令和 3 年 3 月から上石神井において暫定的に実施している適応指導教室事業は、本分室の設置に伴い終了する。

## <参考> 適応指導教室事業

### 1 概要

不登校児童・生徒に対し、安心して過ごすことができる居場所を提供するとともに、心の安定を図るための相談や集団生活への適応を図るためのグループ活動、児童・生徒一人ひとりに合わせた学習活動を行い、学校生活への復帰など将来的な社会的自立に向けた支援を行う。

### 2 利用時間

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時（祝日および年末年始を除く。）

練馬区立学校教育支援センター条例新旧対照表

現 行		改正案	
(名称および位置) 第2条 [略] 2 センターに、つぎのとおり分室を置く。		(名称および位置) 第2条 [略] 2 センターに、つぎのとおり分室を置く。	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
[新設]	[新設]	練馬区立学校教育 支援センター石神 井台	東京都練馬区石神井台 六丁目2番10号
付 則 [略]		付 則 [略] 付 則 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u>	

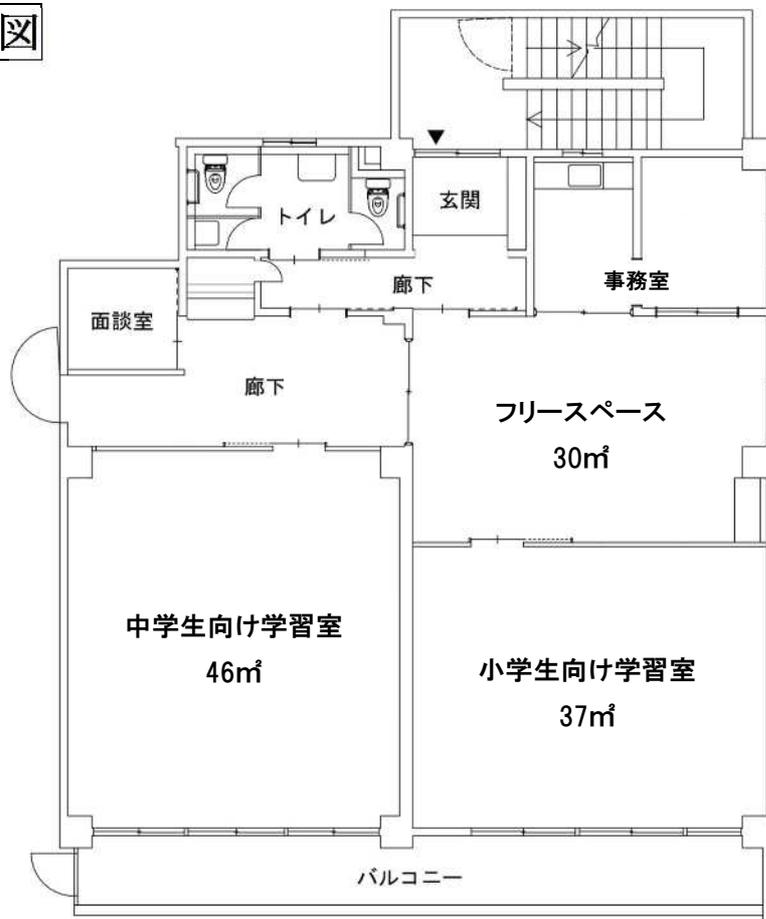


案内図

練馬区立学校教育支援センター石神井台  
 ※石神井台第二保育園に併設



2階平面図



令和6年2月16日  
教育振興部学校施設課

## 令和6年度 学校関係工事計画(案)について

### 1 概要

区 分	小学校	中学校	計
改築工事	1校	2校	3校
校舎等改修工事	10校	4校	14校
給水設備等改修工事	2校	2校	4校
一般改修工事	32校	8校	40校
設計等委託	28校	15校	43校
合 計	73校	31校	104校

### 2 公表

予算成立後、区のホームページに掲載する。

### 3 工事計画内容

別紙のとおり

## 令和6年度 学校関係工事計画(案)

## 小学校

区分	内容	学校名	予定工期
改築工事	校舎等改築工事	上石神井北小	4月～8月 (4～6年度)
校舎等改修工事	校舎屋上防水外壁等改修工事	田柄小(期)、旭町小(期) 春日小(期)、光が丘第八小 大泉小(期)、大泉第三小(期)	5月～7年3月
	受変電設備改修工事	豊玉東小、関町小、大泉第一小 富士見台小	4月～7年1月 (5～6年度)
給水設備等改修工事	給水管等改修工事	豊玉第二小、泉新小	4月～11月 (5～6年度)
一般改修工事	トイレ改修工事	豊玉小、大泉第一小、大泉西小 大泉南小、大泉学園小、八坂小	4月～7年1月 (5～6年度)
	プール改修工事	中村小、仲町小、春日小	5月～7年3月
	プールろ過機改修工事	光が丘春の風小、光が丘夏の雲小	10月～7年3月
	火災報知設備改修工事	田柄小	4月～9月
	屋内運動場天井照明改修工事	大泉第四小	5月～10月
	屋内運動場空調機設置工事	小竹小、豊玉東小、南町小 光が丘春の風小、光が丘夏の雲小 石神井台小、北原小、関町小 大泉第一小、大泉北小、大泉学園緑小 南田中小、南が丘小、富士見台小	4月～7年1月 (5～6年度)
	校庭散水設備改修工事	北町西小、田柄第二小	5月～10月
	校舎空調設備改修工事	光和小(期)	5月～10月
	普通教室化改修工事	高松小、谷原小	6月～7年1月
設計等委託	校舎等改築工事監理	上石神井北小	改築工事予定工期と同じ
	校舎等改築基本設計	立野小	5月～7年3月
	校舎等改築実施設計	向山小	4月～7年3月 (5～6年度)
		練馬東小、豊溪小	5月～7年9月 (6～7年度)
	長寿命化改修基本設計	開進第一小、開進第二小	5月～7年3月
	校舎屋上防水外壁等改修設計	南町小、田柄第二小	4月～12月 (5～6年度)
	屋内運動場天井照明改修設計	開進第四小、立野小、大泉学園小 大泉第六小	5月～12月
	屋内運動場空調機設置設計	立野小	4月～12月 (5～6年度)
	暖房設備(熱供給配管)改修設計	光が丘春の風小	4月～12月 (5～6年度)
	給水設備改修設計	練馬第三小、高松小、富士見台小	4月～12月 (5～6年度)
	消火管等改修設計	豊玉小	4月～12月 (5～6年度)
	水飲栓直結給水化設計	石神井西小	4月～12月 (5～6年度)
	トイレ改修設計	北町西小、関町小、泉新小、橋戸小	5月～7年2月
	プール改修設計	豊玉小、北原小、八坂小	5月～7年2月
校舎空調設備改修設計	石神井東小	5月～7年2月	

中学校

区分	内容	学校名	予定工期
改築工事	校舎等改築工事	旭丘小・中	4月～8年11月 (5～8年度)
	校舎等解体工事	田柄中	7月～7年3月
校舎等改修工事	校舎屋上防水外壁等改修工事	豊玉中(期)、練馬中(期) 石神井西中(期)	5月～7年2月
	受変電設備改修工事	三原台中	4月～11月 (5～6年度)
給水設備等改修工事	給水管等改修工事	八坂中(期)	4月～10月 (5～6年度)
	水飲栓直結給水化工事	豊溪中	4月～10月 (5～6年度)
一般改修工事	トイレ改修工事	石神井中	5月～7年2月
	プール改修工事	大泉第二中	9月～7年3月
	非常放送設備改修工事	光が丘第二中	5月～10月
	屋内運動場空調機設置工事	旭丘中、豊玉第二中、三原台中 大泉学園中(リース)	4月～11月 (5～6年度)
	万年堀改修工事	北町中	6月～10月
設計等委託	校舎等改築工事監理	旭丘小・中、田柄中	改築工事予定工期と同じ
	校舎等改築基本設計	上石神井小・中	5月～7年3月
	校舎等改築実施設計	田柄中	4月～7月 (5～6年度)
	長寿命化改修実施設計	石神井南中	5月～7年3月
	校舎屋上防水外壁改修設計	開進第二中、開進第四中(屋内運動場)	4月～12月 (5～6年度)
	屋内運動場天井照明改修設計	中村中	5月～12月
	トイレ改修設計	豊玉中、光が丘第一中	5月～7年2月
	プール改修設計	開進第四中	4月～12月 (5～6年度)
	校庭散水設備改修設計	大泉第二中	5月～11月
	スロープ設置設計	大泉北中	5月～7年2月
	特別支援学級棟改修設計	石神井中	5月～7年2月
	校舎空調設備改修設計	石神井中	5月～7年2月

令和 6 年 2 月 16 日  
教育振興部保健給食課

### 令和 6 年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

練馬区立少年自然の家において、各種設備の法定点検等(消防設備・ボイラー設備法定点検、害虫駆除等)を行うため、練馬区立少年自然の家条例第 4 条に基づき、下記のとおり臨時休館する。

#### 記

#### 1 臨時休館

施設名	期 間
軽井沢少年自然の家	令和 6 年 4 月 9～12 日・21～24 日 5 月 17～18 日、7 月 18～19 日 9 月 1～2 日、11 月 8～9 日 12 月 16～20 日 令和 7 年 1 月 7～8 日
武石少年自然の家 (本館・新館)	令和 6 年 5 月 9～10 日、7 月 18～19 日 9 月 20 日、12 月 3～5 日 令和 7 年 1 月 8 日、3 月 11 日
岩井少年自然の家	令和 6 年 4 月 8～10 日、5 月 8～9 日 7 月 12 日・15～19 日 8 月 4 日・16～18 日 9 月 1～6 日・20 日、11 月 8 日 12 月 6 日・20～25 日 令和 7 年 1 月 7～10 日、3 月 10～14 日

#### 2 周知方法

区ホームページへの掲載および各少年自然の家での案内

令和6年2月16日  
教育振興部教育指導課  
教育振興部副参事

### 練馬区学校運営協議会制度の導入について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条第1項により、教育委員会は、所管に属する学校ごとに、運営および当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならないとされている。

区では、制度の導入に向けて、実証校3校による施行を実施するとともに、学識経験者、地域等代表者（町会および学校応援団関係者、青少年委員会）、PTAなどで構成する「練馬区学校運営協議会検討委員会」を設置し、検討を進めてきた。

先月、同検討委員会は、実証結果および練馬区における学校運営協議会の導入に向けた提言を取りまとめ、報告書として区教育委員会に提出した。報告書を踏まえた制度の導入について、下記のとおり報告する。

### 記

#### 1 報告について

資料6-2および資料6-3のとおり

#### 2 令和6年度導入計画

##### (1) 実施校

練馬東小学校

光和小学校

豊溪中学校

##### (2) 開始日

令和6年4月1日

※参考：練馬区教育委員会教育課題研究指定校リーフレット

# 学校運営協議会制度の検討状況について ～練馬区における学校運営協議会の導入に向けて（報告）～

## 1 学校運営協議会導入の背景

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第47条の5）】

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。



【第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン】

家庭や地域と連携した教育の推進

## 2 学校運営協議会検討委員会結果報告作成の経緯

【令和3・4年度】

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入した学校運営のあり方を研究するモデル校を3校（練馬東小、光和小、豊溪中）設置

【令和5年度】

実証校3校による学校運営協議会の試行実施

学校運営協議会検討委員会による実証結果のまとめ



学校運営協議会検討委員会では、実証結果を取りまとめるとともに、練馬区学校運営協議会検討委員会運営要領の第3条に基づき学校運営協議会の設置に向け、教育委員会に提言を行うため、本報告を作成した。

## 3 学校運営協議会検討委員会委員

<会長> 学識経験者（大学教授）

<副会長> 教育振興部長

町会関係者	学校応援団関係者	青少年委員	PTA連合代表者
幼稚園長会代表者	小学校長会代表者	中学校長会代表者	
実証校校長	実証校地域代表者	統括コーディネーター	

本委員会は、令和5年7月から12月にかけて3回開催した。

## 4 主な提言内容

所掌事項

- 1 教育課程の編成に関する事
- 2 学校経営計画に関する事
- 3 組織編制に関する事
- 4 学校予算の編成および執行に関する事
- 5 施設管理および施設設備等の整備に関する事
- 6 その他、校長が認める事項

委員

- ・人数：15人以内
- ・構成：保護者、地域住民、学校関係者、その他教育委員会が適当と認める者
- ・任期：2年。ただし、再任を妨げない。

【学校運営協議会の導入にあたって】

導入前年度までに、「実証校」として区の指定を受けることが望ましい。実証校は、実証期間を1年設け、十分な成果が見られた場合は、翌年度から実施校としての取組を進める。十分な成果が見られない場合は、翌年度以降も実証校として取り組むなどの対応を行うことが望ましい。

【今後の方向性】

令和6年度から本格導入を開始し、その実施状況の検証を踏まえ、令和7年度以降新たな実証校を選定していくことが望ましい。全ての区立小中学校および幼稚園での導入を前提として、段階的に拡充していく方向で進めることを提案する。

## 5 練馬区における今後の取組

- ・法定CS3校による学校運営の開始
- ・法定CS3校における成果と課題の整理
- ・区立小中学校および幼稚園での学校運営協議会導入拡充に向けた検討
- ・学校運営協議会の仕組みを活用した地域協働のあり方の検討  
(放課後児童対策、部活動の地域移行など)

練馬区における学校運営協議会の  
導入に向けて（報告）

令和6年（2024年）1月  
練馬区学校運営協議会検討委員会

## 練馬区における学校運営協議会の導入に向けて（報告） <目次>

1	本報告作成の目的	2
2	はじめに（学校運営協議会制度導入の背景）	2
3	練馬区における学校を取り巻く地域の現状	4
	(1) 地域防災活動など（区民防災課）	
	(2) 町会・自治会など（地域振興課／協働推進課）	
	(3) 学校応援団・ねりっこクラブなど（子育て支援課）	
	(4) 青少年委員・PTAなど（青少年課）	
	(5) 学校支援コーディネーター・部活動地域移行など（教育指導課）	
	(6) その他（都市農業課、福祉部管理課・総合福祉事務所）	
4	学校運営協議会実証結果報告	7
	(1) 練馬東小学校	
	(2) 光和小学校	
	(3) 豊溪中学校	
5	コミュニティ・スクールの指定に向けた基本的な考え方	10
	(1) 学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの指定）	
	(2) 指定を行う意義	
	(3) 指定にあたっての進め方	
	(4) 実証校の選定について	
	(5) 指定までの流れ	
6	練馬区における学校運営協議会の仕組み	11
	(1) 導入にあたっての基本的考え方	
	(2) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について	
	(3) 所掌事項について	
	(4) 委員について	
	(5) 運営について	
	(6) 他の制度との関係	
7	学校運営協議会導入へ向けて～「実証校」から「実施校」へ～	15
8	今後の方向性	17
	(1) 導入・拡大について	
	(2) 既存制度等との関係について	
9	おわりに	18
付属資料 1	令和5年度 練馬区学校運営協議会検討経過	19
付属資料 2	練馬区学校運営協議会検討委員会設置要綱	21
付属資料 3	練馬区学校運営協議会検討委員会運営要領	23
付属資料 4	練馬区学校運営協議会検討委員会名簿	25
付属資料 5	練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱	27
付属資料 6	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）および文部科学省解説	31

## 1 本報告作成の目的

本区においては、地域との協働を一層進めるため、令和3年度、4年度に学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入した学校運営のあり方を研究するモデル校を設置した。2年間の研究の結果、積極的な地域人材の活用により、児童生徒の興味・関心を高める教育活動が充実するなど、一定の成果が見られた。

令和5年度には、モデル校での成果を区立小中学校（園）（以下「学校」という。）に広げるため、小学校2校、中学校1校を実証校として指定するとともに、学校運営協議会制度を導入した学校運営のあり方について検討するため、学識経験者や学校・町会の関係者、青少年委員等で構成される学校運営協議会検討委員会を設置した。本委員会では、実証校の成果および課題を共有し、本区における学校運営協議会の所掌事項や構成員等のあり方について検討を進めてきた。

本報告は、学校運営協議会検討委員会運営要領第3条に基づき、本区における学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を導入した学校運営のあり方、課題等を検討し、検討の過程および結果を本検討委員会より教育委員会へ提言することを目的として作成したものである。

## 2 はじめに（学校運営協議会制度導入の背景）

社会の変化が著しい時代を迎え、学校や地域を取り巻く課題が複雑化、多様化する中、学校、家庭および地域がより一層連携した上で教育を推進することが重要である。

この考え方は、関係法令においても明確に規定されており、教育基本法第13条では、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」とある。

また、学校教育法第43条では、「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」とあり、この規定は、幼稚園（同法第28条）、中学校（同法第49条）にも準用されている。このように、これからの教育においては、学校の実情に対する共通理解を持つことにより、学校・家庭・地域相互の連携協力の促進を図ることが期待されている。

本区では「第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン」において、区民協働の理念のもと、改めて「家庭や地域と連携した教育の推進」に向けて取り組んできた。その取組の一つとして、校長が保護者や地域関係者から、学校運営の改善のために、「学校評議員制度 ※1」を全校に導入し、地域の声を生かした学校運営を行うとともに、「学校支援コーディネーター ※2」を全校配置することにより、地域人材を活用した学習支援や教育活動の充実を推進してきた。

これらの制度を活用し、進展してきた活動実績を踏まえ、さらに「地域との協働」を進めるため、令和3年度、4年度には、区教育課題研究指定校による「学校運営協議会

制度（コミュニティ・スクール） ※3」を導入した学校運営のあり方を研究するモデル校を設置し、令和5年度には「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）」の実証を小学校2校、中学校1校について行った。

#### ※1 学校評議員制度

校長が、必要に応じて保護者や地域住民から学校運営に関する意見を聴くために設置されている。これは、開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たすための制度である。

また、学校教育法および学校教育法施行規則に基づき実施される「学校評価」には、①自己評価、②学校関係者評価、③第三者評価の3つの方法がある。このうち「学校関係者評価」とは、保護者や地域住民等、学校と直接関係のある人物を委嘱し、実施するものであり、この学校評議員による組織のことを学校評議員委員会と称している。

学校評議員委員会は、「練馬区立学校評議員設置要綱」に基づき、教育活動等の学校運営の改善を図るために設置されており、主な評価事項は、①学校の中期および単年度の具体的目標ならびに学校運営にかかわる具体的計画、②学校の自己評価および改善方策である。

#### ※2 学校支援コーディネーター

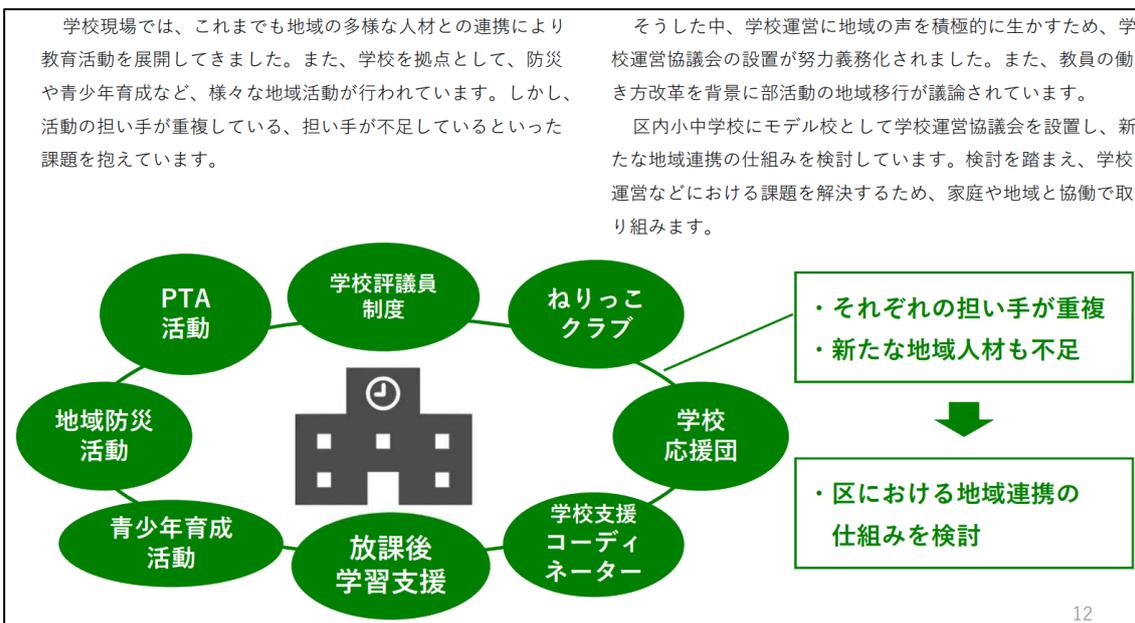
学校教育活動の充実のために地域人材を活用する際の支援の橋渡しを行うための人材である。これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進するものとして、本区では、全校園に配置されている。また、令和5年度現在では、統括コーディネーター4名が各校園の学校支援コーディネーターの活動の支援や助言を行っている。

#### ※3 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

学校運営協議会とは法令上の制度であり「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成16年9月に施行された。学校運営協議会は、保護者や地域住民が学校運営に参画する制度であり、教育委員会が指定する学校において設置することができるものである。設置にあたっては、教育委員会が必要な教育委員会規則を制定し、これに基づき指定手続を行う。学校運営協議会の主な役割は、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、②学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べること、③教職員の任用に関して任命権者に意見を述べることである。平成29年度より学校運営協議会制度の設置は努力義務化された。

なお、国は、学校運営協議会が設置された学校や学校運営協議会制度そのものを「コミュニティ・スクール」と呼称している。

### 3 練馬区における学校を取り巻く地域の現状



「取組体制強化プラン～区民協働 DX 人事・人材育成」（令和5年3月 練馬区）

#### (1) 地域防災活動など（区民防災課）

全校を避難拠点に位置付け、震度5弱以上の地震発生時に開設し、避難者の受入れや防災拠点の役割を担う。避難拠点の運営は要員（区職員および学校教職員）が行い、避難拠点運営連絡会が協力する。

避難拠点運営連絡会は、町会や自治会、管理組合、PTAなど地域住民で構成され、総会や会議の開催、避難拠点訓練の実施など、発災時に適切な行動が取れるよう、日々活動している。

避難拠点運営連絡会の運営においては、メンバーの固定化や高齢化、地域によっては他の活動と重複している人がいるなどの課題がある。保護者に参加を呼び掛けるとともに、次世代を担う児童・生徒への防災教育を通じた防災に触れる機会の拡充などにより、地域全体の防災力の強化に取り組む必要がある。

#### (2) 町会・自治会など（地域振興課／協働推進課）

地域の現場では、町会・自治会をはじめ、NPO、ボランティア団体などが地域の課題を我が事として考え、自発的に活動する動きが広がっている。区は、こうした団体の取組を後押しし、支援している。各町会の地域では、主に町会員対象の行事や、地域の夏祭り秋祭りなど各種事業を実施している。防災訓練や防火防犯活動、清掃活動、子供や高齢者の見守りなどを実施している地域もある。地域の学校などと連携しながら、祭りや行事を児童・生徒に協力してもらい実施しているところも出てきている。

新規に町会に加入する世帯は減少傾向にある。集合住宅などで、棟ごとの加入が進まない地域では、加入率の低下が顕著になっている。町会未加入世帯が増加することで、地域住民同士のつながりが以前より希薄になっている地域もある。また、町会員の高齢化、役員の固定化、担い手不足により、区の会議体や協議会への委員選出などの役を重複して担っている町会員も多く、一部の人に負荷がかかっている。若い世代の町会加入が進まないことにより、町会活動の継続の実施が難しい地域も出てきている。今後、子育て世代を含む世帯の町会加入を促進し、地域での町会活動に気軽に参加できる環境を整え、祭りなどをきっかけに、多世代で地域活動ができるようにしていく必要がある。

### (3) 学校応援団・ねりっこクラブなど（子育て支援課）

全区立小学校に町会・自治会やPTAなどの地域住民を主体とした「学校応援団」を設置し、小学校の子供および地域のために、学校教育に支障のない範囲で、学校施設の有効活用を図ることにより、地域の核としての開かれた小学校づくりを推進している。各学校応援団が地域人材を確保し、放課後等の学校で、遊び、学び、読書などの居場所として子供が過ごせる「ひろば事業（放課後子供教室事業）」や、「学校開放事業」、「応援団まつり」などを実施している。各学校応援団で特に中心となって活動を支えている方々は、学校評議員、学校支援コーディネーターをはじめ学校や地域で様々な役割、活動を重複して担っていることが多い。また、学校応援団は学校との関係が深いため、教育活動においてボランティアとして協力を行っている事例もあり、中心的に活動している方の負担は大きくなっている。

なお、現在区では、「学童クラブ」と「ひろば事業（放課後子供教室事業）」それぞれの機能や特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」の全校実施に向けて取り組んでおり、「ひろば事業」は、学校応援団での実施から学童クラブ運営事業者での実施へと順次、移行している。

ねりっこクラブ実施校では、学校応援団やその他の地域の方々から運営に関する意見や、学区域内の子供たちを取り巻く環境についての意見等をもらっている。また、ひろばに職員として関わっている方々からは、日常的にひろば事業の運営について意見をいただいている。

### (4) 青少年委員・PTAなど（青少年課）

青少年委員は、小学校校長の推薦により、各小学校の通学区域から1名ずつと、小・中学校校長会から代表各1名の計67名で構成されている。主に、小学5・6年生および中学生を対象としたジュニアリーダーの養成、小学校ごとの子ども会事業や、学校・保護者・青少年育成地区委員等との地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区をはじめ委員相互の連携を図っている。近年は委員が欠員の学校があり、担い手不足が一部にみられる。

P T Aは、社会教育法第 10 条で「公の支配に属しない主に社会教育を目的として活動する団体」として、自主・自立的に運営を行う任意団体と位置付けられている。区が直接団体運営に関わることは制限されているため、各校の P T A会長等で構成される P T A 連合協議会に対し、必要に応じて助言を行うなど活動を支援している。

**(5) 学校支援コーディネーター・部活動地域移行など（教育指導課）**

学校と地域をつなぐ学校支援コーディネーターを全校に配置し地域と一体となった学校運営の推進を行っている。しかしながら、地域人材を探し出す大変さや、連絡や打ち合わせに要する教員の負担が大きい現状がある。地域の様々な活動を重複して支えている人もおり、担い手の負担が増加している。

また、中学校の部活動について、国は令和 8 年度までに「休日部活動の地域移行」を推進しており、現在区でも検討準備委員会を立ち上げ、今後生徒、保護者および地域のスポーツ団体等の意見を伺いながら、人材や費用の面等において、検討を進めていく。

**(6) その他（都市農業課、福祉部管理課・総合福祉事務所）**

都市農業課と教育指導課とが連携し、「農業者と連携した体験学習」を推進するために、令和 4 年度から区内農業者と希望する区立小学校とのマッチングを実施している。現在、全ての小学校において、区内農業者と学校担当者とは協力して、子供たちに栽培・収穫体験や農園・農作業見学等を行っている。

福祉部管理課および各総合福祉事務所が事務局を担う民生児童委員協議会は、約 570 名の民生・児童委員で組織されている。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼ねており、地域の子供や妊産婦等の福祉等の向上のため必要な相談・援助を行っている。また、民生・児童委員のうち、児童問題を専門に担当する主任児童委員は、保護者に対する相談支援や児童福祉に関する専門機関（学校、子ども家庭支援センター等）との連絡調整を行っている。

## 4 学校運営協議会実証結果報告

### (1) 練馬東小学校

#### ① 取組および成果

##### ア 取組

- ・年5回の学校運営協議会開催による、学校経営方針の確認と学校・家庭・地域との情報共有
- ・校内地域連携部を中心とした、地域学校協働活動の充実（計画・調整・実施・振り返り）。
- ・地域人材活用
  - 【1年生】百人一首大会、保育園交流      【2年生】町探検、昔遊び
  - 【3年生】地域の昔調べ、習字教室      【4年生】福祉教育
  - 【5年生】地域安全マップ作り      【6年生】キャリア教育
  - 【特別支援学級】もの作り、施設見学

##### イ 成果

- ・定期的に協議の場を設けることで連携がより密になり、活動内容の拡充や協力者の新規開拓が実現し、多くの教育活動の更なる充実を図ることができた。

#### ② 「学校運営協議会制度」を導入した場合に期待される効果

- ・学校と地域との連携が新たに生まれ、学校に関わりたいがその糸口をつかめずにいる方や学校からはつながることができなかつた方の協力を新たに得られることにより、地域とともにある学校づくりがより一層推進される。

#### ③ 課題

- ・地域と協働する教育活動に対する教員・保護者・地域の理解を更に深める。
  - 授業改善を通して教員の地域学校協働活動への参画意識を高める。
  - 学校ホームページによる広報や授業公開を通して保護者や地域の理解を深める。
- ・教員の異動や分掌の変更時に、地域人材等の情報を確実に引き継ぐ。
- ・外部折衝や内部調整等を担うミドル・リーダーを育成する。

### (2) 光和小学校

#### ① 取組および成果

##### ア 取組

- ・学校公開のある第2土曜日の授業参観後に学校運営協議会を実施した。
- ・校長、副校長、教務主任、生活指導主任、経営主任の他、提案のある学年・専科主任や行事主任が参加し、校外学習や運動会等の行事、学校の状況と課題等を報告・相談
- ・地域人材活用
  - 【1年生】いきものふれあい体験      【2年生】まち探検
  - 【3年生】農業体験、消防団のはたらき      【4年生】福祉教育

【5年生】防災教育                      【6年生】キャリア教育、薬物乱用防止教室  
【教職員】教職員のまち探検、避難拠点開設対応訓練等

#### イ 成果

- ・地域の「人」「もの(店)」「こと(行事)」についての関心や理解を深めることができ、学習材として効果的に授業に取り入れることのできる教員が多くなった。

#### ② 「学校運営協議会制度」を導入した場合に期待される効果

- ・PTAや町会、青少年育成等、各団体の代表者で構成される学校運営協議会で、学校の現状や課題、願いや思いだけではなく、家庭や地域の方々の願いや思いを相互に情報共有し、双方向性のある連携を強化することにより、多様化するさまざまな課題を解決することができる。
- ・お互いの立場から意見交換を行うことにより、学校からだけではなく学校運営協議会から各団体であるPTA（保護者）、町会（地域全体）に情報を広げることができる。
- ・教職員が異動しても、地域人材活用や学校の施策等が持続して取り組むことができる。

#### ③ 課題

- ・教員と保護者、地域との連携でより多くの人に関わっていけるように広げていく。
- ・学校運営協議会委員の選定方法や構成メンバーの対象をどこまで広げるか。
- ・学校運営協議会の開示対象

### (3) 豊溪中学校

#### ① 取組および成果

##### ア 取組

- ・2年間の研究指定で培ってきたネットワークを基に、地域、保護者、健全育成第六地区委員会や主任児童委員、民生委員、児童館など様々な関係機関の方々と魅力ある学校づくりを始めた。
- ・放課後の居場所づくりとして、月に1回放課後の時間を利用して、カフェスズシロを学校運営協議会委員が中心となって運営している。
- ・近隣の北地区区民館と連携して行う「ゆる部」の活動も2か月に1回行っており、「ボッチャ」「卓球」「グラウンドゴルフ」等、地域の方に指導していただいている。
- ・地域の伝統文化を直接学ぶ取組として「旭太鼓」「能楽」の授業を実施している。

##### イ 成果

- ・これまで以上に多くの方々に子供たちの成長に関わっていただくことができた。これからも継続して、地域、保護者との連携、協働した学校づくりに取り組み、5年後も10年後も地域から愛される学校にしていきたい。

## ② 「学校運営協議会」を導入した場合に期待される効果

- ・学校運営協議会を導入することは複雑化する地域社会の様々な課題に地域保護者等とともに向き合い解決していくために大切である。地域・保護者など多くの人達と連携・協働し子供たちを育てていく、より充実した教育活動が期待できる。
- ・これからもより多くの学校が、「学校運営協議会制度」を活用することを通して、地域、保護者とともに、様々な課題を解決していくことを期待する。

## ③ 課題

- ・地域によって環境や資源、課題についても様々であり、その中でコミュニティ・スクールの仕組みを生かして、学校教育を充実したものにするには、学校運営協議会の役割は大きく、その組織作りは重要な要素となる。
- ・運営について、教職員、地域、保護者が一緒になって話し合う機会の設定に課題が残った。それぞれの立場や参加できる時間を模索し、無理をせず目指す学校、育てたい生徒について熟議を重ねることが必要と考える。

## 5 コミュニティ・スクールの指定に向けた基本的な考え方

本検討委員会では、つぎの内容を前提として協議を行った。

### (1) 学校運営協議会の設置（コミュニティ・スクールの指定）

設置にあたり、教育委員会が「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき規則等を制定しコミュニティ・スクールの指定および委員の任命を行う。

### (2) 指定を行う意義

学校運営に関する校長の権限と責任の下、地域住民・保護者等も一定の権限と責任をもって学校運営への参画を進めることにより、学校と地域・保護者等との双方向の信頼関係を深め、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むとともに学校と地域が相互に教育力を高め、子供たちの豊かな学びと育ちの環境づくりを行う。

### (3) 指定にあたっての進め方

① 教育委員会が決定した実証校（小学校2校、中学校各1校）について、区の要綱に基づいた「学校運営協議会制度を導入した学校運営を行う学校」（以下「コミュニティ・スクール」という。）の指定をした上で、成果の実証とその後の拡大に向けた評価を行う。

② 指定に向けた共通理解と課題の整理は、教育委員会が事務局となり、学識経験者、地域に係る各活動の代表者、実証校の関係者および校長会代表者等で組織する「練馬区学校運営協議会検討委員会（以下「検討委員会」という。）」を設置して行う。

③ 実証校の学校運営協議会の運営は、基本的に指定を受けた学校が責任をもって行うが、教育委員会も適宜指導助言を行う。

### (4) 実証校の選定について

地域による学校支援活動が安定的に行われており、学校運営協議会を設置することにより、一層学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むとともに、相互に教育力を高めることが期待できる学校を指定する。

※上記の理由によって、令和5年度には、練馬東小学校・光和小学校・豊溪中学校を実証校として選定した。

### (5) 指定までの流れ

① 教育委員会が検討委員会を設置し、関係者間の理解と課題の整理等、意識の共有化を図る。

② 実証校となった学校は、練馬区学校運営協議会実証校事業設置要綱に基づき、「学校運営協議会」を設置し、教育委員会と情報共有しながら具体的な体制づくりを行う。

③ 教育委員会は、練馬区学校運営協議会検討委員会において、教育委員会規則を制定しコミュニティ・スクールの指定を行う。

## 6 練馬区における学校運営協議会の仕組み

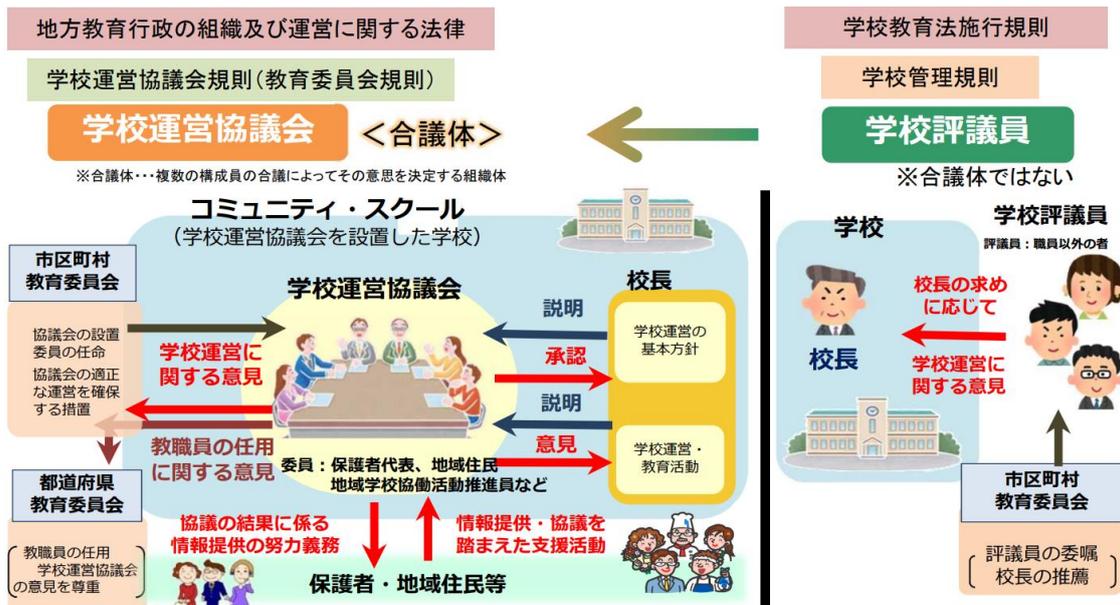
本検討委員会では、練馬区学校運営協議会検討委員会設置要綱第2条に基づくつぎの所掌事項について協議を行った。

- 1) 練馬区における学校運営協議会制度のあり方、その意義および仕組みに関すること。
- 2) 学校運営協議会の設置にあたり、教育委員会規則の制定に必要な事項に関すること。
- 3) その他、運営に関し必要なこと。

安定したよりよい制度運営を目指すための方向性や諸課題について協議し、制度のあり方や仕組みのほか、規則制定に必要な事項等の検討を進めてきた。その結果、実証校に留まらず、どの区立小中学校および幼稚園においても対応できることに留意し、(1)～(6)の方向性で学校運営協議会を導入することを提案する。

### (1) 導入にあたっての基本的考え方

- ・学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入は、保護者や地域住民等が学校運営に参画するための仕組みである。
- ・学校、保護者、地域が一体となり、それぞれの立場からの役割を明確にして運営を行っていく必要がある。
- ・これまで学校が担ってきた業務を、保護者や地域に安易に移譲するものではない。
- ・各学校での導入は、導入前年度に実証校として取り組み、その成果や課題を検証した上で行う。
- ・学校と関係性の深い既存の団体および活動（避難拠点運営連絡会、学校応援団等）との関係性については、地域の状況や設立の経緯を踏まえ、学校運営協議会と一体的な推進が図れるよう、事前に十分に相互の役割や立場の確認を行う。



「コミュニティ・スクールのつくり方」 (令和2年10月 文部科学省)

## (2) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について

### ① 導入の要件

練馬区における導入の意義を明確にするため、上記(1)の基本的考え方を踏まえ、導入の要件をつぎの1～3のとおりとすることが妥当である。

- 1 学校、学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）および地域住民等が一体となって、よりよい教育の実現に取り組むとともに、子供たちの豊かな学びおよび育ちの環境づくりを推進できること。
- 2 保護者および地域住民等が学校の運営に参画することで、学校と保護者・地域住民等との双方向の信頼関係を深め、地域に開かれた学校づくりに資すること。
- 3 保護者および地域住民等が学校と協働するとともに、それぞれが責任をもってよりよい学校づくりを進めること。

### ② 指定の申請

地域や保護者の要望を踏まえつつ、指定を希望する学校が申し出をできるようにするため、校長を申請者として、規則に規定しておくことが望ましい。

### ③ 期間および再指定

特に定めないこととする。

## (3) 所掌事項について

### ① 承認事項

法定事項のほか、校長の所掌事項を勘案し、つぎのとおり規定することが妥当である。校長から求められた事項についても審議できるようにすることが望ましい。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成および執行に関すること。
- (5) 施設管理および施設設備等の整備に関すること。
- (6) その他、校長から求められた事項

### ② 意見を述べる事項

学校運営協議会の役割であるため、規定を整備する。

## (4) 委員について

### ① 人数

委員構成、各学校の規模や状況の違いを考慮し、上限を15人とする。

### ② 構成

各学校の状況に合わせるため、保護者、地域住民、学校関係者のほか、「その他、教育委員会が適当と認める者」を含め、自由度を確保すべきである。

③ 委員の任命手続（推薦等）

学校や地域の実情を踏まえるため、設立当初は校長が教育委員会に推薦できるようにしておくべきである。その後は、各校の学校運営協議会より推薦していく。

④ 委員の責務

委員として、遵守すべき事項（守秘義務、禁止事項）を規定しておく。

⑤ 任期および再任

委員が承認した学校運営の基本的な運営方針について、それが教育活動で実践されているか確認できるようにするため、任期は2年とする。

運営面を考慮して、再任は4回（最長8年）までとするなど、計画的な人材の入れ替えを図る。ただし、再任を妨げない特別な規定を定めることとする。

⑥ 会長および副会長

学校運営協議会の独立性を保つため、会長および副会長は、当該校の校長を除き、委員の互選により決定すべきである。

⑦ 委員の辞任および解任

任期途中の不測の事態に備えるため、手続きを規定しておくべきである。

(5) 運営について

① 招集

協議会は、会長が招集する。

② 会議の開催

開催するにあたっては委員の過半数の出席を要件とすることが妥当である。

③ 議決

議決にあたっては、出席委員の過半数で決することが妥当である。賛否同数のときは会長の決するところによることが妥当である。

④ 公開

地域等に広く知ってもらうため、会議は原則公開とする。ただし、個人情報扱うことが必要な場合は、非公開とすることを明確にすべきである。

⑤ 情報提供

学校運営協議会を理解してもらうため、その活動内容について情報発信を行う必要がある。

⑥ 部会設置

学校運営への参画を促進するため、必要に応じて部会を設置できるようにすることが望ましい。

⑦ 点検・評価

学校評議委員会で行っている学校関係者評価について、学校運営協議会における所掌事項とする。なお、学校関係者評価の結果については公表するものとする。

## ⑧ 運営報告

学校運営協議会の活動の総括、検証のため、年度終了後、教育委員会に対して学校関係者評価の結果とともに運営報告を行う。

## ⑨ 教育委員会の指導・助言

教育委員会の責務として、必要に応じて指導、助言および情報提供を行うことができるものとする。

## ⑩ 研修

委員就任時には、任命する教育委員会が研修を実施する。

## ⑪ 指定の取り消し

教育委員会の指導および助言にもかかわらず、適切な運営が実施されない場合に限り行う規定を設ける。

## (6) 他の制度との関係

練馬区立の学校（園）には、既に、全校に学校評議員制度、学校支援コーディネーターが整備されている。これらの組織や人材について、それぞれの役割や委員構成等を考慮すると、学校運営協議会が設置された場合には、つぎのように整理することが望ましい。

### ① 学校評議員

学校評価について学校運営協議会で行うことを規則で定め、組織の簡素化、学校側の省力化のためにも、統合することが望ましい。ただし、学校運営協議会そのものの評価については、学校関係者評価項目に入れ、地域、保護者、教職員等からの評価を受けることとする。

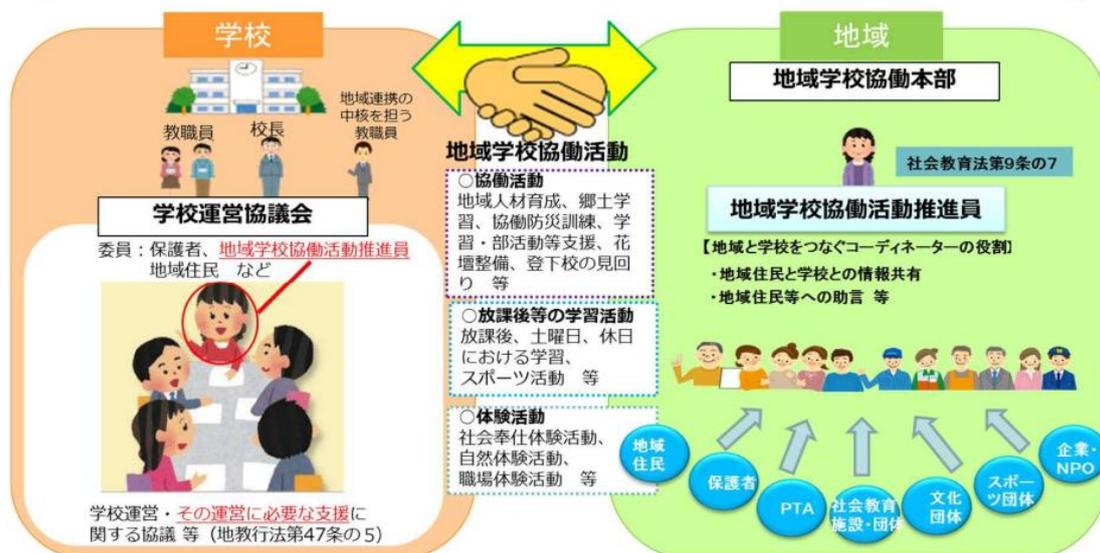
### ② 地域学校協働本部等

本区においては、全ての区立小中学校および幼稚園において、学校支援コーディネーターを介した地域人材の活用を行っているため、同コーディネーターを地域学校協働活動推進員として、地域学校協働本部を設置する学校（園）としている。地域学校協働本部の運営および学校運営協議会との連携方法等については、学校支援コーディネーターの位置付けなどを含め、各学校や地域の状況に合わせた整理が必要である。

※上記以外にも学校や地域で活動していただいている方は、学校や地域で様々な役割を担っている。また、学校運営協議会と目的や意義など重なる部分が多い組織も既に設置されている。学校運営協議会の設置にあたっては、こうした人材や組織の負担等を考慮しながら、地域や学校の状況に合わせた対応とすることも必要である。学校園ごとの地域性や各団体設立の歴史的経緯や実情を踏まえて、学校運営協議会導入に際して十分な理解が得られるよう、実証段階において丁寧な説明を行う。

## 学校と地域の効果的な連携・協働と社会教育法の改正について

学校運営協議会の仕組みを生かして学校と地域の効果的な連携・協働を推進していくためには、より多くのより幅広い層の地域住民団体、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成する「**地域学校協働本部**」と**双方が機能することが重要**です。**地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員になること**で、学校と地域が目標やビジョンをしっかりと共有した上で、効果的に地域学校協働活動を実施することが可能になるとともに、学校と地域が「**一体的**」に取り組む推進体制を構築することができます。



「コミュニティ・スクールのつくり方」（令和2年10月 文部科学省）

## 7 学校運営協議会導入へ向けて～「実証校」から「実施校」へ～

※実施校＝法定CS化校

今後の学校運営協議会の導入について、つぎのとおり計画的に行うことが望ましい。

- ① 実施を検討する学校は、その前年度までに、地域、保護者等へ情報提供の上、「実証校」として区の指定を受ける。
- ② 「実証校」は、実証期間を1年設け、その期間中に「練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱」に基づき、保護者および地域への説明、委員の委嘱等を行い、学校運営協議会を基盤とした学校運営を行う。
- ③ 「実証校」は、その年度内に、検証結果を教育委員会および練馬区学校運営協議会検討委員会に報告する。
- ④ 教育委員会および練馬区学校運営協議会検討委員会は、「実証校」による検証結果を基に翌年度の実施に向けた検討を行う。
- ⑤ 「実証校」において、十分な成果が見られた場合は、翌年度から「実施校」として取組を進めていく。十分な成果が見られない場合は、翌年度以降も「実証校」として取り組むなどの対応を行う。
- ⑥ 「実施校」は、「練馬区学校運営協議会規則」に基づき、学校運営協議会を行っていく。

※「実証校」から「実施校」に至るまでの流れ

実証前（前年度までに）	実証期間（原則1年間）	実施（法定CSへ）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員、保護者、地域との情報共有（CSについての研修、理解啓発の取組など）</li> <li>・学校評議委員会等での検討</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">教育委員会への申請</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会委員選定</li> </ul> <p>※実証校委員は、「有償ボランティア」として活動</p>	<p>「練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱」に基づいた学校運営の実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">教育委員会へ実証状況の報告</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「練馬区学校運営協議会検討委員会」での検討</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">次年度実施校の決定</p> <p>※実証の状況により、実証期間を延長する。</p>	<p>「練馬区学校運営協議会規則」に基づいた学校運営の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区による委員の任命</li> <li>※実施校委員は、「区非常勤特別職公務員」として活動</li> <li>・所掌事項の実施</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

※実証期間の年間予定（例）

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の任命（区教育委員会より）</li> <li>・学校経営方針の説明（年間計画案、現状報告など）</li> <li>・組織づくり（委員内役割分担）</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間計画決定</li> <li>・予算執行計画</li> </ul>
6月 ～8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動成果、課題報告準備</li> </ul> <p>※学校運営協議会における「熟議」を通じて、地域や学校の課題解決に向けた取組を進める。</p>
9月 ～11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会報告準備</li> <li>・学校評価アンケート準備</li> <li>・<u>人事に関する意見交換</u></li> </ul> <p style="text-align: right;">「練馬区学校運営協議会検討委員会」での実証状況の確認⇒法定CS化承認</p>
12月 ～1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価考察</li> <li>・<u>学校経営計画に関する意見交換</u></li> </ul>
2月 ～3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>学校経営計画の承認</u> ⇒次年度教育課程提出</li> <li>・次年度法定CS実施計画（案）策定 ⇒実施計画、予算計画、協議会人事</li> <li>・法定CS化諸手続き完了</li> <li>・保護者および地域説明 等</li> </ul>

## 8 今後の方向性

今後の方向性について、つぎのとおり提案する。

### (1) 導入・拡大について

これまで小学校2校、中学校1校を学校運営協議会の実証校に位置付け、実践的な研究と検証を行ってきた。実証校による実証結果や国や都の動向を踏まえ、学校運営協議会制度を段階的に導入することを目標とすることが望ましい。

令和6年度から本格導入（法定CS化）を開始し、その実施状況の検証を踏まえ、令和7年度より新たな実証校を選定していくとよい。全ての区立小中学校および幼稚園での導入を前提として、実証状況を踏まえつつ段階的に拡充していく。

### (2) 既存制度等との関係について

#### ① 学校評議員制度について

学校運営協議会制度を導入した学校については、学校評議員の役割を学校運営協議会委員が担う。

#### ② 学校評価について

練馬区学校運営協議会規則第16条に基づき学校評価等を行う。

#### ③ 学校支援コーディネーターについて

現在、教育課程内の活動および学校管理下における教育活動の充実のための人材活用支援に資する活動を行っている。学校運営協議会制度導入後についても、原則、同様の役割を担う。将来的には、コミュニティ・スクールの趣旨に鑑み、学校管理下の活動に加え、学校管理外の放課後の活動や休日の地域行事等の活動の充実のための地域と学校の橋渡し役である「地域学校協働推進員」としての役割が期待される。

このことについて、現在の区の「学校支援コーディネーター」のあり方とともに、本検討委員会および「練馬区学校・地域連携推進委員会」等において議論し、整理する必要がある。

#### ④ その他

既存の地域団体、地域における各種組織と学校運営協議会制度との関係性については、引き続き本検討委員会で議論し、整理する必要がある。

## 9 おわりに

各実証校の取組を踏まえ、関係各課および委員間で共通認識を深めるために検討を随時行い、学校および地域の現状を踏まえて、導入効果と課題の検証、把握に努めるとともに必要に応じて部会等の設置も検討し、それぞれの学校で実態に合わせた組織体制や活動方法を考えていくことが必要となる。その上で、学校を取り巻く既存の地域団体、地域における各種組織等との連携のあり方については引き続き検討を重ね、地域人材の重複による負担増、担い手不足など、地域を取り巻く課題についても解決を図っていくことが必要である。

また、全校園への学校運営協議会制度の導入の過程で、「小中一貫教育校」および「練馬区立幼稚園」への導入のあり方についても改めて検討を行う必要がある。

学校運営協議会制度の導入により、保護者および地域住民その他の関係者の理解を深め、「区民協働」の取組を進めるとともに、これらの皆さんとの連携および協力により「地域に開かれた学校（園）づくり」が推進されることで、「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」のための「子どもたちの笑顔輝く」よりよい環境づくりに資することを期待する。

令和 5 年度 練馬区学校運営協議会検討委員会検討経過

	日 程	内 容
第 1 回	7/10(月)	<p>①検討委員会の運営について</p> <p>②学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について</p> <p>③練馬区における学校と地域の協働について</p> <p>④実証校（3校）の実証目的および現状報告</p> <p>⑤検討事項の確認</p>
第 2 回	8/22(火)	<p>①実証校（3校）の現状報告</p> <p>②練馬区学校運営協議会規則（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所掌事項の取り決め（承認事項、意見具申事項 等）</li> <li>・学校運営協議会構成委員（任免、人数、構成、任期 等）</li> <li>・会議の持ち方（招集、開催、議決、公開の有無、部会設置可否 等）</li> <li>・学校運営の評価</li> </ul> <p>③学校運営協議会委員（区非常勤特別職公務員）の報酬額について</p> <p>④検討結果報告書作成について</p>
第 3 回	12/12(火)	<p>①実証校（3校）の現状報告</p> <p>②検討結果報告書（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクールの指定</li> <li>・練馬区における学校運営協議会の仕組み</li> <li>・学校運営協議会導入へ向けて</li> <li>・今後の方向性</li> </ul> <p>③練馬区学校運営協議会規則（案）について</p> <p>④学校運営協議会委員（区非常勤特別職公務員）の報酬額について</p> <p>⑤次年度以降の検討委員会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施校からの報告</li> <li>・実証校の選定 等</li> </ul>



練馬区学校運営協議会検討委員会設置要綱

令和 5 年 3 月 30 日  
4 練教教指第 4404 号

(設置)

第 1 条 学校運営に関する校長の権限と責任の下、地域・保護者等も一定の権限と責任を持って学校運営への参画を進めるため、練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱（令和 5 年 3 月 30 日 4 練教教指第 4404 号）第 2 条第 1 項に規定する学校運営協議会の実証校（以下「実証校」という。）の検証等を行うに当たり、練馬区学校運営協議会検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会はずぎの事項を検討する。

- (1) 練馬区における学校運営協議会制度のあり方、その意義および仕組みに関すること。
- (2) 学校運営協議会の設置にあたり、教育委員会規則の制定に必要な事項に関すること。
- (3) その他、運営に関し必要なこと。

(組織)

第 3 条 委員はずぎに掲げる者につき、教育長が委嘱または任命する委員 20 人以内をもって組織する。

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 学識経験者  | 1 人 |
| (2) 地域等代表者（町会関係者、学校応援団関係者、青少年委員会）  | 3 人 |
| (3) 区立の小学校および中学校の P T A 代表者  | 2 人 |
| (4) 区立の幼稚園、小学校および中学校の長   | 3 人 |
| (5) 実証校関係者（練馬区学校運営協議会実証校要綱第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者）                                | 6 人 |
| (6) 練馬区学校・地域連携事業実施要綱（平成 28 年 1 月 28 日 4 練教教指第 2902 号）第 5 条第 2 項に規定する統括コーディネーター | 1 人 |
| (7) 教育振興部長   | 1 人 |
| (8) 前各号に掲げる者のほか、第 5 条に規定する会長が必要と認める者   |     |

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 1 年とし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長および副会長)

第 5 条 委員会に、会長および副会長各 1 名を置く。

- 2 会長は学識経験者の委員とする。
- 3 副会長は、教育振興部長の職にあるものを充てる。
- 4 会長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会は会長が招集する。

2 会長は必要があると認めたときは、事案に関係ある者に委員会への出席を求め、意見を聴き、または説明を求めることができる。

3 会長は、検討結果を教育長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育振興部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、練馬区教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

練馬区学校運営協議会検討委員会運営要領

令和5年3月30日  
4 練教教指第4404号

(目的)

第1条 この要領は、練馬区学校運営協議会検討委員会設置要綱（令和5年3月30日4練教教指第4404号）に基づく、練馬区学校運営協議会検討委員会（以下「検討委員会」という。）の円滑な運営を図るために、必要な事項を定めるものとする。

(検討対象校)

第2条 検討委員会で検討を行う対象とする学校は、練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱（令和5年3月30日4練教教指第4404号）第2条第1項により指定を受けた練馬区立小・中学校とする。

(検討委員会の事務)

第3条 検討委員会が行う所掌事項に係る事務の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 学校運営協議会の導入および運用のあり方、課題等を検討すること。
- (2) 検討の過程および成果を練馬区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告すること。
- (3) 検討の過程および成果を地域および練馬区全体に周知し、学校運営協議会制度の普及・啓発に努めること。
- (4) 学校運営協議会の設置に向け、教育委員会に提言を行うこと。

(学校運営協議会制度の導入・運用に係る検討事項)

第4条 前条第1号の規定による検討事項は、おおむねつぎのとおりとする。

- (1) 学校運営協議会の機能、権限および責任に関する事項
- (2) 学校運営協議会の規模および運営方法ならびに委員の選出方法に関する事項
- (3) 学校運営協議会と教育委員会および学校長との関係に関する事項
- (4) 学校運営協議会と学校評議員会その他既存組織との関係およびその位置付けに関する事項
- (5) 検討対象校の学区およびその周辺における地域コミュニティの現状および将来像に関する事項
- (6) 地域の意見等を学校経営に反映するためのシステムに関する事項
- (7) 地域の教育力の効果的な導入方法に関する事項
- (8) 継続的に制度を維持するための方策に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。



## 1 検討委員会委員

	区分	所属・役職等	氏名
1	学識経験者（会長）	東京学芸大学 准教授	柴田 彩千子
2	教育振興部長（副会長）	教育振興部長	三浦 康彰
3	町会関係者	練馬区町会連合会 副会長 練馬中央自治会会長	木内 幹雄
4	学校応援団関係者	上石神井小学校応援団 副団長兼事務局長	伊藤 さおり
5	青少年委員	青少年委員会会長	関口 泰五
6	小学校 PTA 連合代表者	小学校 PTA 代表者	
7	中学校 PTA 連合代表者	中学校 PTA 連合協議会副会長	田中 美佳
8	幼稚園長会代表者	北大泉幼稚園長	金子 洋子
9	小学校長会代表者	中村小学校長	中村 直人
10	中学校長会代表者	貫井中学校長	桐野 和之
11	実証校校長	練馬東小学校長	高野 正之
12	実証校地域代表者	練馬東小学校	浅沼 敏幸
13	実証校校長	光和小学校長	矢島 直行
14	実証校地域代表者	光和小学校	長濱 秀幸
15	実証校校長	豊溪中学校長	山根 浩孝
16	実証校地域代表者	豊溪中学校	芝崎 健二
17	統括コーディネーター	光が丘第一中学校 学校支援コーディネーター	下地 京子

## 2 事務局

	区分	所属・役職等	氏名
1	危機管理室	区民防災課長	村野 真啓
2	地域文化部	地域振興課長	臼井 素子
3		協働推進課長	渡邊 秀樹
4		教育振興部	教育総務課長
5		教育指導課長	山本 浩司
6		副参事	風間 浩也
7	子ども家庭部	子育て支援課長	山根 由美子
8		青少年課長	小島 芳一

## 3 庶務担当

教育指導課 統括指導主事 原 僚平（CS 担当）  
                   指導主事 小林 宏幸（練馬東小担当）  
                   指導主事 田口 暁之（光和小担当）  
                   指導主事 高橋 庸介（豊溪中担当）  
                   管理係長 鴨志田 公孝  
                   管理係主査 横田 佑一  
                   サポート人材推進係長 菅原 貴子  
                                   主任 前村 安範  
 教育総務課 庶務係長 竹岡 博幸



練馬区学校運営協議会実証校事業実施要綱

令和5年3月30日  
4 練教教指第4404号

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定に基づく学校運営協議会制度の導入に向けた諸条件に関する実証を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 練馬区立小・中学校（以下「区立学校」という。）のうち、練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）が指定した学校（以下「実証校」という。）に学校運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 委員会は、前項の規定による指定に当たっては、当該指定をしようとする区立学校にその旨を通知するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委嘱)

第4条 委員は、つぎに掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。

(1) 実証校の地域住民（練馬区立学校通学区域に関する規則（昭和59年2月練馬区教育委員会規則第1号）第2条に規定する学校の通学区域に住所を有する者をいう。以下同じ。）

(2) 実証校の保護者（実証校に通学する児童または生徒の保護者をいう。以下同じ。）

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 実証校の学校長

(5) 前各号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者

2 前項3号に掲げる委員については、実証校の学校長が委員会に推薦することができる。

3 委員会は、前項の規定による推薦があったときは、これを尊重して委員の選考を行うものとする。ただし、これにより当該推薦のあった者以外の者を選考することを妨げない。

4 委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合には、新たに委員を委嘱するものとする。

(任期)

第5条 前条第1項の委員の任期は1年とし、同条第4項に規定する補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員の解職)

第6条 委員会は、委員がつぎの各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

(1) 委員から辞任の申出があった場合

(2) 第9条の規定に違反して秘密を漏らした場合

(3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えられない場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員に必要な適格性を欠く場合

(会長および副会長)

第7条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。ただし、委員が当該協議会に係る実証校の教職員である場合は、当該委員を除く委員のうちから会長を選出するものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議会の承認)

第10条 実証校の学校長は、つぎに掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校経営に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学校予算の編成および執行に関する事項

(4) 施設、設備等の管理および整備に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、実証校の学校長が必要と認める事項

(協議の結果に関する情報の提供)

第11条 協議会は、前条に規定する基本的な方針に基づく実証校の運営および当該運営への必要な支援に関し、地域住民、保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、実証校とこれらの者との連携および協力に資するため、実証校の運営および当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(意見の申出)

第12条 協議会は、実証校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、委員会または当該実証校の学校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、実証校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が都費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、委員会を経由するものとする。

(評価)

第13条 協議会は、実証校の運営状況等について、毎年度評価を行うものとする。

(意向の把握および運営の状況の公表)

第14条 協議会は、保護者および地域住民の意向を把握し、その運営に反映させるよう努めるものとする。

2 協議会は、その運営の状況について、保護者および地域住民に対し公表するものとする。

(協議会に対する情報の提供および説明)

第15条 委員会は、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に対し情報の提供および説明を行うよう努めるものとする。

(適正な運営を確保するための措置)

第16条 委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、実証校の運営に現に支障が生じ、または生ずるおそれがあると認める場合は、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

2 第7条から第8条まで、第11条から第14条までおよび前項に定めるもののほか、その運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

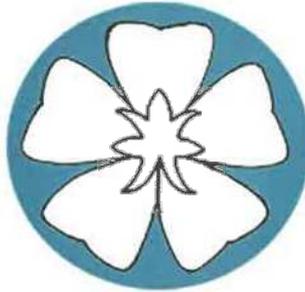


# コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度) 導入に関する研究



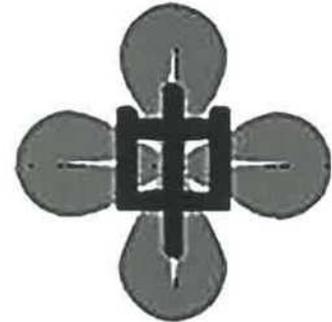
練馬東小学校

地域とつながる学校づくり  
～すすんで地域と関わる  
児童を目指して～



光和小学校

地域とともにある  
学校づくりを  
目指して



豊浜中学校

地域・保護者と  
連携・協働した  
魅力ある学校づくり



## あいさつ

練馬区教育委員会 教育長 堀 和夫

社会の変化が著しい時代を迎え、学校や地域を取り巻く課題が複雑化、多様化する中、本区では令和4年3月に策定した「第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン」において、区民協働の理念のもと、改めて「家庭や地域と連携した教育の推進」の重要性を示しました。また、これまで本区では、学校支援コーディネーターを全校配置し、地域人材を活用した学習支援等を推進してきました。

令和3・4年度には、更なる学校運営の充実に向け、小学校2校、中学校1校を「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」導入のための研究指定校とし、研究を進めてきました。各校においては、コミュニティ・スクール導入委員会を立ち上げ、学校・地域・保護者がよりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、熟議を重ね、それぞれの学校や地域の特性を生かした取組を数多く実践されました。

本研究を通じて、学校・地域・保護者の連携が深まるとともに、地域人材等を活用した豊かな教育活動の充実が図られたことは、本研究の大きな成果であります。これにより、当該校と地域が一体となった教育活動がより一層強固なものとなり、子供たちが地域の担い手としての自覚を高めることにつながると考えております。

今後、本研究成果を基に、区内各校の実態に合わせた、地域と連携・協働して取り組む教育活動の更なる充実が図られることを期待しております。

結びに、研究を推進してこられた練馬東小学校 高野 正之 校長、光和小学校 矢島 直行 校長、豊浜中学校 山根 浩孝 校長をはじめ各校の教職員の皆様、本区の取組の推進に熱心なご指導ご助言を賜りました三鷹市統括スクール・コミュニティ推進員(文部科学省CSマイスター) 四柳 千夏子 先生に深く感謝するとともに敬意を表し、あいさつといたします。

# あいさつ

練馬区立練馬東小学校  
校長 高野 正之

アフリカには、「一人の子供を育てるには、一つの村がいる」ということわざがあります。親戚や友人、近隣住民に学校といった地域社会全体で子供を育てるという意味です。このことは、国や文化を問わず、多くの人間関係を構築しながら子供を育てることの重要性を示唆しています。

人間関係の希薄化が深刻さを増す中で、コミュニティ・スクールの取組は、人間関係を拡大するチャンスだと捉えています。人口の多い練馬区では、小学校一校当たり1万人以上もの方々が学区域にお住まいです。様々な知識や知恵、経験をもった地域の方々と関わる機会をもつことは、子供の新たな可能性の扉を開くきっかけになると思います。

今回の研究を通して、私たちは、これまで以上に地域に目を向け、人との関わりを考え、授業の充実を図ることができました。教員だけでは、十分に伝えることのできない世界を教えていただいたり、貴重な体験をサポートしていただいたりしました。何か特別なことをするのではなく、子供たちのために、「できる人が、できるときに、できるだけのことをする」持続可能な活動を、今後も地域・保護者の皆様と考えていきたいと思えます。このような取組が更に広がり、学校と地域が活性化することを願っています。

練馬区立光和小学校  
校長 矢島 直行

学校は、保護者と地域の皆様に支えられています。とりわけ保護者と地域の代表で構成される学校評議員会の役割は大きいです。今、子供たちを取り巻く環境は急速に変化し、特にコロナ禍で教育活動が制限されたり行事が中止、変更となったりと、これまでの学校生活と大きく異なっています。学校と保護者、地域とのつながりも変わってきたかもしれません。教育活動を支援する地域人材の確保、ICT機器の利活用、その他複雑かつ多様な問題も直面しています。このような課題を解決するためには、学校や家庭、地域がそれぞれ個々に対応するのではなく、一体になることが必要です。

そこで、本校では昨年度から、「地域とともにある学校づくりを目指して」を研究主題に設定し、学校評議員を中心にコミュニティ・スクール導入委員会を立ち上げました。協議会では、「情報共有」「双方向の関係」を常に念頭に置き、児童の実態、保護者や地域、教師の願いと思い、PTA活動、教育活動、今日的課題について、お互いの立場から意見や考えを交わしました。お互いが共通理解を図ることができるように努めてきました。学校と保護者や地域とが協働体制を構築することは、いかなる課題も解決することができるとともに、教育活動を充実させ子供たちを健やかに育むことにつながります。

練馬区立豊浜中学校  
校長 山根 浩孝

本校は、今年度、開校75年を迎える伝統ある学校で、今まで多くの地域・保護者の皆様に支えられてきました。この間、子供たちを取り巻く環境は大きく変化し、これからは、予測困難で複雑化する社会の中、地域・保護者と連携・協働した学校運営が求められています。豊浜中学校では、これからますます変化していく時代やその先でも、地域から信頼され愛される学校にするために、教育の質を高め、地域の人材を活用した教育活動を実践することが必要と考え、練馬区が指定するコミュニティ・スクール研究校として、令和3年度より2年間の研究に取り組むことにしました。はじめのうちは、戸惑うことばかりでしたが、話し合いを重ねるごとに、学校、保護者、地域それぞれの思いや役割について共に理解を深めることができました。「生徒のために何ができるか」「生徒にとって楽しい学校となるにはどうすればよいか」議論が深まり、学校と地域・保護者が協働できる取組が少しずつ増えてきました。この2年間、学校と一緒に研究に関わってくださった地域・保護者の皆様、ご支援いただいた多くの皆様に感謝します。今後も魅力ある学校になるようご指導をお願いいたします。

# コミュニティ・スクールとは

変化の激しい時代を迎え、子供たちや学校を取り巻く環境が複雑化・多様化すると同時に、地域社会も様々な課題を抱えている。子供や学校、地域の抱える課題の解決、未来を担う子供たちの豊かな成長のためには社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。そのためには、どのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという教育の目標やビジョンを学校と保護者、地域住民が共有し、学校と地域が一体となって子供たちを育てていくための学校づくりが必要である。

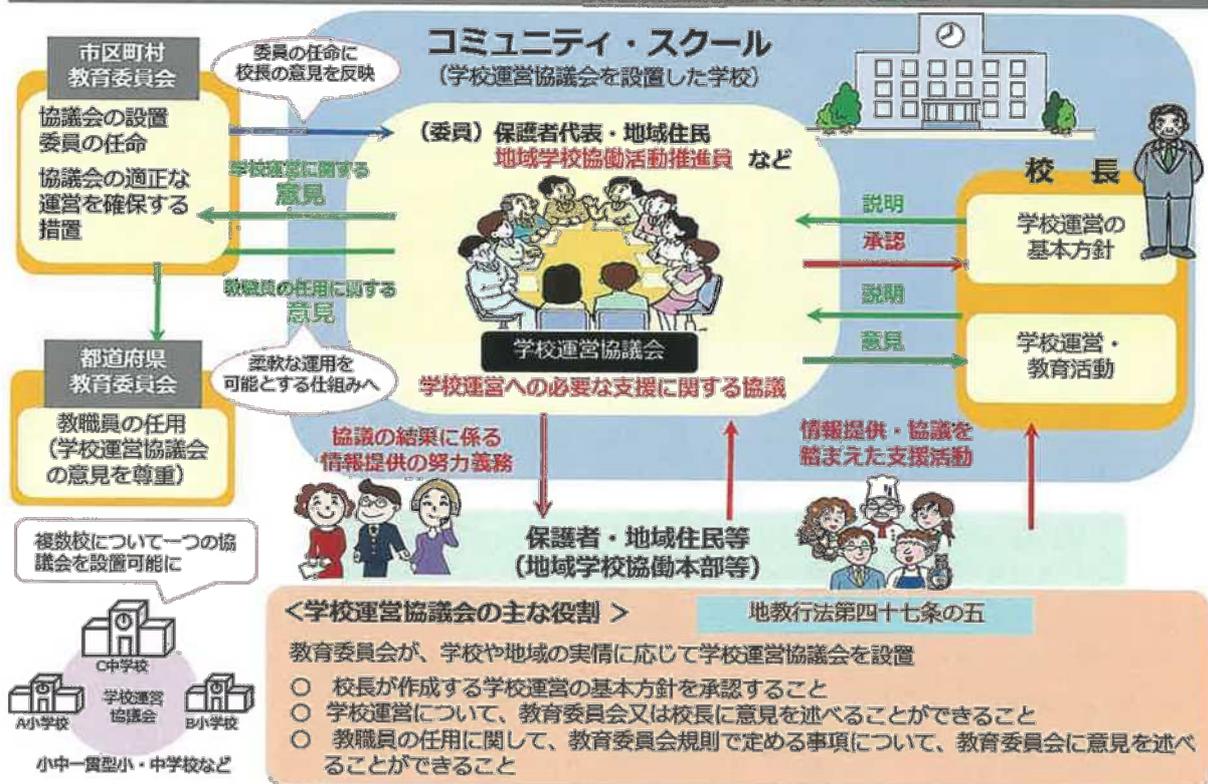
コミュニティ・スクールとは学校運営協議会を設置した学校のことであり、全国で導入が進められている学校と地域が一体となって子供たちを育てていくための仕組みである。

## 学校運営協議会とは委員の役割は

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 学校運営協議会は、区教育委員会によって学校に設置される。
- 学校運営協議会に関する具体的な規則は、区教育委員会が定める。
- 委員は、次に掲げる者について、区教育委員会が任命する。地域の住民、保護者、地域学校協働活動推進員その他の学校の運営に資する活動を行う者、区教育委員会が必要と認める者。
- 委員は、一定の権限を有し、学校と対等な立場で協議を行い、学校や区教育委員会に意見を述べることができる。

## コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



文部科学省ホームページ「学校と地域でつくる学びの未来」より引用

## 学校運営協議会の主な3つの役割

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
  - 学校運営について、校長又は区教育委員会に意見を述べるができる。
  - 教職員の任用に関して、区教育委員会規則に定める事項について、区教育委員会に意見を述べるができる。
- ※学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定、実施するものではない。

# 練馬区教育委員会の取組

## これまでの練馬区立 学校・園と地域の連携

これまで練馬区立学校・園では、様々な形で地域と連携した取組を行ってきている。学校評議員をはじめ地域の方々が様々な活動を通して、学校の教育活動を支えてくださっており、主なものを挙げると図のようになる。



最近の区の取組としては、学校・園と地域をつなぐ学校支援コーディネーターを全校・園に配置し地域と一体となった学校・園運営の推進や、区の特色である都市農業を活かした全区立小学校における農業者と連携した体験学習の充実などがある。こうした取組の一方で、地域連携には例えば次のような課題がある。

## 地域連携の課題

**1** 学校評議員は、制度上、委員の個人的な意見を述べるにとどまり、地域の声を学校運営に反映させづらい。



学校と地域が一体となって子供たちを育てていくために、もっと地域の声为学校運営に生かされる仕組みはないだろうか。

**2** 教育活動に協力してもらえ地域人材を探し出すことが大変。協力を依頼した後も連絡や打ち合わせに要する教員の負担が大きい。



学校と地域をつなぐ役割を担ってくれる人がいると助かるのだけど。

**3** 地域との連携に熱心な教員が異動すると、せっかくのよい取組も継続されない。



学校として、持続可能な方法で地域との連携を考えていかなくては。

**4** 地域の様々な活動を重複して支えている人もおり、担い手の負担が増加している。



いろいろな方に地域の活動を担ってもらえるような、広がりのある取組はできないだろうか。

コミュニティ・スクールを導入した学校運営による課題解決を検討

# コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入した学校運営の研究

文部科学省の資料では、コミュニティ・スクールの魅力として、次のことが示されている。

## 子供にとっての魅力

- 学びや体験活動が充実する。
- 自己肯定感や他人を思いやる心が育つ。
- 地域の担い手としての自覚が高まる。
- 防犯・防災等の対策によって、安心・安全な生活ができる。



## 教職員にとっての魅力

- 地域の人々の理解と協力を得た学校運営や「社会に開かれた教育課程」の実現が可能となる。
- 地域人材を活用した教育活動が充実する。
- 地域の協力により子供と向き合う時間が確保できる。



## 保護者にとっての魅力

- 学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれる。
- 地域の中で子供たちが育てられているという安心感がある。
- 保護者同士や地域の人々との人間関係が構築できる。



## 地域の人々にとっての魅力

- 経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながる。
- 学校が社会的つながり、地域のよりどころになる。
- 学校を核とした地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながる。
- 地域の防犯・防災体制等の構築ができる。



文部科学省総合教育政策局地域学習推進課「学校運営協議会」設置の手引き(令和元年 改訂版)(令和2年10月)を基に作成

コミュニティ・スクールの導入により、子供、教職員、保護者、地域の人々にとって様々な利点が考えられ、例として挙げた①～④の地域連携の課題についても、解決や改善を図っていくことが期待される。そこで、令和3・4年度の2年間、練馬東小学校、光和小学校、豊溪中学校の3校を教育課題研究指定校に指定し、コミュニティ・スクール導入に向けた研究を進めることとした。

## 3校をコミュニティ・スクール導入に向けた研究指定校に指定

練馬東小学校、光和小学校、豊溪中学校の3校に共通する研究経過は次の通りである。

### 令和3年度

- 4月 ・ 教育課題研究指定校に指定  
・ 研究計画策定、研究開始
- 5月～ ・ 学校、保護者、地域のニーズを把握  
・ 学校運営協議会導入委員会設置  
・ 課題整理、具体的な体制づくり 等
- ・ 地域と連携した教育活動の実践
- 2月 ・ 「練馬区教育実践発表会」において  
・ 研究成果の中間発表

### 令和4年度

- 4月～ ・ 昨年度までの研究を受け研究計画を修正  
・ 地域と連携した教育活動の実践
- ・ 研究発表に向けて、研究成果および課題を整理
- 11月 ・ 研究発表会において、研究成果の発表
- 12月～ ・ 次年度からのCS導入に向けた組織づくり等の準備

3校は、これまで培ってきた保護者・地域との連携体制を基盤に、保護者・地域と協力した授業の実施、地域とのつながりを生かした見学・体験活動の充実、地域の協力を得た放課後学習教室の実施など、地域と連携したよりよい教育活動に取り組んでいる。

次ページから、各校の取組を詳しく紹介

## コミュニティ・スクール導入のねらい



学校運営協議会導入委員会

### ①学校、地域、保護者が一体となった組織を作る

本校は、ここ数年で教員の大幅な異動があり、これまで行っていた出前授業が、担当教員の異動とともに、行われなくなったことがある。コミュニティ・スクールを導入することで、地域の方がコーディネーターとして窓口になり、子供たちに継続して様々な学習機会を提供することが可能となる。

### ②すすんで地域と関わる児童の育成を図る

様々な活動を通して、子供たち側からもすすんで関わり、学校の様子などを発信することができると、互いにより関係を築くことができ、更なる地域連携のつながりができると考える。社会的にも地域との人間関係が希薄化する中で、子供の社会性、人間性を育てるために、地域との協働を推進していきたい。

## 地域と連携した実践

各学年取組一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
学習	延び学習	延び学習	延び学習	延び学習	延び学習	延び学習	延び学習	延び学習
行事	運動会	運動会	運動会	運動会	運動会	運動会	運動会	運動会
1年		お楽しみ会						
2年		お楽しみ会						

人材バンク年間計画



### すすしろ学級「もの作り」(生活単元学習)

もの作りの学習で、モップ作りやスウェーデン刺しゅうなどに取り組んでいる。個々の実態に合わせて、糸通しや玉結び、バッグ作りの際のミシンの使い方など、児童の実技支援を依頼した。児童からは「糸を通せた。」など、できるようになった喜びの声が聞かれた。



### 1年「百人一首大会」(生活科)

日本の伝統文化に親しむ学習として、保護者に、百人一首かるたの読み手や審判等を中心に、学習の補助を依頼した。保護者による実践の場を設けたところ、児童から「本物みたい。」と驚きの声が聞かれると同時に、「早くやりたい。」「まねしてみたい。」など、学習意欲を高めることができた。



### 2年「めざせ野さい作り名人」(生活科)

野菜を育てる学習を通して、育て方に対する疑問が児童から生まれた。都市農業課の「練馬区農業者と連携した教育活動」を活用し、近隣で農業を営む方とつながることができた。「野菜のお悩み相談会」を開き、農家の方に野菜の育て方を教えてもらい、学習を深めることができた。

## ～すすんで地域と関わる児童を目指して～



### 3年「町の昔を知ろう」(総合的な学習の時間)

地域の昔についての理解を深めるため、学校近隣の5つの寺・神社に連絡を取り、見学を設定した。引率は、人材バンクを活用し、保護者7名に依頼した。また、地域の方の紹介によって、昔からこの地域に住んでいる方とつながり、話を聞く機会を設けることもできた。



### 4年「みんながくらしやすい町」(総合的な学習の時間)

様々な立場の人への理解を深めるために、点字やガイドヘルプの方法を教えてもらったり、車椅子体験をしたりした。その際には、地域の障害者支援施設の方や、介護人材派遣センターの方にサポートを依頼した。また、保護者の引率で、地域にある10か所の施設を訪問し、学びを深めた。



### 5年「みんなが過ごしやすい町へ」(国語科)

調べたことを報告する学習で、地域に詳しい町会長から話を聞いた。「この町にも知らないことがあるから調べてみたい」という児童の意欲を引き出すことができた。完成した報告文を町会長に届けたことで、児童の意欲が一層高まり、読み手を意識して書く力の育成にもつながった。



### 6年「未来について考えよう」(総合的な学習の時間)

キャリア教育の一環で、興味・関心をもつ職業についての児童アンケートの結果を基に、人材バンクから、4名の保護者に講話を依頼した。職業についての仕事内容や、やりがい、苦勞などの話を聞いたり、質問をしたりする機会を設けたことで、労働への理解が深まった。

## 研究の成果と課題、今後の展望

### ◎成果◎

- ・ 地域や保護者の方々に協力をいただき、学習に対する児童の興味・関心がより高まった。
- ・ 人材バンクの導入で、多くの保護者が学年の垣根を越えてサポートする環境が整った。
- ・ 「地域とつながる」という教員の意識が高まった。

### ◎課題◎

- ・ サポートの効果を高めるために、協力者への事前説明の方法を検討していく必要がある。
- ・ コミュニティ・スクールの活動を定着させるために、カリキュラムの見直しを図っていく必要がある。

### ◎今後の展望◎

2年間積み上げてきたことを土台とし、より円滑に誰もが活用できるようにしていく。授業に関するだけでなく、環境整備、安全管理など、より幅広い活動ができるようにしていきたい。

## コミュニティ・スクール 導入のねらい

学校と家庭、地域との連携を図るためには、どうしたらよいか。



### ◎課題◎

子供たちを取り巻く環境は変化し、特にコロナ禍で教育活動の再構築が求められている。学校の教育活動や行事だけではなく地域行事の中止や変更により、学校と地域とのかかわり方も変化している。また、学校や家庭、地域が抱える多様化する諸問題も増加している。

### ◎コミュニティ・スクール導入◎

様々な課題解決のためには、学校だけではなく家庭と地域との協働した学校運営が必要である。そのために本校では、これまでの学校評議員制度を発展させ、コミュニティ・スクール導入委員会を立ち上げた。昨年度から、「地域とともにある学校づくりを目指して」を研究主題に、学校と家庭、地域が一体となってコミュニティ・スクールを推進するために研究に取り組んでいる。

## コミュニティ・スクール 導入委員会の設置

子供たちのために何ができるだろうか。



コミュニティ・スクール導入委員会は、保護者と地域の代表である学校評議員8名(町会会長、現・元PTA会長、学校応援団長、主任民生児童委員、青少年委員)、管理職、主幹教諭2名、経営主任1名のメンバーで構成されており、本校では、学校評議員を中核として推進している。地域連携コーディネーターは、前PTA会長が担当している。



## コミュニティ・スクール 導入委員会の取組



毎月1回(第2土曜授業日)、導入委員会を開催している。学校評議員による授業参観後、導入委員会を実施している。導入委員会には、構成メンバーの他に、月ごとに各学年・専科主任や行事主任が参加し、学校の状況や課題等を共有している。

導入委員会では、「情報共有」「双方向の関係」に重点を置いている。学校の現状や課題をはじめ、願いや思い、教育活動や行事等について、お互いの立場から意見交換を行い、方向性の共有に努めてきた。話し合われたことを、学校とともにコミュニティ・スクール導入委員会から保護者、地域全体に情報を広げていきたい。

### ◎導入委員会でのある一コマ「2年生まち(お店)たんけんについての話し合い」◎

昨年度2年生は、2年ぶりのまちたんけんを予定。教員の異動やコロナ禍等により、これまで実施してきたお店体験をどのようにしたらよいかを教員が悩んでいた。導入委員会で相談したところ、地域連携コーディネーターが、商店街35の店舗を感染症対策を施した方法と店ごとに都合のよい時間を調整し、3名~4名で訪問するスケジュールを全て設定。当日、子供たちは円滑にお店を訪問することができ、充実した教育活動ができた。

この経験から、地域人材の活用にあたり、コミュニティ・スクールの果たす役割が大きいことと、改めて学校だけではなく、地域の協力が教育活動には必要であることを感じた。

コミュニティ・スクール導入の有効性を強く実感した一コマである。

## 具体的な取組の紹介

地域のことがよく分かった。



2年：まちたんけん（地元の不動産屋さんとの交流）



3年：農園活動（地元の農家さんとの交流）

ゲストティーチャーとして、活用できないだろうか。



教職員：地域連携コーディネーターの案内による石神井の町探検（地元のお茶屋さんとの交流）

## 「防災教育」とコミュニティ・スクールを連携させた取組例

### 【3年社会：消防団のはたらき】



教員・児童

双方向性のある連携

地域に消防団の方がいないでしょうか。子供たちに話を聞かせてあげたくて。

地域に消防団の方がいますよ。子供たちに、消防団に関心をもってもらえるよい機会だと思うので、すぐに連絡してみますよ。



導入委員（元消防団）



実際に地域の消防団の方のお話を聞いたり、消防服を見たりしたことで、学習の質が高まった。

### 【避難拠点】子供たちから地域へ「笑顔が絶えない避難拠点活動」を広めていきたい



導入委員（避難拠点運営連絡会会長）

双方向性のある連携

避難所では、子供たちの姿から地域の人たちへ広めていきたいと思っています。学校と連携した取組ができないでしょうか。

5年生の「防災教育」で、避難拠点を学習材として活用したら学習が深まると思います。



教職員・児童・保護者



防災イベントの開催（児童・保護者・地域）

## 研究の成果と課題、今後の展望



光和小学校の校章は、「のぼら」である。花びら一つ一つの「点」での地域活動や学校の取組をコミュニティ・スクール導入委員会のコーディネートで「線」となり、それぞれが子供たちを中心に「円」を描くように複合的につながり、波及効果があらゆるところで見られた。

教員自身も、地域の「人」「もの（店）」「こと（行事）」についての関心や理解を深め、学習材として効果的に授業に取り入れることのできる教員が多くなった。今後、学校のニーズを発信するとともに、家庭や地域のニーズも把握し、双方向性のある連携をさらに強化するとともに多様化する課題に対応できる資質・能力の更なる向上を目指していく。

## コミュニティ・スクール 導入のねらい

豊溪中学校は開校75年となる歴史と伝統ある学校で、これまで多くの地域や保護者の方々に支えられてきた。近年子供たちを取り巻く環境や課題は複雑化・多様化しており、その課題を解決していくために、これからの学校運営は学校、地域、保護者が目標や役割を共有して子供たちの成長を考えていく必要がある。学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、学校は「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、地域でどのような子供を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育て「地域とともにある学校」へと転換していくことが求められる。豊溪中学校をこれから5年、10年さらにその先でも地域から信頼され愛される学校としていくためにコミュニティ・スクールを導入することにした。この制度を導入することにより、地域ならではの創意や工夫を活かした特色ある学校づくりを進めていくことができることを期待している。

## カフェ スズシロ Cafe Suzushiro (放課後居場所づくり)



放課後から17時まで教室を開放し、地域の方、保護者や教師とゲームや工作、勉強やおしゃべりなどに過ごしながら交流を図ることを目的としている。部活動に所属している生徒でも参加しやすいよう、実施する曜日を毎回変えている。第4回目からは土支田児童館の協力も得て、もの作りができるブースを設置したり児童館で人気のあるゲームを持ってきてもらったりしている。学年の枠を超えて生徒同士が交流する姿も多く見られた。毎回生徒からは、「もっと頻繁に実施してほしい。」との声が出るほど盛況である。生徒は地域の方に名前と顔を覚えてもらえる嬉しそうな顔をするので、同じ地域に住む大人とゲームやおしゃべりを通じて交

流を重ね、生徒自身が「自分はいろいろな人に支えられている。」と実感できるような関係性を築いていくことを目標にしている。

## 花壇づくり・「ゆる部」



入学式に向けて校内を花でいっぱいにしようという試みで、入学式に合わせて咲くように地域のお花屋さんを選んでもらった苗で、地域の方、保護者とプランターに寄せ植えを作った。



また、ゆるい部活=ゆる部として、夏休み期間にポッチャ大会を実施した。生徒、教員、地域の方、保護者が一丸となって白熱した試合となった。

## 近隣学校との協働

学校の近くにある日本ウェルネススポーツ大学東京のバドミントン部の方に週1日来てもらっている。専門的に練習している学生との練習は、生徒の良い刺激になっている。また、同学校の職員でハードル走の元オリンピック選手の杉町さんに講演会と実技指導をしてもらった。オリンピック会場内の様子のお話など、生徒は興味深く聞いていた。実技指導では、身体の使い方次第で走りやすくなることに気付き、多くの生徒が驚いていた。



# 魅力ある学校づくり

## 各教科での主な取組



### 技術科 農家の方より栽培のアドバイス

1年生が栽培しているトマトの生育状況に関して、地元の農家の五十嵐宏さんにアドバイスをいただいた。連日続く猛暑で上手く育たなくなっていたものが、アドバイス通りに苗を置く場所を変えることで元気を取り戻し、たくさんのトマトを収穫することができた。トマトの生育についてのお話もしていただき、日頃自分が食べているトマトはよりよい商品にするためにとても手がかけられていることを知り、食育にもつながった。今後、大根栽培についても再びアドバイスをいただく予定である。



### 英語科 近隣高校と手紙の交流・英検二次対策

1年生の冬休みの出来事を手紙で伝えるという単元で、地域で英語を学ぶ高校生に返事を書いていただいた。自分で書いた手紙に、英文で返事が来ることはほとんどの生徒にとって初めてのことで、自分の英語が伝わる喜びを感じていた。また、英検の二次試験の対策として、英語を使って仕事をしている保護者に協力していただき、模擬試験を実施し、多くの生徒が合格した。



### 音楽科 能楽と太鼓の授業

地域で活動している旭太鼓の皆葉五男さん、観世流能楽師の松木千俊さんを招いて、体験授業をしていただいた。太鼓は2年生対象で、体に響く太鼓の音を直接感じながらの授業に生徒は目を輝かせて参加していた。地域のお祭りにも参加している団体なので、この授業から興味をもって団体に所属したり、お祭りに参加したりする生徒が増えることを期待している。



能楽は3年生対象で、能面を実際に装着し、鼓を打つなど貴重な体験をさせていただいた。古典文学に登場する物語の能面などもあり、表情の付け方や節回しのコツなど興味深く講師の先生のお話を聞いて質問も活発にしていた。

## 研究の成果と課題、今後の展望

### ◎成果◎

- ・地域・保護者との連携・協働する取組の研究を通して、地域の人材や資源について知ることができた。
- ・教科、領域、学校行事、部活動など様々な教育活動で、地域の人材や資源を活用する機会をもつことができた。
- ・地域・保護者・学校関係者と熟議する機会をもつことで、学校・地域・保護者との連携が深まった。

### ◎課題◎

- ・地域・保護者と教職員と一緒に話し合う時間をもつことが難しかった。

### ◎展望◎

- ・研究を通して学んだことを生かし、今後も地域・保護者と共に魅力ある学校にしていきたい。

## 成果

- 学校、地域、保護者が熟議を重ねる中で、お互いのニーズを把握し、連携を深めることができた。
- 積極的な外部（地域）人材の活用により、児童生徒の興味・関心を高める教育活動の充実を図ることができた。
- 地域人材や資源について、理解を深めることができた。



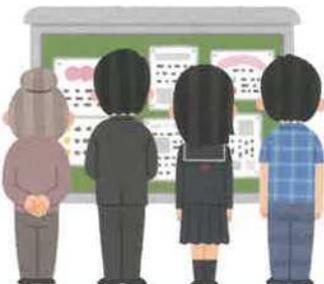
教員

次は〇〇の学習で△△さんに来ていただくことができそうだ。子供たちも喜ぶぞ。



## 課題

- 地域、保護者→学校だけでなく、双方向的な取組となるよう工夫していく必要がある。
- 連携の仕方によっては、教職員の負担が生じる場合がある。
- 学校・家庭・保護者が一堂に会し、定期的に話し合う機会を確保することが難しい。



学校の役に立てることがもっとないだろうか。子供たちは喜んでくれているかな。子供たちがもっと地域の行事に来てくれたらいいな。



地域住民

## 今後の展望

- 令和5年度は、本研究に取り組んだ3校を正式にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度を導入した学校）として、より実践的な研究および検証を進めていく。
- 区民との協働により、様々な社会課題の解決に取り組むため、3校をモデル校とし新たな地域連携のあり方について検討を進めていく。



教員

地域の特色を生かした教育活動を学校運営協議会で一緒に考えていきたいな。



本研究の推進にあたり、ご尽力いただきました練馬東小学校、光和小学校、豊浜中学校の校長先生はじめ教職員の皆様、保護者・地域の皆様、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。練馬区教育委員会は今後も、学校・保護者・地域が一体となり、子供たちを育てていく取組を推進してまいります。皆様のご支援とご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

令和 6 年 2 月 16 日  
教育振興部教育指導課

## 令和 4 年度練馬区立小中学校における体罰等の実態把握について

### 1 目的

体罰の根絶に向けた取組を行うため、体罰や体罰の疑いがあるような事例を見逃さず実態を把握する。

### 2 調査内容

令和 4 年度に発生した体罰、不適切な指導、行き過ぎた指導および暴言等またはその疑いのある事案の実態（裏面参照）

### 3 調査方法

- (1) 全教職員を対象とした校長による個別聞き取り調査
- (2) 全児童・生徒を対象とした質問紙調査および聞き取り調査

### 4 調査期間

令和 4 年 12 月 5 日から 12 月 22 日まで

### 5 練馬区調査結果

分 類		小学校	中学校	合計
(1)体罰		—	—	—
(2)不適切 な行為	ア 不適切な指導	2 校（2 件）	3 校（4 件）	5 校（6 件）
	イ 行き過ぎた指導	—	1 校（1 件）	1 校（1 件）
	ウ 暴言等	3 校（3 件）	2 校（2 件）	5 校（5 件）

※対象となる期間は令和 4 年度 1 年間であり、上記結果は調査期間終了後に発生した案件も含む。

## 体罰分類基準

分 類		基 準
①体罰		懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【例】たたく、殴る、蹴る、投げる、長時間にわたる正座・起立 (児童・生徒に指示して行わせた場合を含む。)
②不適切な行為	ア 不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使 【例】おでこを弾く(デコピン)、手をはたく(しっぺ)、小突く、胸倉をつかんで説教する
	イ 行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導 【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導
	ウ 暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動 【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する暴言、馬鹿にする、集中的に批判する
③指導の範囲内		注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使 【例】居眠りしている生徒を気付く程度に肩をたたいて目を覚まさせる、肩に触れて教室外に連れて行く、注意を聞かない児童・生徒の身体を押さえて、着席させる(社会通念上妥当な範囲に限る。)

■出典 体罰根絶に向けた総合的な対策 (平成25年9月12日 東京都教育委員会)  
 ※参照 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例 (文部科学省)

令和 6 年 2 月 16 日  
こども家庭部  
子ども家庭支援センター

## 民設子育てのひろばの開設について

子育てのひろばは、0～3歳の乳幼児と保護者を対象に、交流の場の提供や子育てに関する相談・情報提供等を行うものである。

区では、子育てのひろばびよびよに加え、社会福祉法人等が実施する民設子育てのひろば事業に助成し、子育てのひろばの拡充に取り組んでいる。

このたび、第2次みどりの風吹くまちビジョン改定アクションプラン〔年度別取組計画〕に基づき、民設子育てのひろばを1か所選定し、開設する。

### 1 新規開設のひろば

#### (1) 運営団体

名 称	おやこのひろば niico (にーこ)
代 表 者	田森 みのり

#### (2) ひろばの概要

名 称	おやこのひろば tocotoco (とことこ)
所 在 地	練馬区中村南三丁目6番14号(裏面位置図参照)
開 始 月	令和6年2月下旬(予定)
開室日時	週3日(月・水・土曜) 午前10時～午後3時

### 2 選定経過

民設子育てのひろばの開設を希望する団体を令和5年11月に公募したところ2団体からの応募があった。選定にあたっては、選定委員会を設け、事業計画書等の書類審査のほか、施設の実地調査および団体へのヒアリングを行い、上記団体に決定した。

### 3 周知

区ホームページ、SNS、チラシ等

4 参考

子育てのひろば配置図 別紙参照

《位置図》



所在地

練馬区中村南三丁目 6 番 14 号

